熊谷市環境白書

-熊谷市環境基本計画年次報告書-

【2025（令和 7）年度】



熊谷市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１章　熊谷市環境基本計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　地勢・気象・自然等の状況　・・・・・・・・・・・・・・　6

第３章　推進状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・　１１

環境目標Ⅰ　「DX・スマートシティを推進し、
環境と調和した脱炭素のまちを創ります」　・・・　１３

環境目標Ⅱ　「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」　・・・・　３９

環境目標Ⅲ　「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」　・・・　４８

環境目標Ⅳ　「環境資源を大切にするまちを創ります」　・・・・・・・　７５

環境審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・　８９



表紙の絵は、本塚　日奈子さん（熊谷東小学校５年生）の作品で、2025（令和７）年度熊谷市環境ポスター作品展において、最優秀賞を受賞したものです。

熊谷市環境白書及び資料編は、熊谷市ホームページに掲載しています。
資料編の内容は、次のとおりです。

・資－１　環境審議会会議記録　・資―２　データ集
・資－３　環境年表（熊谷市・全国の動き）　・資－４　環境用語集

はじめに

本市は、2005（平成 17）年 10 月に「熊谷市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2008（平成 20）年 3 月に「熊谷市環境基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

「熊谷市環境白書－熊谷市環境基本計画年次報告書－」は、「熊谷市環境基本条例」第 7 条の規定に基づき、環境の状況や環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を公表するため、毎年作成するものです。

令和 7 年度版の「熊谷市環境白書－熊谷市環境基本計画年次報告書－」は、2024（令和 6）年 3 月に改定した「第 2 次熊谷市環境基本計画（改訂版）」の施策の体系に基づき、2024（令和 6）年度の環境の状況及び実施施策等について掲載しています。



1. 計画改訂の背景

環境基本計画は、「熊谷市環境基本条例」の第 3 条に示された基本理念を実現するため、一層の環境保全と創造を推進する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものです。

第 1 次環境基本計画は、合併後の新たな市域における「熊谷市の環境」を保全・創造するため、2008（平成 20）年 3 月に策定し、2014（平成 26）年 3 月に前期 5 年間の達成状況の確認と評価のための見直しを経て、様々な環境問題への取組を実施してきました。

第 2 次環境基本計画は、第 1 次計画の策定から 10 年を迎え、「第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）」で採択された生物多様性保全への対応、地球温暖化に関する国際的な動向や国の政策への対応、東日本大震災に伴う放射性物質による環境汚染やエネルギー政策の転換など、本市を取り巻く状況が大きく変化していたことから見直し、策定を行いました。

本年度は第 2 次計画の改訂年度に当たることから、5 年間の達成状況の確認と評価を行うとともに、社会情勢や環境条件の変化に対応しつつ、2024（令和 6）年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すため、また、2022（令和 4）年 10 月 28 日に「ゼロカーボンシティくまがや」を宣言したことを踏まえ、「第 2 次熊谷市環境基本計画」を改訂いたしました。

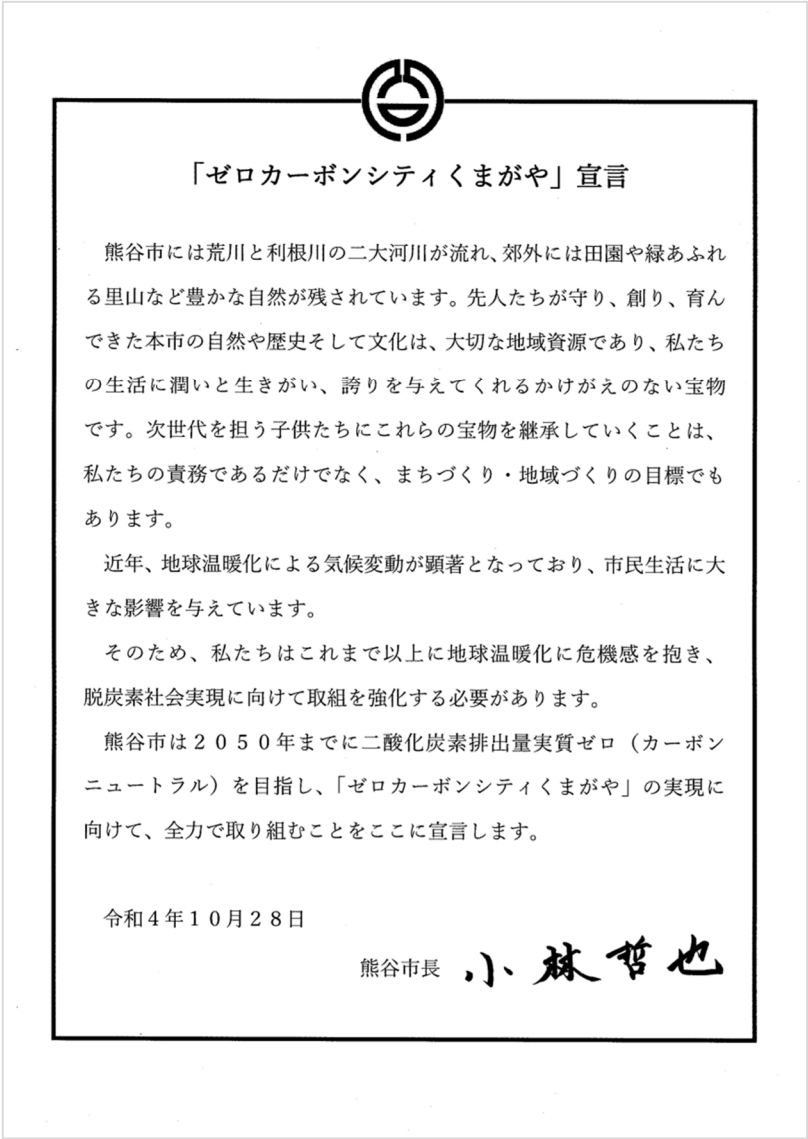

「ゼロカーボンシティくまがや」宣言

熊谷市には荒川と利根川の二大河川が流れ、郊外には田園や緑あふれる里山など豊かな自然が残されています。先人たちが守り、創り、育んできた本市の自然や歴史そして文化は、大切な地域資源であり、私たちの生活に潤いと生きがい、誇りを与えてくれるかけがえのない宝物です。次世代を担う子供たちにこれらの宝物を継承していくことは、私たちの責務であるだけでなく、まちづくり・地域づくりの目標でもあります。

近年、地球温暖化による気候変動が顕著となっており、市民生活に大きな影響を与えています。

そのため、私たちはこれまで以上に地球温暖化に危機感を抱き、脱炭素社会実現に向けて取組を強化する必要があります。

熊谷市は２０５０年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指し、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現に向けて、全力で取り組むことをここに宣言します。

令和４年１０月２８日

熊谷市長　小林哲也

2. 計画の目的と位置づけ

本計画は、「熊谷市環境基本条例」に示された基本理念と、市の総合的な施策を示した「第 2 次熊谷市総合振興計画」における本市の将来都市像の『子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～』を環境面から実現するものです。

そのために、本市の環境上の特性を踏まえ、市域の環境保全と創造に資する長期的な目標及び総合的な施策を示します。また、市が策定するその他環境に関連する計画や各種事業計画と整合が図れるよう、各種施策の環境面での基本的方向を示すものとします。

さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」、並びに熊谷市脱炭素ロードマップを含めた計画として、本計画を位置づけています。

■熊谷市環境基本計画の位置づけ

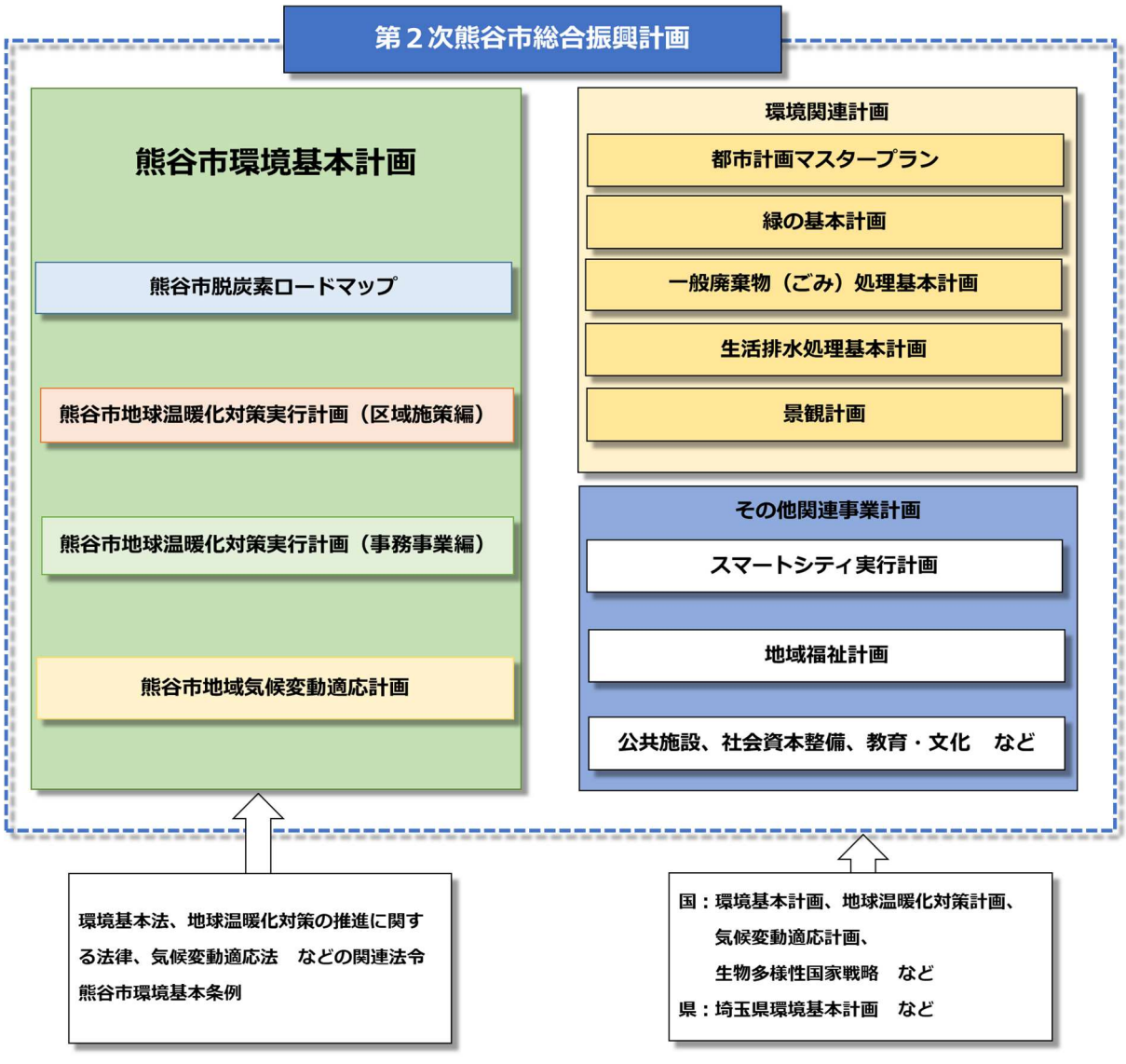

3. 計画の期間

本計画は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2027（令和 9）年度を目標年度としていましたが、2020（令和 2）年 10 月に政府が実施した「2050 年カーボンニュートラル宣言」をはじめとする脱炭素への機運向上など、社会情勢の変化に対応するため、目標年度を 2030（令和 12）年度へと変更します。

新たな目標年度である 2030（令和 12）年度には、13 年間の達成状況の確認と評価を行い、あわせて、社会情勢や科学的知見の変化等や総合振興計画との整合性を図りつつ、2031（令和 13）年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものとします。

■熊谷市環境基本計画の計画期間

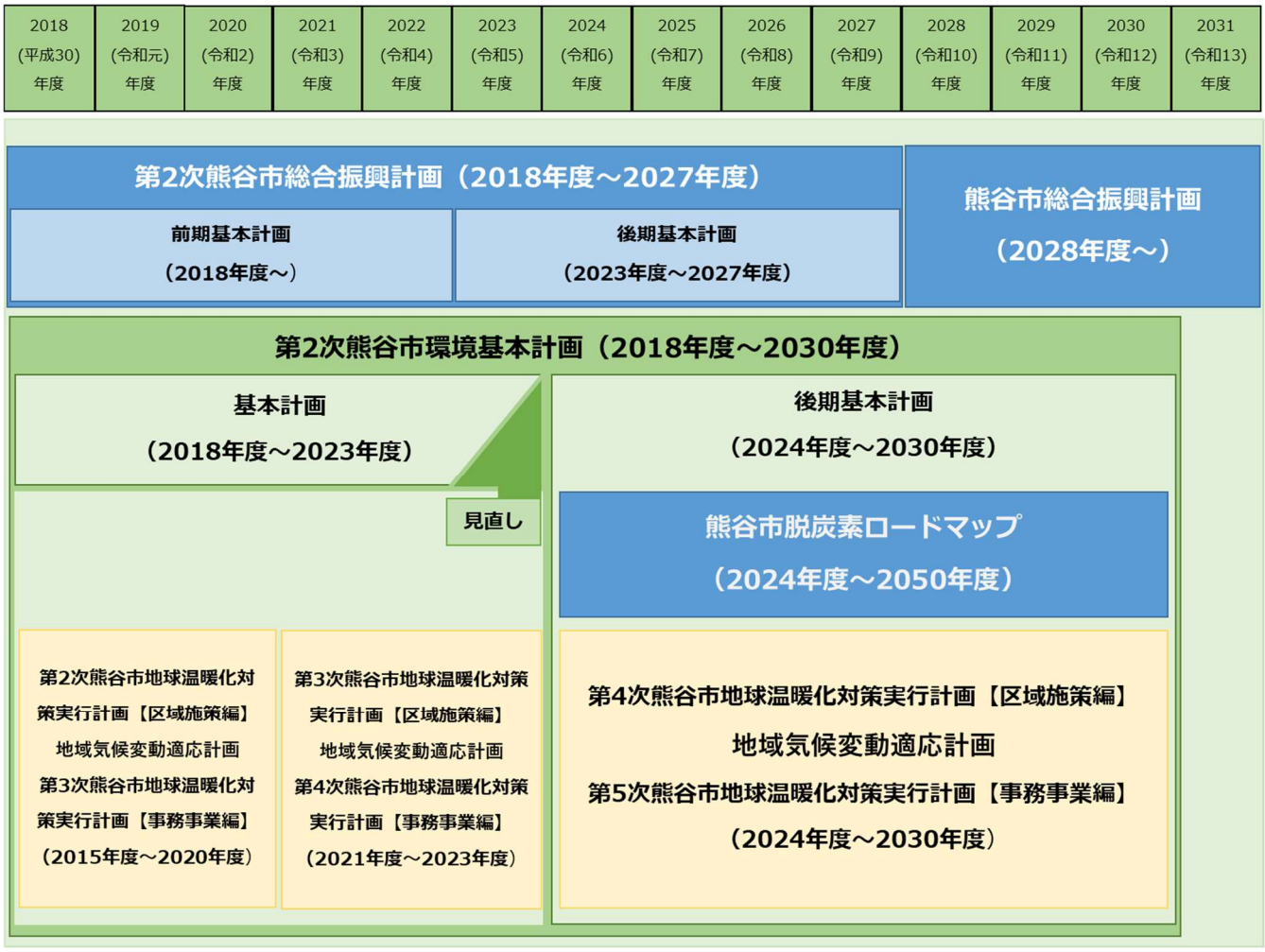

4. 計画の対象範囲

環境問題は、地球環境から身近な生活環境まで様々なものがありますが、本計画では、次の領域を対象とします。

地球環境
地球全体や将来の世代に関わる環境
資源・エネルギー、地球温暖化、
オゾン層の破壊　等

生活環境
市民生活の中で生じる環境
大気、水質、土壌汚染、騒音・振動、
悪臭、有害化学物質　等

自然環境
自然の保全、保護、創出に関わる環境
地形・地質、土壌、気象、
水、緑、動植物　等

快適環境
生活に安らぎと潤いを与える環境
DX、スマートシティ、景観、公園・
緑地、環境美化、交通、歴史・文化、
道路、下水道　等

5. 計画の担い手

本計画で示される環境の保全及び創造を推進していくために、行政・市民・事業者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

主体	役割と責務
市	・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施 ・各種の環境に配慮した行動の率先実行 ・環境の保全及び創造に関する情報提供、必要な制度の整備 ・国、県、市民、事業者、民間団体等への支援や連携による環境施策の推進
市民	・環境の保全及び創造についての関心と理解を深める ・自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践 ・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携
事業者	・事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全のための措置 ・自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践 ・事業活動及び製品等の製造から廃棄に至る各過程における環境負荷の低減 ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携

01　地勢・気象

1　地勢･概況

本市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、 東京都心までは、50～70km 圏にあります。

市域の大半が平坦な地形ですが、西部は櫛挽台地、南部は江南台地及び比企丘陵の一部となっており、畑や平地林におおわれています。

また、南部は荒川、北部は利根川の日本を代表する2つの河川が流れ、豊かな水と肥沃な大地により自然環境が形成されています。

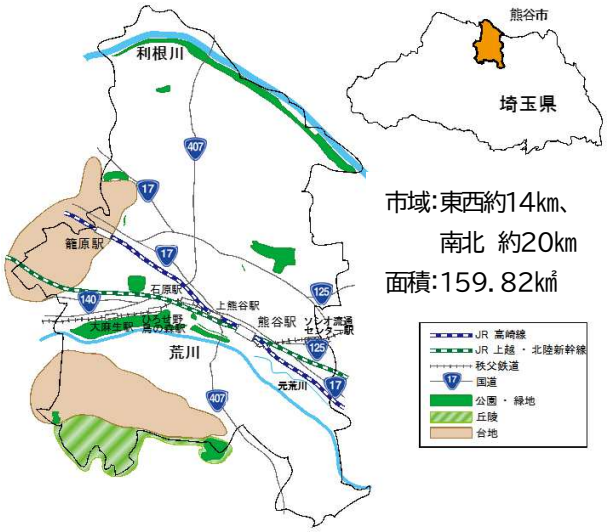

2　人口等

人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たりの人員は約2.11人となっています(資料:熊谷市統計書(各年10月1日現在))。

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
人口	195,814	194,122	193,502	192,553	191,244
世帯数	87,712	88,095	89,118	89,951	90,601

3　気象

本市は、夏は暑く、冬は寒い、寒暖の差が大きい特色ある気候です。

特に、夏は日中の気温が非常に高くなります。また、年間の日照時間が長く、「統計でみる都道府県のすがた 2023」によると、2021(令和3)年の都道府県庁所在地の観測地(ただし、埼玉県は熊谷市、東京都は千代田区、滋賀県は彦根市)の年間日照時間は全国4位となっています。(資料:気象庁)

①最高気温の記録(熊谷市)

順位	気温(℃)	観測日
1	41.1	2018(H30).7.23
2	40.9	2007(H19).8.16
3	40.0	2024(R6).7.29
4	40.0	2022(R4).7.1
5	39.9	1997(H9).7.5
6	39.8	2011(H23).6.24
7	39.7	2000(H12).9.2
〃	39.6	2020(R2).8.11
9	〃	2001(H13).7.13
10	39.5	2022(R4).8.15

②最高気温の記録(全国の観測地点)

順位	都道府県	観測所名	気温(℃)	観測日
1	静岡県	浜松	41.1	2020(R2).8.17
〃	埼玉県	熊谷	〃	2018(H30).7.23
3	栃木県	佐野	41.0	2024(R6).7.29
〃	岐阜県	美濃	41.0	2018(H30).8.8
〃	〃	金山	〃	2018(H30).8.6
6	高知県	江川崎	〃	2013(H25).8.12
〃	静岡県	天竜	40.9	2020(R2).8.16
8	岐阜県	多治見	〃	2007(H19).8.16
〃	新潟県	中条	40.8	2018(H30).8.23
〃	東京都	青梅	〃	2018(H30).7.23

③年間日照時間(2021(令和3)年)

順位	都道府県	時間
1	山梨県	2319.5
2	静岡県	2304.4
3	茨城県	2263.1
4	埼玉県	2245.3
5	群馬県	2218.0
6	神奈川県	2215.8
7	高知県	2211.4
8	徳島県	2189.2
9	大阪府	2179.8
10	兵庫県	2178.6

④年平均気温の推移

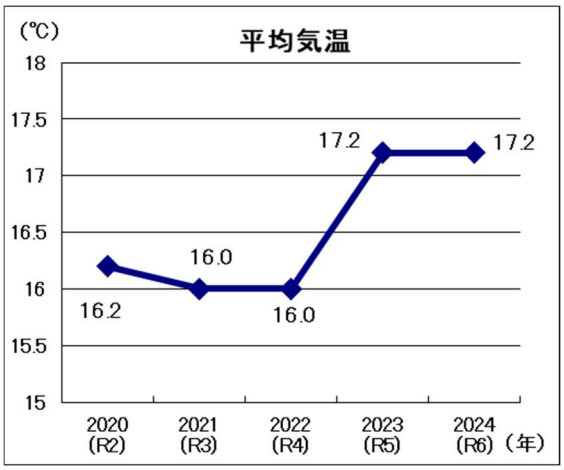

⑤月別平均気温と月別平年値の比較

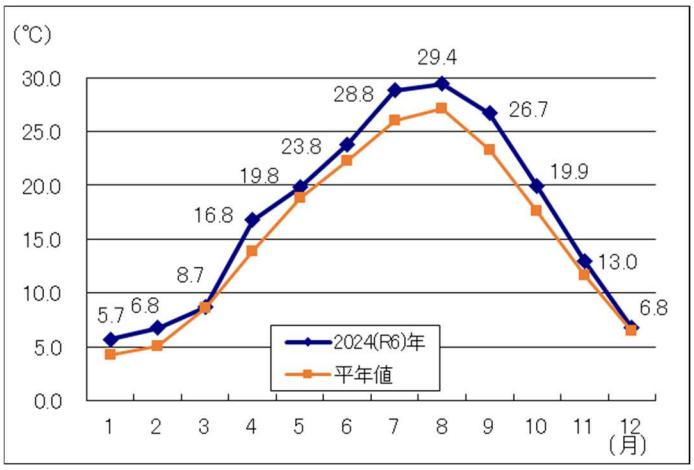

⑥年間降水量の推移

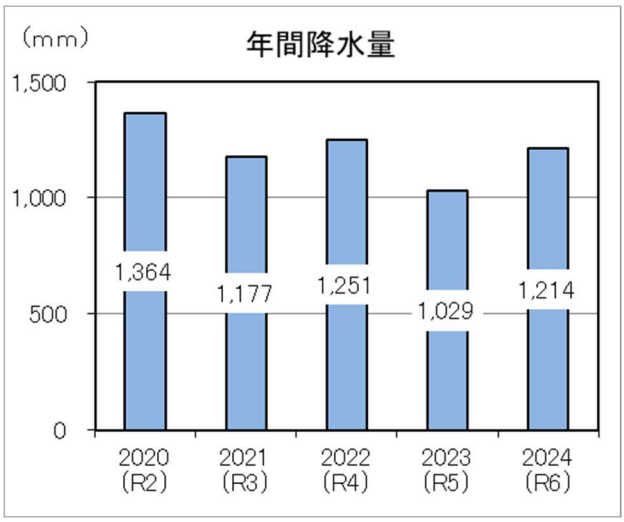

⑦年間日照時間の推移

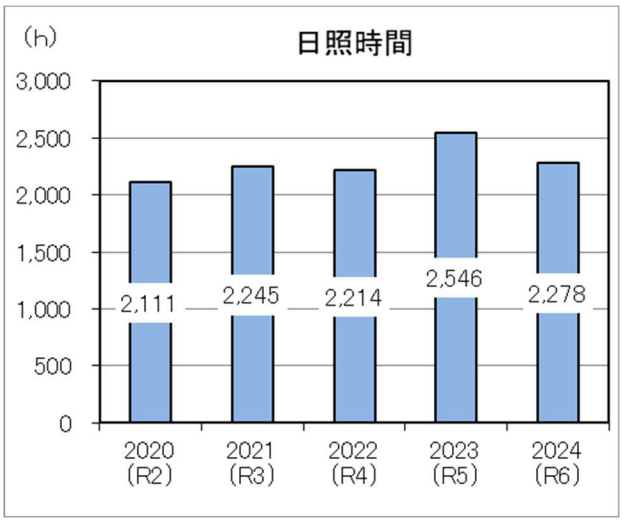

⑧真夏日･猛暑日観測日数の推移

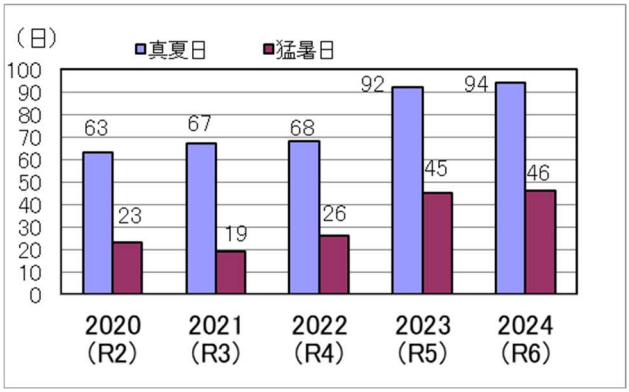

※ 真夏日:一日の最高気温が 30℃以上
※ 猛暑日:一日の最高気温が35℃以上
※ 真夏日は最高気温が30℃以上になった日のことをいいますので、35℃以上の猛暑日も日数に数えられています。

02　自然等の状況

1　熊谷市指定記念物・天然記念物

①　カヤ(拾六間　徳蔵寺)	樹高 23m、幹回り 3.6m、江戸時代中期頃から生育と伝わる。
②　イチイガシ(拾六間　徳蔵寺)	樹高約35m、幹回り 2.6mで地上から約6mのところで双幹となっている。江戸時代後期から生育と伝わる。
③イヌザクラ(三ヶ尻　個人)	樹高約15m、幹回り3m。江戸時代中期頃から生育し、この種としては県下で一番古い。
④クロガネモチ(肥塚　個人)	樹高約12m、幹回り約2m、江戸時代中期頃から生育と伝わる。
⑤ナギ(新堀新田　個人)	樹高 25m、幹回り 1.9m、江戸時代中期頃から生育と推定。
⑥ムクロジ(東別府　香林寺)	樹高16m、幹回り 1.9m、江戸時代後期から生育と推定。 もくれんじゅとも呼ばれる。
⑦スズカケノキ （末広　熊谷女子高校）	樹高約30m、幹回り 5.0m、明治44(1911)年頃に新宿御苑の母株から移植されたと推定される。
⑧カヤ(中奈良　国性寺)	樹高25m、幹回り 3.6m、江戸時代前期頃から生育と推定。
⑨シイノキ(八ツ口　長昌寺)	樹高9m、平安時代末頃、この地を斎藤実盛が鬼門除けの祈願所に選び、そのあかしとして植えた3本のうち、唯一残ったものといわれる。

※　原島の養平寺にあるキャラボク(樹高 2.5m、幹回り 0.96m、江戸時代中期頃から育成と推定)については、枯れたため、2024(令和6)年1月30日に指定が解除されました。その他の樹木については、おおむね良好な状態です。



①　カヤ
（拾六間　徳蔵寺）



②イチイガシ
（拾六間　徳蔵寺）



③イヌザクラ
（三ヶ尻　個人）



④クロガネモチ
（肥塚　個人）



⑤ナギ
（新堀新田　個人）



⑥ムクロジ
（東別府　香林寺）



⑦スズカケノキ
（末広　熊谷女子高校）



⑧カヤ
（中奈良　国性寺）



⑨シイノキ
（八ツ口　長昌寺）

2 自然等の状況概要図

本市には、豊かな水辺、平地林や斜面林など変化に富んだ環境に多様な動植物が生育しています。

しかし、近年の動植物を取り巻く環境の変化により個体数の減少が見られ、この中にはムサシトミヨなどの絶滅危惧種等も含まれており、生息・生育環境そのものの保全が課題となっています。

また、外来生物の侵入による生態系への影響等も懸念されています。



地区	番号	名称	説明
熊谷	①	元荒川周辺	 ムサシトミヨが生息する元荒川の源流部の県指定天然記念物区間は、2008(平成20)年6月に平成の名水百選に選定されました。この地域は、熊谷市やムサシトミヨ保全推進協議会(地元自治会・環境団体・行政などで構成)により保全活動がなされています。
	②	三尻観音山 (市指定記念物・名勝)	  荒川の浸食により残った丘陵(残丘と言われている)で、アカマツやクヌギなどからなる樹林の林床には、低地性のニッコウキスゲやカタクリの小群落があります。 ヤマガラ、カケス等樹林性の鳥類も確認されています。 また、南側に沿って流れる小川にはシジミやカワニナが生息しています。
	③	荒川大麻生公園	 大麻生地区に広がる荒川河川敷は扇状地特有の形態をなし、全国でも有数のカワラナデシコの群落地で、他に、カワラサイコ、カワラハハコなど河原特有の植物が自生しており、これらは市民参加のエコ・パークボランティアが主となって、毎年の火入れにより環境の保全・管理が図られています。 野鳥の種類も多く、水面や砂礫地ではコハクチョウ、カモ類、シギ・チドリ類、サギ類、草原や潅木林ではヒバリ、ホオジロ、キジなど、明るい林や森ではエナガやアオゲラが観察できます。春と秋の渡りの時期にはキビタキ・オオルリ、冬にはベニマシコやミヤマホオジロなどが観察され、オオタカ、フクロウなどの猛きん類も1年を通じて観察されます。昆虫類では、キバネツノトンボ、ウスバカミキリ、ミヤマセセリなども確認されています。
	④	別府沼公園	 貴重な自然が残されている総合公園として整備されています。ここにはミゾコウジュ、ヒメシロアサザ、ミクリ、キタミソウなど、多くの湿生植物が繁殖しています。 その生育環境は「別府沼を考える会」を中心として行われている保護活動などにより守られており、イタチ、ノウサギなどの哺乳類が観察されているほか、鳥類はカイツブリ、カワセミなどの水辺の鳥、冬場は多くのカモ類が越冬しています。 国内の別の地域から移入したヌマガエルや、オオクチバスなどの特定外来生物も確認されています。
大里	⑤	切れ所 (市指定記念物・名勝)	 度重なる荒川洪水の破堤により形成された沼で、1938(昭和13)年9月1日に上陸した台風により、現在の形に拡大しました。現在は釣りが楽しめます。
	⑥	中の渕 (市指定記念物・名勝)	 度重なる荒川洪水の破堤により形成された沼で、形成当初よりは規模が小さくなりましたが、安定した水量を維持しています。現在は釣りが楽しめます。
妻沼	⑦	備前渠用水路	 1604(慶長9)年に、伊奈備前守忠次が開削した埼玉県最古の用水路で、2020(令和2)年12月に「世界かんがい施設遺産」に登録されました。今でも素掘りの所が多く、当時の面影を残しています。
	⑧	江袋溜井 (江袋沼)	 この沼は、慶長年間(1600年頃)に伊奈備前守の命によって開発された溜井(農業用水の貯留池)で、そのほとりには弁天様が祭られています。キタミソウやショウブ、カワセミなどの希少な動植物が生息する水辺空間です。 生態系を保護しながらの護岸整備を行っており、キタミソウなどの希少植物の観察をすることができます。
江南	—	江南台地	江南台地では斜面林や平地林が形成されており、クヌギ、コナラに加え、植林されたスギやヒノキが見られます。また、大沼など多くの池沼が点在しているのも特徴です。動物は、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギなどの中型の哺乳類が確認されています。野鳥は、ホオジロ、ウグイス、ホトトギス、アカゲラに加え、オオタカ、フクロウなど猛きん類が観察されます。
	—	ため池と棚田	江南台地及び比企丘陵が広がる地域では、中世以降、灌漑用のため池が数多く築かれました。その下には棚田が広がっており、自然の造形と先人の知恵が融合した独特の景観を形成しています。
	⑨	大沼自然環境保全地域	 大沼と天然性のアカマツ林からなり、自然性の高い状態を維持しており、自然植生の極めて少ない埼玉県北部としては貴重な存在です。 埼玉県自然環境保全条例の指定を受けて保全されており、カモ類の越冬も見られます。
	—	里山保全活動	人の手が入らなくなり、荒れ放題になっていた里山を、ふれあいの場として、整備することを目標に、木の間伐や下草刈りが三本自治会及び小江川自治会を中心に定期的に行われています。
	—	ホタルの保護活動	千代地区・柴地区・樋春地区・上新田地区などでゲンジボタルが繁殖しています。うち、9か所は「熊谷市ホタルの保護に関する条例」で保護重点区域に指定されています。2012(平成24)年2月には、熊谷市ほたるを保護する会が発足し、ホタルの保全活動を行っています。
	⑩	荒川・押切虫の音	残したい日本の音風景百選(平成8年環境庁)」に選定された地域で、マツムシ、スズムシ、カンタン、エンマコオロギなど29種類の鳴く虫が確認されています。

※ ④別府沼公園及び⑦備前渠用水路などではクビアカツヤカミキリの被害による影響が懸念されています。

施策の体系

将来の環境像	環境目標	SDGs	基本方針
豊かな自然 未来へ育み伝えるまち 熊谷	【環境目標Ⅰ】 DX・スマートシティを推進し、環境と調和した脱炭素型のまちを創ります		【Ⅰ-1】 DX・スマートシティの推進 【Ⅰ-2】 地球温暖化対策の推進 【Ⅰ-3】 ヒートアイランド対策の推進 【Ⅰ-4】 環境に配慮した産業の推進 【Ⅰ-5】 良好な都市環境の創造 【Ⅰ-6】 循環型社会の構築
	【環境目標Ⅱ】 環境の保全・創造に寄与する人を育てます		【Ⅱ-1】 環境意識の啓発 【Ⅱ-2】 環境教育・環境学習の推進 【Ⅱ-3】 協働による環境活動の推進
	【環境目標Ⅲ】 環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します		【Ⅲ-1】 快適な生活環境の確保 【Ⅲ-2】 有害化学物質等の適正な管理
	【環境目標Ⅳ】 環境資源を大切にするまちを創ります		【Ⅳ-1】 豊かな自然環境の保全・創造 【Ⅳ-2】 歴史・文化的環境の保全

基 本 施 策
①スマートシティの推進　②スマートエコタウンの整備促進　③DXの導入促進
①省エネルギー活動の推進　②再生可能エネルギー等の導入促進
①人工排熱の低減　②建築物・地表面等の高温化抑制 ③「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発　④気候変動への適応
①地域資源を活用した取組の支援　②産学官の連携推進
①環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進　②緑地の整備　③緑と親しむ場の創出
①廃棄物の発生の抑制、再利用の促進　②不法投棄対策の推進
①環境美化の推進　②環境情報の発信　③環境に配慮した行動の普及啓発
①環境教育の推進　②環境学習の推進
①環境活動団体や地域での環境活動の支援　②環境活動のパートナーシップの拡充
①公害の防止　②大気汚染対策　③水質汚濁対策　④土壌汚染対策　⑤騒音・振動対策 ⑥悪臭対策
①ダイオキシン類対策　②アスベスト対策　③有害化学物質等の排出抑制　④放射性物質対策
①水循環の確保　②里山・樹林地の保全　③動植物の保護及び生育環境の保全 ④自然環境のネットワークづくり
①文化財の保護及び市史の編さん　②伝統文化の保護・伝承

第３章　推進状況

環境目標Ⅰ

「DX・スマートシティを推進し、環境と調和した脱炭素のまちを創ります」

01　指標の評価

表中の項目【方針 No.】は、「02 各施策への取組み」の基本方針の番号となっています。

方針NO.	環境指標	単位	計画策定時 (2016(H28)年度)	目標値 (2030(R12)年度)	現状値 (2024(R6)年度)	評価
基本方針Ⅰ-2	市有施設の CO2 削減率※1※2	%	-	50	15.3 -3.7	△
	市の事務事業からの温室効果ガス排出量※2	t-CO2	20,735 20,200 (2019(R1)年度)	11,269 9,196	19,085 19,085	△
	市域全体からの CO2 削減率※3	%	17	26	24.9 (2022(R4)年度)	○
	一日エコライフ DAY の取組人数(職員・家族)	人	969(夏) 1,022(冬)	1,500	1,659(夏) 1,619(冬)	◎
	省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	%	87.3	95	88.5	△
	太陽光発電システム(10kw以上)を導入した市有施設数	箇所	27	35	29	△
	新エネ・省エネ等設備設置世帯数(市の補助制度を利用したもの)	世帯	393	500	814	◎
	次世代自動車の導入数(庁用車)	台	31	65	16	×
基本方針Ⅰ-3	公共交通に満足している市民の割合	%	41.6	50	38.1	×
	ゆうゆうバス利用者数	人	214,048	200,000	191,244	×
	シェアサイクリング利用者数※4	人	-	30,000	25,651	○
	シェアサイクリングポート数	か所	-	35	29	○
	県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	%	2.7	3.3	3.5	○
	自主防災組織率	%	70.91 (2018(H30)年度)	85	80.7	△
基本方針Ⅰ-4	特別栽培農産物作付面積	ha	55	55	45	○
	地産地消参加農家数	戸	668	700	595	△
	直売所の売上高	百万円	1,366	1,551	1,831	◎
	環境マネジメントシステム導入事業者数	所	110	120	85	×
基本方針Ⅰ-5	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	%	50	53	46.8	△
	緑化道路延長	m	45,089	50,521	47,761	△

環境目標Ⅰ「DX・スマートシティを推進し、環境と調和した脱炭素型のまちを創ります」

方針NO.	環境指標	単位	計画策定時(2016(H28)年度)	目標値(2030(R12)年度)	現状値(2024(R6)年度)	評価
基本方針Ⅰ-5	公園に親しみを感じる市民の割合	%	-	65	54.6	△
	公園サポーター制度を導入している割合	%	73.4	90	74.5	△
基本方針Ⅰ-6	市民1人1日当たりのごみ排出量	g	1,114	992	1,027	△
	ごみの資源化率	%	22.2	26	19.6	△
	マイバッグを利用している市民の割合	%	59.2	90	83.4	○
	コンポスター・生ごみ処理容器等購入補助件数	件(累計)	3,735	5,500	4,707	○

※1 第４次熊谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】により、基準年度を 2013(平成 25)年度としています。
※2 上段は電気の排出係数に基礎排出係数(または実排出係数)を、下段は調整後排出係数を用いて算定した値です。
※3 第３次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】により、基準年度を 2013(平成 25)年度としています。
※4 民間事業者が実施するシェアサイクリング事業の利用実績です。

【指標の評価】
◎:2030(R12)年度の目標値を達成している。
○:2030(R12)年度の目標値に近づいている。
△:2030(R12)年度の目標値に近づいていない。
×:計画策定時の現状値より悪化している。
－:現状値がない等により評価・把握をしていない。

【現況と課題】

基本方針Ⅰ-2	地球温暖化による急激な気候変動が顕著に表れていることから、脱炭素社会の実現が急務で、計画に則り各施策を推進していく必要があります。新エネ・省エネ等設備設置世帯数は、太陽光発電設備や家庭用蓄電池の設置が標準となる ZEH 基準を満たす住宅やスマートハウスを建てる世帯が増えているほか、本市の補助要件を満たす省エネ家電を選ぶ家庭が増えています。また、市有施設の CO_2削減については、建物 ZEB 化等、CO_2削減に大きく寄与する施策の検討が必要です。
基本方針Ⅰ-3	人工排熱の低減に向け、公共交通や自転車利用の促進についてさらなる周知・啓発に努める必要があります。また、熱中症予防のため、防災行政無線を始めとする注意喚起や暑さを避けてもらえるようクーリングシェルターを一般開放しました。危険な暑さから市民の皆さんの健康を守るための周知・呼びかけが引き続き必要となります。
基本方針Ⅰ-4	持続可能な事業活動を構築するためには、環境に配慮し、かつ経済的にも成長する必要があります。環境・エネルギー分野などの次世代技術の支援や環境ビジネスの振興、環境に配慮した事業経営への支援を進めていく必要があります。また、農業分野では、地産地消や地場農産物の消費拡大を推進するため、引き続き、各種イベントで地場農産物のPRや地域の食文化や農産物を理解してもらうための取組を行う必要があります。
基本方針Ⅰ-5	身近な緑は、生活に潤いと 安らぎを与えるだけでなく、二酸化炭素の吸収源として温暖化対策、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和、また、土壌の保水機能による防災機能、生物多様性の維持機能など多様な機能を有します。公園サポーター制度や緑に親しむ講習会など市民及び市民団体を主体とした緑に親しむ活動が引き続き行われるよう施策の推進が必要です。
基本方針Ⅰ-6	本市の市民一人一日当たりのごみの排出量は、県内でも多い傾向にあり、一人一人が減量を意識するようさらなる周知・啓発が必要です。2023(令和2)年7月から開始されたレジ袋有料化やエコショップ認定事業者等の取組みによりマイバッグを利用している方も増えてきています。

02　各施策への取組み

基本方針Ⅰ－1　DX・スマートシティの推進

◆関連する SDGs

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本市では、2021（令和3）年7月に策定した「熊谷スマートシティ実行計画」を 2023（令和 5）年12月に更新し、「人の力（市民参画等）とデジタルの力（データ活用等）により地域の持続性を確保する」を目標に、主に、「モビリティ」「暑さに対応したまち」「スポーツ・健康」の3分野に重点的に取り組んでいます。2023（令和 5）年 7 月には「熊谷スマートシティ宣言」を行い、「やさしい未来発見都市」をキーワードに、「デジタル技術を活用し、誰もが自律的に幸せを追い求めることができる未来」を目指しています。

また、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を受け、2024（令和6）年3月に「熊谷市 DX 推進計画」を策定し、自治体 DX を進めてきました。

今後、市では、更にスマートシティを推進し、スマートエコタウンの整備を促進し、DX の導入を推進します。


熊谷スマートシティ宣言
～デジタルと人の力で、社会を前に進めていく～
やさしい未来 発見都市 熊谷
私たちが社会生活を営む中で、多くの仕組みにデジタル技術が組み込まれる時代になりました。これらは既になくてはならない仕組みで、全ての世代が、その恩恵を受けています。
熊谷市は、この変化の激しい時代の中で、地域社会を持続させ発展させるために、市民と共にまちの未来をつくる仕組みを考え続けてきました。その一つの手段として進めてきた、デジタル技術やデータを活用した多くの仕組みが、今、本格的に動き出す時を迎えています。
これらの仕組みは、私たちの暮らしや人生を豊かにするものでなければなりません。その豊かさをつくるために、熊谷市では皆様ひとりひとりが、"えらべる" "つくりだせる" という環境を整えています。それは熊谷市を、新しい「発見」が生まれ続けるまちに変えたいという願いを込めています。
いつの時代も、豊かなまちをつくるための根幹は、このまちで暮らす人、このまちを愛してくれる人たちの思いです。それらを守りながら、熊谷市に関わる全ての皆様と共に未来をつくるためには、デジタル技術を活用して、"つながる" "わかりあう" という輪を広げていく必要があります。
それを推進するのは、私たち熊谷市がこれまで「スポーツのまち」として培ってきた結束力と情熱であり、デジタル技術の利活用でも新たな価値を生み出す強さとなることを信じています。
熊谷市が描く未来は、デジタル技術を活用し、誰もが自律的に幸せを追い求めることのできる未来です。熊谷市は、この未来に向けた思いを「やさしい未来発見都市」という言葉に込めました。
私たちだからこそできる取組を、デジタルの分野でも発揮する。
熊谷市は、デジタルと人の力で、社会を前に進めていく「熊谷スマートシティ」の実現に向けて取り組むことを、ここに宣言します。
令和5年7月4日
熊谷市長
小林哲也
KUMAGAYA SMARTCITY

熊谷スマートシティ宣言
出典：熊谷市 HP

施策①　スマートシティの推進

「クマぶら」の活用による情報提供

■ 暑さ対策スマートパッケージ

2023（令和5）年度から、市民や来訪者が夏の暑さの中でも快適に過ごせるよう、市内8箇所の気象センサーから取得した気象データを使って、まちなかの風・温熱環境シミュレーションを作成し「くまぶら（熊谷市公式LINEアプリ）」で公開し、まちなかの相対的な暑さ分布（まちなかヒートエリア）と市内の暑さをしのぐための休憩スポット（クールシェアスポット）の情報提供を行いました。

施策②　スマートエコタウンの整備促進

スマートエコタウン整備に向けたデータ収集

■ 桜町モデルハウス事業

環境配慮型住宅4棟を整備しました。2025（令和7）年度から、HEMS を利用した各種データの収集、費用対効果の検討を行います。

施策③　DX の導入促進

行政サービスへの活用

■ 住民票等のコンビニ交付

身近なコンビニエンスストアなどにおいて、「有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、スマートフォン」による住民票等のコンビニ交付サービスを行っています。行政サービスの利便性向上だけでなく、移動にかかる温室効果ガス排出量の低減に効果が期待されます。

基本方針Ⅰ－2　地球温暖化対策の推進

◆関連する SDGs



本市ではこれまで、照明の LED 化、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金」による補助事業、「低炭素建築物新築等計画の認定制度や長期優良住宅の認定制度」による認定、公立小中学校や市有施設への太陽光発電の導入、熊谷衛生センター等の排熱利用、啓発活動や広報活動、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制のための相談など、地球温暖化対策の取組を行ってきました。

これらの結果、2020（令和 2）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度（2013（平成 25）年度）から 19.4%削減（下グラフ参照）となりましたが、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現には、更なる削減が必要です。また、市域への再生可能エネルギーの導入量は、2020（令和2）年度でポテンシャルに対し１割程度（次ページ上グラフ参照）にとどまっており、ポテンシャルの更なる活用が必要です。

今後、市では、省エネルギー活動を推進し、再生可能エネルギー等の導入を促進し、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現を目指します。

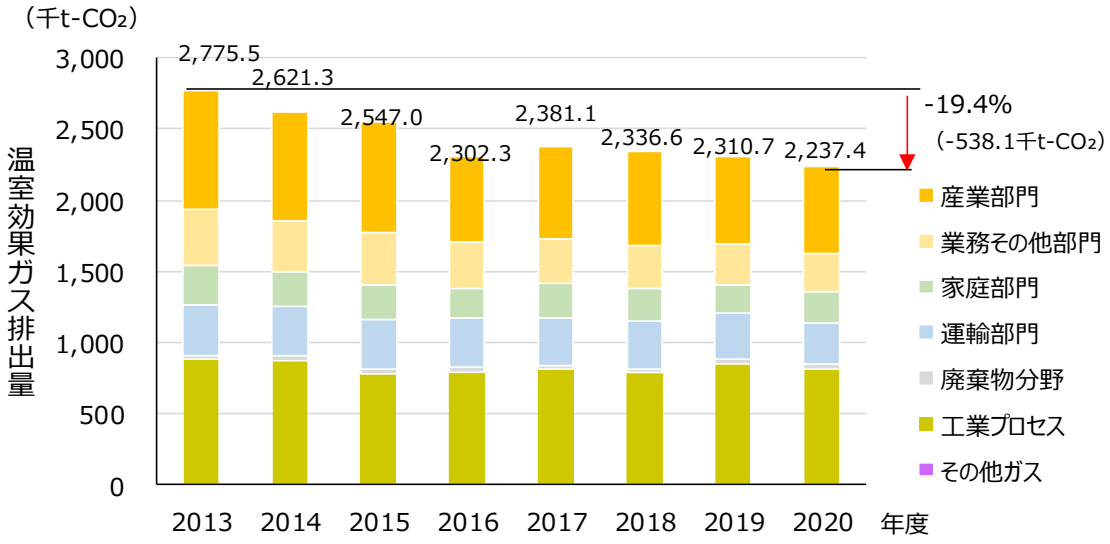

【温室効果ガス排出量の推移】

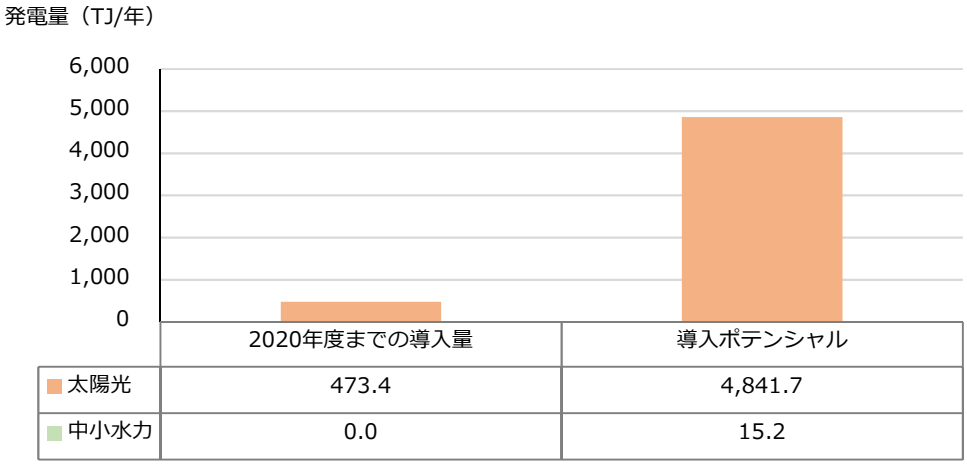

	2020年度までの導入量	導入ポテンシャル
太陽光	473.4	4,841.7
中小水力	0.0	15.2

【再生可能エネルギーの導入量と導入ポテンシャル】

施策①　省エネルギー活動の推進

熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会

市民・事業者・行政が連携して、熊谷市地球温暖化対策実行計画に定めた市域の温室効果ガス排出削減目標に基づく進捗状況の確認や温暖化対策に係る情報共有のため、熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会を設置しています。

熊谷市地球温暖化防止活動推進員の活動

地球温暖化対策の現状及び重要性について市民の理解を深め、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制のための助言等をそれぞれの立場で行いました。

省エネ住宅・省エネ機器の普及

■ 固定資産税の減額制度

省エネ改修工事を実施した家屋に対し、申請により翌年課税される固定資産税額の3分の1相当額を、工事完了年の翌年度分（工事完了が1月2日から3月31日の場合は翌々年度）の固定資産税額から減額する制度です。

【2023（令和5）年度　件数：　1件　　2024（令和6）年度　件数：　1件】

■ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金（「温暖化対策」太陽光発電等普及推進事業）

市内住宅に再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置に対し補助を行うことで省エネルギー対策及び地球温暖化対策の推進を図っています。

○ 家庭用燃料電池システム

2023（令和5）年度
件数：21件　交付金額合計：1，044，000円　CO2削減量：約31．5t－CO2
2024（令和6）年度
件数：14件　交付金額合計：　700，000円　CO2削減量：約21．0t－CO2

○ 住宅用太陽熱利用システム

2023（令和5）年度
件数：強制循環型　0件　交付金額合計：　0万円
件数：自然循環型　1件　交付金額合計：　1万円　CO2削減量：計約0．5t－CO2
2024（令和6）年度
件数：強制循環型　0件　交付金額合計：　0万円
件数：自然循環型　4件　交付金額合計：　4万円　CO2削減量：計約2．0t－CO2

○ 家庭用蓄電システム

2023(令和5)年度　件数:157件　交付金額合計:7,614,000円
2024(令和6)年度　件数:152件　交付金額合計:7,373,000円

○ 地中熱利用システム

2023(令和5)年度　件数:0件　2024(令和6)年度　件数:0件

■ 電気自動車充給電設備設置費補助金(「温暖化対策」電気自動車充給電設備普及推進事業)

市内住宅への電気自動車充給電設備(V2H)設置に対する補助を行うことで設置促進を図っています。

2023(令和5)年度　件数:12件　交付金額合計:600,000円
2024(令和6)年度　件数:　8件　交付金額合計:384,000円

■ 電気自動車等充電設備設置費補助金(電気自動車等充電設備普及事業)

電気自動車等の充電設備を設置する市内に事業所を有する事業者等に補助を行うことで設置個所の拡大を図っています。

2023(令和5)年度　件数:0件　交付金額合計:0円
2024(令和6)年度　件数:0件　交付金額合計:0円

■ 省エネ家電普及促進補助金(省エネ家電普及推進事業)

市内住宅への省エネ家電(エアコン、冷蔵庫、冷凍庫)設置に対する補助を行うことで省エネルギー機器導入促進を図っています。

2023(令和5)年度　件数:212件　交付金額合計:2,120,000円
2024(令和6)年度　件数:501件　交付金額合計:5,010,000円

■ 低炭素建築物新築等計画の認定制度

低炭素化を図ることを目的に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が2012(平成24)年12月4日に施行され、低炭素化を図る措置の一つとして低炭素建築物新築等計画の認定制度が創設されました。

認定を受けた建築物は、住宅ローン減税等の優遇や容積率緩和措置の対象となります。

【2023(令和5)年度　件数:　0件　2024(令和6)年度　件数:　6件】

■ 長期優良住宅の認定制度

良質な住宅の建築及び長期にわたり良好な状態で使用することが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図るうえで重要となっていることに鑑み、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009(平成21)年6月4日に施行されました。

購入者は所得税の住宅ローン控除や登録免許税、不動産取得税の軽減などが受けられます。

【2023(令和5)年度　件数:　219件　2024(令和6)年度　件数:　284件】

■ 建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務・適合性判定、届出、認定制度

建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が2017(平成29)年4月1日(一部、2016(平成28)年4月1日)から施行されました。

床面積が300㎡以上の非住宅建築物の新築等を行う際には省エネ基準へ適合させ、適合性判定を受けることが、それ以外の300㎡以上の建築物の新築等を行う際には所管行政庁への届出が必要です。

このほか、より高い省エネ性能を有する建築計画として認定(性能向上計画認定)を受けることで、容積率緩和の特例を受けることができます。また、既存建築物についても、省エネ基準に適合することについて認定(基準適合認定)を受けることで、その旨を表示することができます。

【2023(令和5)年度　届出件数:　38件　2024(令和6)年度　届出件数:　26件】

■ 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」が 2009（平成21）年10月1日から施行されました。この制度では、建築物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮及び緑化対策等の総合的な環境配慮の取り組みを促すとともに、その取り組み内容について、床面積が2，000㎡以上の建築物では特定建築物環境配慮計画の提出を求め、その概要を公表しています。2012（平成28）年4月1日から熊谷市で計画の提出を受け付けています。

【2023（令和5）年度　計画の提出：　1件　　2024（令和6）年度　計画の提出：　10件】

■ 照明のLED化

○ 道路照明灯のLED化

水銀灯照明の老朽化に伴い、市道の道路照明灯のLED化を進めています。
2024（令和6）年度は、129基のLED化を図りました。

○ 防犯灯のLED化

2019（令和元）年度、市で管理する防犯灯は、100%LED化を達成しました。

○ 市役所本庁舎照明設備のLED化

2019（令和元）年度から令和4年度にかけて、本庁舎照明設備をLED化しました。

市有施設の省エネルギー化の取組

地球温暖化対策及び省エネルギー対策の一環として全職員による節電対策を実施しました。

■ 夏季節電対策（実施期間：5月1日～10月31日）

- 室内温度の適正化を行いました。大里庁舎では、デマンド装置（※使用電力を常時監視し、設定された値を超えないよう警告や自動制御を行う装置）を用い、最大使用電力量を抑制するように運転制限を行いました。
- 照明は事務に必要な明るさを確保した上で、市民サービスに影響のない範囲で臨機応変に消灯しました。
- ブラインドの開閉、コンセントの利用制限などを行いました。
- 各施設に節電推進員を置き、チェックシートにより電気の使用状況を把握し、冷暖房等の適切な使用を呼びかけました。

■ 冬季節電対策（実施期間：12月1日～3月31日）

- 室内温度の適正化、照明の消灯などを継続的に行いました。

■ クールビズ（実施期間：5月1日～10月31日）

- 庁舎内の室内温度を28度となるよう室温調整を行いました。
- ポロシャツ等の軽装を奨励しました。

■ ウォームビズ（実施期間：12月1日～3月31日）

- 庁舎内の室内温度を20度となるよう室温調整を行いました。
- 服装については、重ね着等による対応としました。

■ 節電ノー残業デー（実施期間　5月1日～10月31日、12月1日～3月31日）

- 水曜日及び金曜日を「節電ノー残業デー」とし、一斉定時退庁を原則としました。

施策②　再生可能エネルギー等の導入推進

太陽光発電システムの導入促進

■ 公立小中学校屋内運動場（体育館）への太陽光発電システム（発電出力10kW）設置

設置場所	設置年度
江南北小、奈良中	2007（平成19）
大麻生中	2008（平成20）
石原小、別府中	2009（平成21）
中条小	2010（平成22）
熊谷東小、中条中、吉岡中	2011（平成23）
熊谷南小、三尻小、籠原小	2012（平成24）
熊谷西小、佐谷田小、桜木小	2013（平成25）
久下小、奈良小、旧星宮小（2022（令和4）年度末閉校）	2014（平成26）
吉岡小、妻沼小（※蓄電池（15kW）を併設）、大里中	2015（平成27）
玉井小、旧男沼小（2024（令和6）年度末閉校）	2016（平成28）
新堀小、秦小	2017（平成29）





〇効　果

　校内の電力需要の一部を賄うほか、校舎内に設置された発電状況表示モニターにより、児童・生徒の環境学習にも貢献しています。

■ 市有施設への太陽光発電システム設置

設置場所	設置年度
本庁舎地下駐車場（発電出力10kW）	2011（平成23）
中央消防署・東公民館（発電出力16kW）	2012（平成24）
くまぴあ創作展示棟（発電出力10kW×3基）	2014（平成26）
江南庁舎第2駐車場（発電出力2．2kW）	2014（平成26）
本庁舎議会棟（発電出力10kW）	2015（平成27）

■ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金（「温暖化対策」太陽光発電等普及推進事業）

〇 住宅用太陽光発電システム

2023（令和5）年度

　件数：178件（システムの出力合計1，146．03kW）

　交付金額合計：15，867，000円　CO2削減量：約424．03t－CO2

2024（令和6）年度

　件数：187件（システムの出力合計1，224.93kW）

　交付金額合計：16,917,000 円　CO2削減量：約 453.22t－CO2

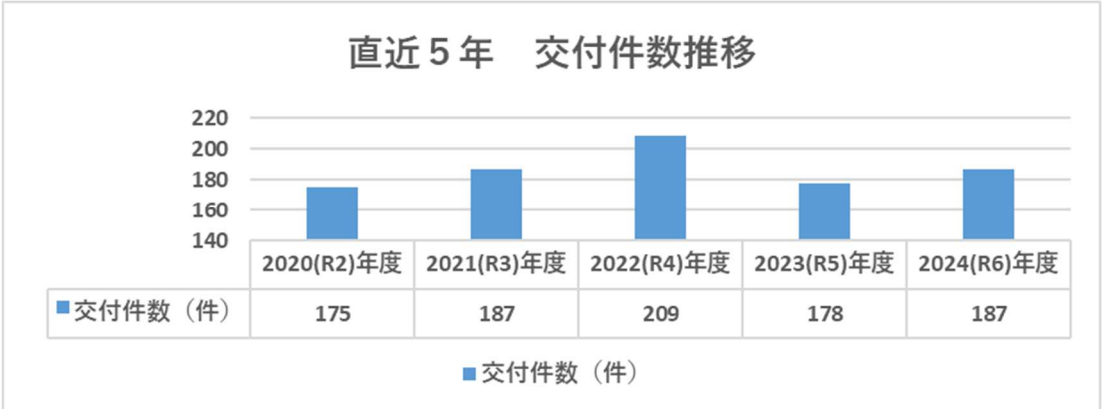

■ 熊谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業

設置施設	大里体育館	めぬま有機センター	妻沼庁舎
発電事業者	大和建設㈱	大和建設㈱	イーテクノス㈱
発電出力	224kW	224kW	44.5kW
年間予定発電量	240,000kWh	240,000kWh	45,000kWh
一般家庭年間消費電力量換算	73戸	73戸	14戸
発電開始日	2013(平成25)年11月8日	2013(平成25)年11月8日	2014(平成26)年1月20日
設置施設写真			

設置施設	成田星宮小学校	江南中学校
発電事業者	㈱ヒグチ電機	㈱ヒグチ電機
発電出力	49.5kW	49.5kW
年間予定発電量	65,000kWh	62,000kWh
一般家庭年間消費電力量換算	20戸	19戸
発電開始日	2014(平成26)年4月25日	2014(平成26)年5月9日
設置施設写真		

■ 熊谷市メガソーラー発電事業(土地貸し)

設置施設	一般廃棄物最終処分場(善ケ島)	準用河川新奈良川第2調節池	準用河川新奈良川第3調節池
発電事業者	㈱ミツウロコヴェッセル	㈱バイテックエネスタ	エルゴサン熊谷㈱
発電所名	熊谷ソーラーパーク	バイテック熊谷太陽光発電所	熊谷市太陽光発電所(第1・第2)
発電出力	770kW	1,990kW	3,495kW
年間予定発電量	800,000kWh	2,500,000kWh	3,844,500kWh
一般家庭年間消費電力量換算	約200戸	約760戸	約800戸
発電開始日	2014(平成26)年1月15日	2014(平成26)年12月1日	2017(平成29)年3月31日
設置施設写真			

※　一般家庭年間消費電力量換算値は各発電事業者が発表している値を引用。

次世代自動車の導入推進



■ 電気自動車用充電器の公共施設への設置

江南行政センターに急速充電器を設置しています。
【利用実績　195件】

■ 公用車への次世代自動車の導入

本市では、公用車として、ハイブリッドカー、電気自動車を導入しています。
【2024(令和6)年度末現在導入台数　ハイブリッドカー:10台　電気自動車:6台 】

基本方針Ⅰ－3　ヒートアイランド対策の推進

◆関連するSDGs



本市では、2007(平成19)年に「ヒートアイランド対策推進都市」を宣言し、熊谷衛生センター等の排熱を利用した給湯や、公共交通機関の利用促進、駅周辺での冷却ミストの設置、熱中症予防グッズの配布など、様々な対策や啓発を行ってきました。

近年は、気候変動による気温上昇の影響もあり、ヒートアイランド対策を継続して進める必要があります。

市では、引き続き人工排熱の低減、建築物・地表面等の高温化抑制、「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発、さらに気候変動への適応を進めます。

施策①　人工排熱の低減

建物等からの排熱を減らすための対策

■ 工場・事業場等からの排熱利用

老人福祉センター「別府荘」及び「江南荘」では、それぞれ隣接した熊谷衛生センター及び江南清掃センターの焼却排熱を利用して熱した湯をお風呂に使用し、焼却排熱の利用を推進しています。

【焼却排熱使用水量】　単位:㎥

	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度
別府荘	2,137.0	2,397.0	2,397.0	3,369.0	3,837.0
江南荘	2,046.0	3,563.0	3,563.0	4,087.0	4,432.0

自動車からの熱を減らすための対策

■ 公共交通機関の利用促進

○ 熊谷市地域公共交通計画

2015(平成27)年度に策定した「熊谷市地域公共交通網形成計画」が2022(令和4)年度で最終年度となったため、2020(令和2)年度に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を踏まえ、環境問題、高齢社会への対応や、バス、タクシー、鉄道を含めた公共交通全体のネットワークについて、適切な役割分担や、適切かつ効率的なルート設定等も含めた公共交通のマスタープランとなる「熊谷市地域公共交通計画」を2022(令和4)年度に策定しました。

○ 地域公共交通会議

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議しました。

第43回熊谷市公共交通会議	2024(令和6)年5月24日
第44回熊谷市公共交通会議	2024(令和6)年6月18日(書面会議)
第45回熊谷市公共交通会議	2024(令和6)年8月30日
第46回熊谷市公共交通会議	2024(令和6)年11月26日
第47回熊谷市公共交通会議	2025(令和7)年1月20日(書面会議)
第48回熊谷市公共交通会議	2025(令和7)年2月17日

○ 秩父鉄道整備促進協議会

秩父鉄道の利用を促進し地域振興の重要な手段として積極的に活用することを目的として結成された協議会であり、秩父鉄道が実施する安全対策事業への支援、秩父鉄道イメージアップ事業、共催事業等を行っています。

イメージアップ・PR事業	「金子兜太記念　秩父鉄道の俳句」と称し、俳句を募集しました。 入賞者には賞状と記念品を贈呈したほか、入賞作品を掲載したポスターとチラシを作成し、秩父線の駅や列車に展示しました。 【応募:148人(696 句)　特選3人　入選10人　佳作30人】

○ イベント時の公共交通機関の利用促進

例年市内で行われるイベントのパンフレットにはバスでのアクセスを掲示し、来場者に利用を促しています。また、シェアサイクルなどの自転車利用も促していきます。

■ ノーカーデーの実施

地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、大気環境の改善を目的に、市職員によるノーカーデーを実施しました。

これは、毎月第一水曜日に、通常はマイカー等で通勤をしている職員が、自転車や公共交通機関等を利用して通勤する取組です。

【実　績:参加者　延べ990人　約6,037tの二酸化炭素の排出抑制】

■ エコ・ドライブの啓発

アイドリング・ストップや加減速の少ない運転、エアコンの使用抑制等、環境に配慮した運転＝エコ・ドライブについて、イベント会場等でエコドライブシミュレーターを利用した啓発活動を実施しました。

施策②　建築物・地表面等の高温化抑制

建物等の高温化抑制

■ 芝生化

芝生化は、地温の上昇を抑えられるため、学校8校の芝生管理を行いました。

■ 壁面緑化

○ 壁面緑化推進事業

本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎、江南庁舎、公民館等の公共施設においてゴーヤや朝顔などによる壁面緑化を行いました。



施策③　「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発

クールダウンへの啓発

■ 環境団体等や企業との連携

○ クールシェアくまがや

クールシェアくまがや実行委員会が、ひとり一台のエアコンの使用をやめ、公共施設や民間の店舗など、涼しい場所に集まるクールシェアの推進を目指しました。
（クールシェアくまがや実行委員会事務局:NPO 法人エコネットくまがや）

○ 打ち水大作戦

打ち水を行うことで、暑さ対策とエコロジー意識を高め、エコまちづくりにつなげるために、「打ち水大作戦2024」が開催され、多くの人に打ち水の魅力をアピールしました。
主　催:打ち水大作戦2024実行委員会(事務局:NPO法人エコネットくまがや)
後　援:埼玉県、埼玉県教育委員会、熊谷市、熊谷市教育委員会
協　力:クールシェアくまがや実行委員会、熊谷商工会議所　他

施策④　気候変動への適応

熱中症の予防に関する情報発信等



■ 熱中症に対する注意喚起及び啓発

○ 環境省「熱中症予防情報サイト」の活用

【暑さ指数(WBGT)が厳重警戒以上のとき】
① 防災行政無線放送による熱中症予防
6月1日～9月30日　計90日、115回放送
② 車両及び塵芥(じんかい)収集車による熱中症予防
6月1日～9月30日　計53日

【熱中症アラートが発令された場合】
① 教育総務課から市立幼稚園・小・中学校等へ tetoru 配信
② 長寿いきがい課から地域包括支援センターへメールで通知
③ 保育課から保育連絡システム「すぐーる」で保育所、児童館、児童クラブ及びその利用児童の保護者に通知

○ 熱中症予防に対する啓発

・市ホームページに、熱中症予防のポイントを掲載
・ 7月の民生委員・児童委員協議会にて、熱中症予防リーフレット及び暑さ対策グッズを配布し、単身高齢者へ情報提供、予防を啓発 【配布数:2,428個】
・ 市報に「熱中症警戒アラート」など熱中症予防啓発に関する記事を掲載
・ 公共施設にチラシやパンフレットを設置するとともにポスターを掲示
・ 市公用車・自治会等で熱中症予防のマグネットステッカーを貼付け啓発
・ 熱中症予防のぼり旗を公共施設に設置、また、貸出しをして啓発
・ 環境省・気象庁による熱中症警戒アラート発表時の周知



■ 冷却ミストの設置

○ 熊谷駅広場冷却ミスト事業

熊谷駅の広場(正面口・南口・東口)に設置した、冷却ミスト装置を自動運転し、暑い熊谷における快適な涼しさを提供しました。

運転期間	5月から10月末の午前7時から午後8時	
運転条件	・ 気温28℃以上	・ 湿度75%未満
	・ 風速毎秒3m未満	・ 降雨なし
運転実績	正面口	106 日 約 1047 時間
	正面口(県道側)	98日 約 942時間
	南 口	101日 約 635 時間
	東 口	32日 約 294 時間(※)

※東口は、オイル漏れのため途中から稼働を停止していた。



○ 籠原駅前広場冷却ミスト事業

2018(平成30)年度に籠原駅の北口・南口に冷却ミストの設置工事を行い、2019(令和元年度)から稼働しました。

運転期間	熊谷駅と同じ	
運転条件	熊谷駅と同じ	
運転実績	北 口	100日 約 939 時間
	南 口	111日 約 994 時間



■ クーリングシェルターの設置

熱中症による健康被害を防止するため、気候変動適応法に基づくクーリングシェルターを指定・設置し、一般開放しました。

【設置数:公共施設 13箇所 民間 18箇所】

【(参考)熱中症による救急搬送者状況一覧】

単位(人)

熊谷市	搬送者数		中等症以上の人数(割合)	埼玉県	搬送者数		中等症以上の人数(割合)	全国	搬送者数		中等症以上の人数(割合)
	2024(R6)	192	67(34.90%)		2024(R6)	5,546	1,922(34.66%)		2024(R6)	97,578	33,492(34.32%)
	2023(R5)	169	53(31.36%)		2023(R5)	5,720	1,758(30.73%)		2023(R5)	91,467	29,541(32.30%)
	2022(R4)	172	52(30.23%)		2022(R4)	4,690	1,585(33.80%)		2022(R4)	71,029	24,299(34.21%)

※中等症以上の人数:入院を必要とするもの及び初診時において死亡が確認されたものの人数

基本方針Ⅰ－4　環境に配慮した産業の推進

◆関連するSDGs



本市では、「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」に基づき、新たな立地に伴い公害防止協定の締結や環境に配慮した設備等を導入した企業に対して、各種奨励金制度による支援を行っています。また、環境保全型農業への支援や、地産地消の推進、地域環境資源を活用したまちづくり、産学官の連携、環境負荷の少ない経済活動への転換など、環境に配慮した製品やサービスの提供を推進してきました。

これらの施策は地球温暖化対策にも効果があることから、引き続き、地域資源を活用した取組を支援し、産学官の連携を推進します。

施策①　地域資源を活用した取組の支援

環境に配慮した事業者への支援

■ 企業等への支援

市では、産業の振興と雇用機会の拡大等を目的とする「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」を施行しています。この制度には、事業所への支援として、太陽光発電設備の設置や緑化推進に関する奨励金も含まれています。また、製造業に限り、奨励金の交付にあたり、市と公害防止協定を結ぶことを条件としており、立地企業に対し環境への配慮を求めています。

2024（令和6）年度は、事業者３社が公害防止協定を締結しました。

■ 環境保全型農業の支援

○ 特別栽培農産物

埼玉県特別栽培農産物の認証を受けた農産物に認証シールを貼り、特別栽培農産物の生産振興と消費者の信頼性の確保の支援を行いました。



件　　数	34件（集団は1件と数える）
合計面積	3,322a

※ 特別栽培農産物とは、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物のこと。

○ 堆肥による土づくりの推進

めぬま有機センターにおいて、市内酪農家から排出される牛ふん尿を有効利用し製造された「めぬま堆肥くん」を、めぬま有機センター、JAくまがや営農経済センター、道の駅めぬまで通常販売しています。

畜ふん尿受入	2，249t
堆肥販売	1，373t

○ エコファーマー認定者・みどり認定者の拡大（2025（令和７）年3月末現在）

エコファーマー認定者 ※「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学農薬、化学肥料の削減など環境にやさしい農業に取り組む計画を立て、埼玉県知事から認定を受け実践する農業者です。現在は、エコファーマー認定制度は廃止となり、新たな認定制度（みどり認定）に移行されていますが、既に認定されていた方は、計画の認定期間内は、エコファーマーとして活動することができます。	3人
みどり認定者 ※ みどりの食料システム法に基づき、環境負荷の低減に取り組む生産者が作成する「環境負荷低減活動実施計画」を埼玉県知事が認定するものです。	3人

地産・地消の推進

生産地から消費地への輸送に伴うエネルギー消費量削減の観点から、消費者と生産者の交流会や産業祭などのイベントを通し、地域の農産物を地域内で消費する地産・地消を推進しました。

■ 農業体験・食育の推進

○ みんなで農業体験・料理教室

消費者に「食と農業」に対する理解を深めてもらうことを目的として実施しました。
農業体験（野菜の栽培、収穫）・食育スクール・料理教室
【開催数：11回　9組20人（延べ174人）】



○ 市民料理教室

生産者を講師として、地場農産物を活用した料理教室を実施しました。
【開催数：6教室　95人】

○ みどりの学校ファーム

学校教育における農業体験活動の増進及び農地の有効活用を図ることを目的とし実施しました。　【実施校：小中学校43校（小学校28校、中学校15校）】

■ 熊谷産農産物の販売促進

○ JAくまがや直売所

市内5か所の直売所で旬の地場農産物を年間を通して販売し、年数回イベントを開催するなど地場農産物の販売促進とPRを行っています。

○ 市内のスーパーマーケット

市内のスーパーに地場農産物コーナーが設けられ契約農家が出荷・販売しています。

○ 地産市場かまくら

鎌倉町商店街協同組合が空き店舗を改装して、熊谷産農産物直売所「地産市場かまくら」を運営し、現在も事業引受者により運営が継続されています。また、市内の農家が農産物を搬入しており、地場農産物を購入できる店として地域に浸透しています。

■ 地産地消運動の啓発・広報活動

- ホームページ等に取組や農産物を掲載しました。
- 地場農産物を使用したレシピカードを窓口で配布しました。

■ 第20回熊谷市産業祭でのPR（11月16・17日開催）

JAくまがや等が地場農産物等の販売・PRをしました。

■ 熊谷市に縁のある著名人による農産物のPR

機会をとらえて情報発信してもらうために、熊谷親善大使など熊谷に縁のある著名人に農産物を送っています。

■ 学校給食での利用

熊谷市産の米「彩のきずな」や熊谷市産の小麦粉を使用したうどん、熊谷市産・埼玉県産の野菜を給食に取り入れました。また、熊谷市産の「長ねぎ」「にんじん」「きゅうり」等を使用した献立も取り入れました。

地域環境資源を活用したまちづくり

■ 星川をいかしたまちづくり

○ 「まちなか交流広場」の設置

商店街や市民の交流によるまちなかの活性化を図るために 2008（平成20）年11月1日に設置しました。

空き店舗を有効活用し利用者団体による活動やイベントを行うことで、まちなかで気楽に市民が集える場所を提供する役割も担っています。

■ 聖天山周辺地区の景観整備

2013(平成25)年度に策定した「聖天山周辺地区にふさわしい門前町　景観まちづくりプラン」に基づき、風情あるまち並みの形成と歩行者の安全性や快適性の向上のため、2021(令和3)年度から、県道太田熊谷線の電柱を移設・カラー化するとともに、歩行空間の整備を進めています。また、2024(令和6年)度は、熊谷工業高校と協働でお休み処の整備や地元ボランティア団体とともに、坂田医院旧診療所敷地内の植栽活動を行いました。

■ 熊谷市農地利用最適化推進事業

JAくまがやの「アグリサポート(草刈り事業)」と連携し、遊休農地(荒廃農地)を管理農地へ復元し、農業委員及び農地利用最適化推進委員を活用して担い手農家へと結びつけることを目的に、要件を満たした除草等の依頼者に対し、かかった費用の4割を補助しました。

【補助金交付農地:70 筆、53, 937 ㎡　補助金額 385, 800円】

施策②　産学官の連携推進

環境に関する連携の推進

■ 「産学官連携に関する基本協定」(2011(平成23)年4月1日)

熊谷市・立正大学・熊谷商工会議所・くまがや市商工会は、大学が保有する知的財産を、市の行政活動及び商工業の発展のための資源として活かし、豊かで活力ある地域社会を創造するとともに、 地域に根ざし、地域に開かれた大学として発展を図り、相互連携を通じた「協働によるまちづくり」を推進するために「産学官連携に関する基本協定」を結んでいます。

基本方針Ⅰ－5　良好な都市環境の創造

◆関連するSDGs



本市では、「熊谷市景観計画」の策定、景観誘導地区の設定、自転車の利用促進、バリアフリーの推進、「熊谷市緑の基本計画」の策定、生産緑地の指定、緑地の保全・創造、壁面緑化など、都市環境の改善を進めてきました。

特に、緑地の保全・創造は、温室効果ガスの削減に効果があり、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現にもつながります。市では、環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進、緑地の整備、緑と親しむ場の創出を継続し、良好な都市環境の創造と「ゼロカーボンシティくまがや」の実現を目指します。

施策①　環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進

良好な都市景観の保全・形成

■ 熊谷市景観条例

景観法を活用した良好な景観形成を図るため、熊谷市は 2007(平成19)年10月1日に「景観行政団体」となりました。2009(平成21)年3月に「熊谷市景観計画」を策定、2010(平成22年)1月1日から「熊谷市景観条例」を施行しています。条例に基づき、一定規模以上の建築物や工作

物の新築等を行う場合は、景観形成基準に適合するように、届出が必要です。
　また、景観計画で「景観誘導地区」として位置付けている「中心市街地地区」や「聖天山周辺地区」は、「一般地区」よりも届出対象行為を厳しく設定しています。

■ 景観に関する取組

○ 熊谷市景観審議会

　熊谷市景観条例に基づき設置された審議会で、良好な景観の形成を推進するため、市長の諮問に応じて審議会の意見を聴くこととされた事項や、良好な景観の形成に関する施策を推進する上で必要な事項について調査審議します。

○ 第14回くまがや景観写真展

開催期間：2024（令和6）年10月22日から12月12日
展示会場：熊谷市役所本庁舎、道の駅めぬま、大里コミュニティセンター、江南行政センター

環境に配慮したまちづくりの推進

■ 熊谷市自転車活用推進計画の策定

　自転車の利活用を推進し、環境負荷の軽減、市民の健康増進、観光振興、安心・安全を総合的かつ計画的に推進するため、2022（令和4）年3月に「熊谷市自転車活用推進計画」を策定しました。自転車利用環境の整備や自転車の活用などに取り組み、自転車の利活用により、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

■ 熊谷市バリアフリー基本構想の策定

　全ての人が安全・快適に移動できるよう、2014（平成26）年3月に策定した「熊谷市バリアフリー基本構想」について、対象の地区や施設の見直しを行い、2022（令和4）年3月に改定しました。駅や道路、民間も含む建築物や公園、駐車場のバリアフリー化を図り、交通利便性の向上及び都市環境の改善を推進しています。

ヒートアイランド対策を考慮した宅地開発の促進

■ スマートタウンづくり

○ スマートタウン整備事業



　2012（平成24）年度から別府五丁目地内において「涼を呼ぶまちづくり」をコンセプトとし、風の通り道に配慮した住宅配置や先進のゼロエネルギー住宅（太陽光発電設備、燃料電池コージェネレーションシステム等を備えた住宅）全73区画の建設等のまちづくりを進め、2019（令和元）年度までに全73区画すべてが完売しました。
　また、当街区において、緑豊かな景観と良好な住環境を有するゆとりある住宅地の形成と保全を目指すため、敷地内緑化の推進や敷地面積の最低限度等を定めた地区計画を策定しました。

■ 省エネ住宅の普及促進

○ スマートハウス補助事業

　「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」「エネルギーの見える化」設備を導入した住宅を市内において新築又は購入した市民に対し、費用の一部を補助しました。

補助額	定額　300，000円	
実　績	2023（令和5）年度	28件（交付金額　8，400，000円）
	2024（令和6）年度	34件（交付金額　10,200,000 円）

■ 桜町モデルハウス事業(再掲)

本市の目指すスマートシティを具現化するため、環境にやさしく、快適で住みやすい、安全安心な熊谷版スマートハウスモデル地区の整備に向け、当該事業で得られた電気・ガス・水道・室温等のデータを基に熊谷版スマートハウスの仕様を決定し、普及・促進し、脱炭素化へと繋げます。

2023(令和5)年度に、熊谷市桜町1丁目の土地960.41㎡を条件付き公売に付し、2024(令和6)年度は建築まで完了し、販売を開始しました。

■ 道路の不具合等の通報サービス

道路の陥没や公園遊具の損傷、防犯灯の故障、危険な樹木などについて、スマートフォン用のアプリを使って手軽に通報できるサービスの利用を 2017(平成29)年5月から開始しました。2024(令和6)年度は350件の通報がありました。

施策② 緑地の整備

緑地保全・緑化の推進

■ 緑の基本計画

「熊谷市緑の基本計画」を 2021(令和3)年3月に策定しました。この計画は、都市緑地法に基づき、市町村が主として都市計画区域内において、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するために策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

「子どもたちへ 緑を育み守るまち熊谷」の実施に向け、市民、事業者、行政が協働で取り組むことを提案しています。

■ 生産緑地の指定

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地が生産活動により生み出す緑地機能に着目し、災害等の防止や良好な生活環境の確保等に役立つ農地を保全するために、生産緑地法に基づき都市計画で定める地区のことです。2010(平成22)年度から 2014(平成26)年度までの5年間で指定した地区について状況把握を行い、良好な自然環境の確保に努めています。

■ 小規模な緑の保全

準用河川新奈良川の第一調節池周囲にあるソメイヨシノやサザンカ、上流部護岸にあるクマガイザクラの維持管理を行いました。

・ソメイヨシノ 64本、サザンカ 21本(害虫防除2回)
・クマガイザクラ 10本(害虫防除2回)

■ 小学校みどりのカーテン整備事業

全小学校及び幼稚園にみどりのカーテンを設置しました。

カーテンを設置したことにより教室内の気温が下がるとともに、児童たちの省エネに対する意識、温暖化防止への意識が高まりました。

■ 中学校みどりのカーテン整備事業

全中学校にみどりのカーテンを設置しました。カーテンを設置したことにより教室内の気温が下がるとともに生徒たちの省エネに対する意識、温暖化防止への意識が高まりました。

■ 保育所壁面緑化・敷地内緑化の推進

市内6か所の公立保育所の園庭でゴーヤなどによる壁面緑化を行いました。また、ピーマン、キュウリ、ナスなど野菜作り体験を併せて実施し、植物を育む心を養いました。

■ みどりを育む市民ふれあい事業

市内12か所の公立保育所に通う子供たちが、四季折々の花を植え、緑化を推進しました。子供たちが自ら植えた花々を育て大事にすることで、自然を大切にする心の醸成が図れました。



7月	ブルーサルビア、ポーチュラカ、日々草
9月	ジニア、マリーゴールド
10月	チューリップ、ヒヤシンス
12月	パンジー、ビオラ

■ みどりのカーテン・コンテスト

市内の小中学校で育成したみどりのカーテンのコンテストを実施し、表彰しました。

【小学校の部】

最優秀校	奈良小学校
優 秀 校	熊谷東小学校、熊谷西小学校、石原小学校、新堀小学校、成田星宮小学校、長井小学校



奈良小学校

【中学校の部】

最優秀校	大麻生中学校
優 秀 校	熊谷東中学校、玉井中学校、中条中学校、江南中学校



大麻生中学校

新たな緑の創出

■ 新たな植樹

○ 緑の家庭募金による植樹

2024（令和6）年度は、新堤緑地に16本を植樹し、市民の憩いの場に新たな緑の創出を行いました。

○ 人生記念樹の頒布

樹 種	・モッコク　・モチノキ　・キンモクセイ　・ハナミズキ（赤または白） ・ライラック　・ブルーベリー　・シマトネリコ　から選択
頒布数	98本

■ 景観計画及び景観条例

景観計画及び景観条例に基づき、一定規模以上の行為に対して、届出を要することとしています。届出では、工作物の建設等、開発行為及び土石の採取に対して緑化への配慮を、建築物の建設等に対しては、敷地面積に応じた緑化を義務付けています。

施策③　緑と親しむ場の創出

緑と親しむ仕組みづくり

■ 市民の主体的な取組

○ 公園サポーター制度

市が管理する都市公園、都市緑地、子供広場等においてボランティアで美化活動を行う自治会や団体と公園サポーター協定を締結し、住民と行政が協働で快適な公園環境の維持・保全を図ることを目的とする公園サポーター制度の推進を図りました。

【加入公園数合計：　293か所　報奨金総額：　13，916，000円】

○ 私を植えて！事業

熊谷市地球温暖化防止活動推進センターと連携して「森の支店」事業としてドングリ拾いから苗木配布、商店街連携による苗木プランター配布などの緑化推進に取り組んでいます。

【実施団体：NPO法人エコネットくまがや　事業実績：合計50か所に配布】

○ 公民館出前講座

市内4公民館へ出向き、植樹、食料等に関する身近なエコライフについて、実演を交えて提唱しました。

■ 緑に親しむ講習会

○ 迎春用寄せ植え教室

内容	花材の知識を増やし、クリスマス、迎春、春先まで楽しめる寄せ植えを作り、その管理方法も学ぶ。
実施日	12月11日
参加者	20人



基本方針Ⅰ－6　循環型社会の構築

◆関連するSDGs



本市では、循環型社会の実現のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（10年間の予想計画）」並びに「一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）」に基づき、ごみの排出量、収集方法、施設の整備等を定め、ごみ処理施策を計画的に推進しています。また、5R（リフューズ（不要なものを断る）、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（繰り返し使う）、リペア（修理して使う）、リサイクル（再生利用））運動の推進のほか、ごみの排出抑制・資源化などによるごみの減量、不法投棄対策、食品残渣、し尿汚泥などの堆肥化や焼却灰の原料化などを進めてきました。

これらの施策の結果、「市民1人1日当たりのごみの排出量」などの指標は改善していますが、目標達成には至っていない状況であり、今後も改善に向けた取組が必要です。

市では引き続き、廃棄物の発生の抑制・再利用の促進、不法投棄対策を推進します。

施策①　廃棄物の発生の抑制、再利用の促進

5R運動の推進

■ 資源物の分別の徹底

資源物の分別をより正確にご理解いただくため、市報・ホームページに情報を掲載し、くらしのカレンダーや分別一覧表の配布を行うとともに、メルくまやごみ分別アプリの配信を通して周知を図りました。

また、ごみ集積所の看板や分別されていないごみに貼るための警告シールにより、収集現場においても指導を行いました。

【分別したゴミの種類と回収量】

分別回収したごみの種類	回収量 2022(令和4)年度	回収量 2023(令和5)年度	回収量 2024(令和6)年度
カン	361.550t	326.490t	287.375t
ビン	1,064.255t	837.950t	885.345t
ペットボトル	513.070t	499.745t	506.335t
不燃ごみ	1,171.700t	1,092.330t	1,035.250t
紙資源	2,982.450t	2,681.420t	2,614.910t
新聞	846.370t	704.490t	668.680t
雑誌	876.750t	784.240t	768.740t
ダンボール	1,191.230t	1,125.990t	1,113.700t
紙パック	33.150t	32.460t	30.740t
その他紙	34.950t	34.240t	33.050t
粗大ごみ	581.235t	542.200t	581.700t
小型家電	73.430t	98.480t	74.800t

※小売店などで店頭回収された資源ごみ(ペットボトル等)は上記回収量に含みません。

市民からの問い合わせに対し、家電リサイクル法対象品目の処理方法などの指導、パソコンや廃食用油の回収業者などの紹介を行いました。

【有害ごみの拠点回収】

廃乾電池	45.003t
廃蛍光管	14.330t
鏡他	8.170t

■ 市民のリサイクル活動の支援

日常生活から排出される廃棄物の中で再利用できる資源を集団回収する団体にリサイクル活動推進奨励金(3円/kg・ℓ)を交付し、資源回収の更なる推進を図りました。

種　別	回収量	奨励金
紙　類	1,547,945 kg	4,643,835 円
金 属 類	29,039 kg	87,117 円
布　類	5,775 kg	17,325 円
ビ ン 類	0 kg	0 円
廃食用油	1,069 kg	3,207 円
家庭系生ごみ	15,464 kg	46,392 円
合　計	1,599,292 kg	4,797,876 円
リサイクル活動登録団体数:209 団体(2025(R7).3.31現在) 2024(令和6)年度奨励金申請件数　延べ 508 件		

■ ミックスペーパー分別回収の取組

本庁舎及び各行政センターから排出されたミックスペーパー(シュレッダー屑等の紙ごみ)を回収して製紙業者においてトイレットロールに再生し、その一部を購入し、広く配布することでリサイクルの啓発を行いました。また、市報に「雑がみ」の特集記事を掲載し、市民に広く周知しました。

【実績:回収量:　16,700kg　トイレットロール購入数:　4,300ロール】

■雑がみ回収キャンペーンの実施

雑がみ回収キャンペーンは年末の大掃除に合わせて、家庭から排出される雑がみを回収し、リサイクルされたトイレットロールと交換することで、市民の分別意識とリサイクル意識の醸成及びマイバッグの利用促進を図っています。

【雑がみ回収キャンペーン持参者数及び回収量】

年度	雑がみ持参者数	雑がみ回収量
2022(令和4)年度	646人	2,089kg
2023(令和5)年度	326人	861kg
2024(令和6)年度	717人	2,168kg

■ エコショップ認定事業の実施

レジ袋の削減や資源化物の店頭回収などに積極的に取り組む小売店を熊谷市がエコショップとして認定する制度です。認定店の普及と利用者の協力によりごみの減量とリサイクルの推進を図りました。

現在5事業者(ベルク、カスミ、生鮮市場トップ、いなげや、コープみらい)の13店舗が認定されており、店舗ごとにエコ製品の販売、資源物等の店頭回収、マイバッグ等の推進に取り組んでいます。

■ 食品残渣やし尿汚泥、畜産系廃棄物等の再利用

今まではごみとして処分していた有機物についても、肥料化等を行い農地に戻すことや、再資源化し有効活用することで、ごみの排出抑制を図りました。

その他、下水汚泥の一部については、セメントの原料としてリサイクルをしました。

○ 第一水光園の取組

し尿処理工程で発生する脱水汚泥(年間1,102.35t)を肥料会社へ搬出を行い、資源の有効活用を行いました。

○ 荒川南部環境センターの取組

し尿処理工程で発生する乾燥汚泥年間6.6tと公共施設の生ごみ年間2.4tから汚泥肥料を生産し販売(100円/10kg)しました。その他、焼却灰を建設資材の原料としてリサイクルをしました。

肥料生産量	6,690kg
肥料販売量	8,260kg
焼却灰量	22,520kg

○ 妻沼南河原環境浄化センターの取組

し尿処理工程で発生する乾燥汚泥年間5.2tと公共施設の生ごみ年間10.0tから汚泥肥料を生産し販売(100円/10kg)しました。その他、焼却灰を建設資材の原料としてリサイクルをしました。

肥料生産量	10,270kg
肥料販売量	3,730kg
焼却灰量	26,907kg

○ めぬま有機センターの取組

環境保全型農業並びに資源循環型農業の確立を目的として、市内の酪農家から排出された「牛糞尿」(2,249t)を原料に「もみがら」と「麦わら」を混入し、乾燥・発酵させて、有機堆肥として再資源化を行いました。

堆肥は「めぬま堆肥くん」として、10キロ詰めの袋で、JAくまがや各営農経済センター・道の駅めぬまで販売しているほか、希望の方には、直接ほ場に運んで堆肥の散布もしています。

【堆肥販売量:1,373t】

○ 下水道の取組

妻沼水質管理センターで発生する下水汚泥は、セメント原料として資源の有効活用を図るために、市内のセメント工場に委託を行いました。

○ 給食センターの取組

学校給食センターで揚げ物に使用した食用油は、全量をリサイクル業者に売り払い、再資源化を行いました。食用油は主に塗料、インク等の原料として再利用されました。

熊谷学校給食センター	約9,430ℓ
江南学校給食センター	約1,610ℓ

また、熊谷学校給食センターの食品残渣74.48tの堆肥化に取り組みました。

○ 生ごみ堆肥化

生ごみ再資源化事業として、家庭及び熊谷学校給食センターから排出された、生ごみの一部89.88t(うち熊谷学校給食センター分74.48t)をNPO法人くまがや有機物循環センターに委託し堆肥化を行い、再資源化をしました。

○ 剪定枝の再資源化

市の業務から発生する剪定枝(合計256.1t)をリサイクル業者に搬入し、助燃材として再資源化しました(※剪定枝が対象であり、雑草や落葉等は受入対象ではありません。)。

■ リサイクルフェアの開催

ごみとして出された自転車・家具・雑貨等を手直しして販売することで、ごみの減量化や資源の再利用についてPRを行いました。

実施内容	市報・ホームページにてウェブ販売の購入希望者を募集し、抽選を実施し当選者に販売
応募総数	(春)626件
	(秋)615件

■ マイバッグ・マイボトル利用の啓発

ごみ減量を目的としたマイバッグ・マイボトルの利用について市報及びホームページを通して啓発を行いました。

■ ごみ分別アプリの活用



スマートフォン等で手軽に確認できるアプリにより、ごみの種類や曜日など分別・排出方法について必要な情報や注意点を案内しました。

主な機能	・収集カレンダー　・ごみ分別辞典 ・アラート機能　・マップ機能

■ 熊谷版ごみ分別PR動画の作成

2019(令和元)年度には、市民協働「熊谷の力」事業として、劇団DOUBT－ダウトが3本の「熊谷版ごみ分別PR動画」を作成しました。この動画は、YouTubeにアップされ、19,000回以上再生されています。

① クマメシ～熊谷市のごみ収集現場に密着～	(8分20秒)
② 5Rを胸に	(8分46秒)
③ ニャオざねの作ってドキドキ！(ダンボールコンポスト)	(8分46秒)

ごみの排出抑制への支援

■ 生ごみ処理容器等の補助

家庭から排出される生ごみの堆肥化等による再利用や自家処理の普及・啓発を図り、排出量の削減を目的にコンポスター等の購入に対し、補助金を交付しました。

品目	補助件数	補助金額
コンポスター	44基	134,200円
バケツタイプ	0基	0円
電気式生ごみ処理機	88基	1,947,800円

また、2024(令和6)年度は、ダンボールコンポストの基材108袋を無料で配付しました。こ

れからも、様々な市民のごみ減量への取組を支援します。

※ 熊谷の環境を考える連絡協議会では、コンポストに関する情報提供や講習会の実施など、普及活動を行っており、また、循環型農園で、地域の方々が作ったコンポスト堆肥を使って、環境にやさしい野菜づくりをして循環型社会を作る取組をしています。

ごみの資源化の推進

■ 大里広域市町村圏組合の取組

○ 紙類(雑誌、新聞紙及びダンボール)の売却

熊谷衛生センター及び江南清掃センターにおいて、燃えるごみとして搬入されたものの内、紙類(雑誌、新聞紙及びダンボール)について、搬入者の了解を得て古紙業者に売却しました。

【売却量: 32.0t(熊谷衛生センター:21.39t、江南清掃センター:10.66t)】

○ 焼却灰の資源化

熊谷衛生センター及び江南清掃センターから排出する焼却灰は、セメント工場にてセメント原料として資源化しました。

【資源化量: 7,452t】

○ 鉄、カレット、空きビン、ペットボトル、非鉄金属などの売却

大里広域クリーンセンターにおいて、手選別及び機械選別により、鉄、カレット、空きビン、ペットボトル、非鉄金属などを回収しリサイクル業者に売却しました。

【搬入量: 3,687t 資源化量: 2,454t 資源化率: 66.6%】

【大里広域市町村圏組合へのごみ及び資源物の搬入量】 ※市(直営及び委託)の収集に限る

	2022(令和4)年度(t)	2023(令和5)年度(t)	2024(令和6)年度(t)
熊谷衛生センター	32,916	31,458	31,388
江南清掃センター	8,476	7,779	7,802
外 部	0	0	0
クリーンセンター	3,562	3,358	3,359
計	44,954	42,595	42,549

※ 施設の修繕工事などによる休炉の際は、外部(組合外の施設)に搬入している。

■ 学校給食センターの取組

給食食材の入っていた箱を分別し、ダンボールを古紙業者に売却しました。

【実績:26.69t(熊谷学校給食センター:24.60t、江南学校給食センター:2.09t)】

■ ペットボトルエコステーションの設置

市役所や各行政センター、公民館など36の公共施設に「ペットボトルエコステーション」を設置し、ペットボトルの資源回収を行いました。清涼飲料水の需要が増える夏季に設置をしていましたが、2021(令和3)年度からは通年設置としました。

【回収量:35.32t】

■ 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加

これまで燃えるごみとして出されていた、「使用済みインクカートリッジ」の回収箱を市内9箇所に設置し資源を有効活用することで、ごみの減量化を図りました。

2024(令和6)年度は約209kgのインクカートリッジを回収し、再資源化しました。

※ インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは、使用済みインクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するため、プリンターメーカーが共同で運営するプロジェクトです。

■ 携帯電話のリサイクル

不要な携帯電話の回収を通じた資源売却益により、知的障がいがある方のスポーツ活動(スペシャルオリンピックス)を支援しました。

本市も市内4箇所に携帯電話回収ボックスを設置し、プロジェクトへ参加しており、2024(令和6)年度は5箱、56.1kgの携帯電話を回収し、支援しました。

計画的な廃棄物処理の推進

■ 熊谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理施策の計画的な推進を目的とした熊谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(計画期間2019(平成31)年～2028(令和10)年度)に基づき「熊谷市一般廃棄物処理実施計画」を策定し、ごみ処理を行いました。なお、2024(令和6)年3月に第2次熊谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画後期基本計画(熊谷市食品ロス削減推進計画)を策定しました。

施策②　不法投棄対策の推進

産業廃棄物対策

■ 不法投棄されている産業廃棄物の山の解消

不法投棄された産業廃棄物の回収に係る財政支援について県に要望するなどの働きかけを行いました。特に県道や市道の境まで積まれた産業廃棄物に起因する事故や火災が起きないよう、撤去や安全対策について早急な対応を依頼しました。市内には、県が指定した21箇所の産業廃棄物の山があります。市では、定期的に周囲に不法投棄等がないかパトロールを行いました。

■ 通報体制の整備

環境美化推進員や自治会長等からの情報提供を受けて、ごみの不法投棄を早期に発見し、速やかに撤去しました。2024(令和6)年度の不法投棄苦情処理件数は75件でした。

■ 不法投棄パトロールの実施

新たに農地へ不法投棄されないよう、農地転用申請の現地調査時にあわせ、市内の農地パトロールを行うとともに、農業委員会事務局と県で年2回、違反転用の重点パトロール(8か所)を行い、違反者、地権者に対して、是正指導を実施しました。

新たに不法投棄が行われた事案に関しては、地権者に農地の適正管理について指導する等の対応を実施しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員に対しては、農地への不法投棄等の監視について呼びかけ、農地所有者に不法投棄されないように注意喚起を行いました。

その他、農業委員会だよりやホームページに関連記事を掲載し、一般市民にも農地への不法投棄について周知しました。

■ 廃棄物処理の適正指導

○ 一般廃棄物収集運搬許可車両の搬入状況検査

例年、大里広域市町村圏組合の熊谷衛生センターにおいて、一般廃棄物収集運搬許可車両に対して、適正なごみの搬入が行われているのか抜き打ち検査を実施していますが、2024(令和6)年度は、感染防止等の観点から実施していません。

○ 事業者のごみ処理の周知

ホームページ等において、事業系ごみの適正処理について周知を図りました。

ごみの散乱防止策の啓発

■ 路上喫煙状況調査

路上喫煙による受動喫煙被害と吸殻のポイ捨てを防止するため「熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例」による迷惑喫煙の防止対策を実施しています。

熊谷駅周辺及び籠原駅周辺で、吸殻のポイ捨て状況の調査を実施しました。

【散乱吸殻本数:662本(熊谷駅周辺616本、籠原駅周辺46本)　実施日:12月17日、20日)】

■ 熊谷市土砂等のたい積に関する条例

この条例は、無秩序な土砂のたい積を防止することにより、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として 2007(平成19)年7月1日に施行され、2024(令和6)年度は12件の許可を行いました。

■ あき地の適正管理

市民からの相談等に基づき、熊谷市あき地の環境保全に関する条例により、不法投棄、害虫、火災の発生を未然に防止することを目的として、現地確認及び所有者の調査を行い、あき地の所有者に対して、訪問や通知等により、適正な管理をするよう促しました。

【相談･指導件数: 341 件】

■ ごみ集積所の整備

自治会などへごみ集積所の看板･マグネットシート、カラス除けのネットなどを無料配布しました。

･支柱	25 本	･台座	20 個	･看板	132 枚
･水曜プレート	40 枚				
･マグネットシート(カン)	140 枚	･マグネットシート(ビン)	135 枚		
･マグネットシート(ペットボトル)	134 枚	･マグネットシート(不燃ごみ)	134 枚		
･カラス除けネット(大)	261 枚	･カラス除けネット(小)	145 枚		

■ ごみ散乱防止パトロール

担当課職員や熊谷駅前防犯センター安心館職員によるごみ散乱防止のためのパトロールを実施しました。熊谷駅前は、日曜日と年末年始を除く毎日、熊谷駅前防犯センター安心館の職員がパトロールを行いました。

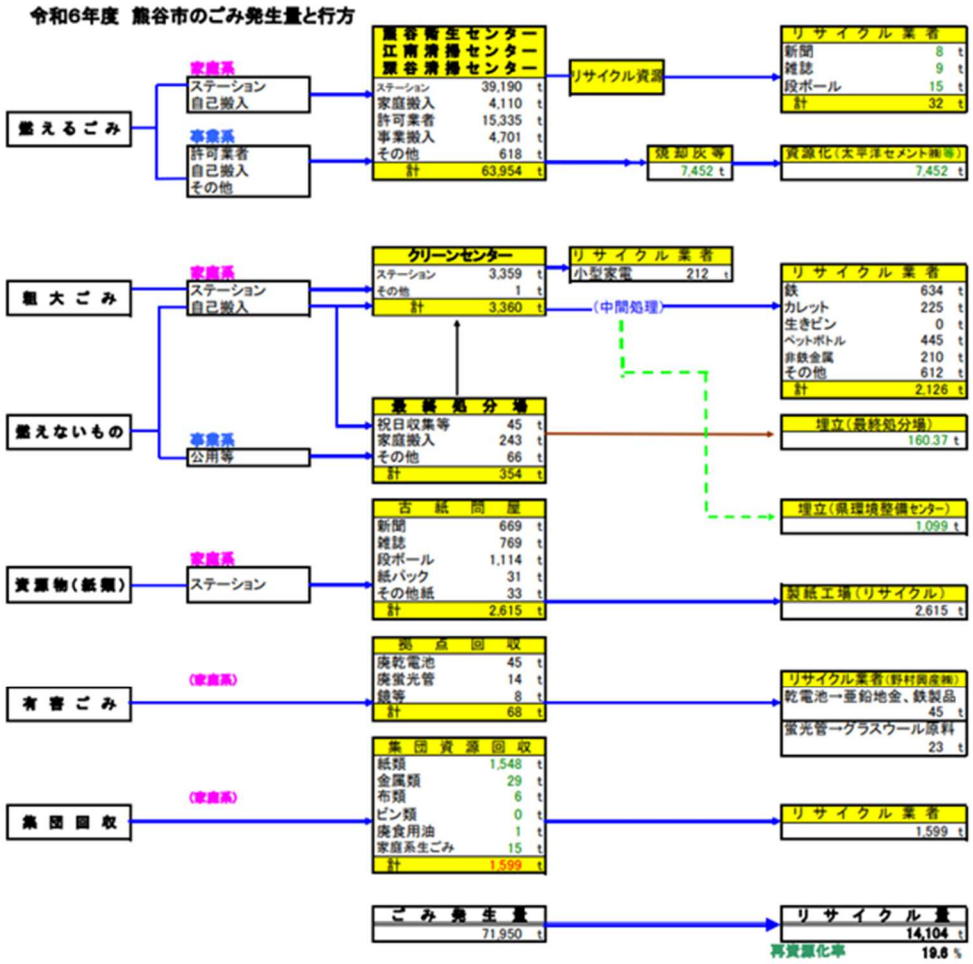

環境目標Ⅱ

「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

01　指標の評価

表中の項目【方針 No.】は、「02 各施策への取組み」の基本方針の番号となっています。

方針 NO.	環境指標	単位	計画策定時 (2016(H28)年度)	目標値 (2030(R12)年度)	現状値 (2024(R6)年度)	評価
基本方針 Ⅱ-1	ゴミゼロ運動参加者数	人	60,037	61,000	35,443	×
	河川清掃活動参加者数	人	2,228	3,000	724	×
	くまがやエコライフフェア参加・協賛団体数	団体	54	65	51	×
基本方針 Ⅱ-2	こどもエコクラブに登録した団体数	団体	30	40	28	△
	環境講座の受講者数	人	599	1,000	579	×

【指標の評価】
◎:2030(R12)年度の目標値を達成している。
○:2030(R12)年度の目標値に近づいている。
△:2030(R12)年度の目標値に近づいていない。
×:計画策定時の現状値より悪化している。
－:現状値がない等により評価・把握をしていない。

【現況と課題】

基本方針 Ⅱ-1 Ⅱ-2	新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたゴミゼロ運動、河川清掃活動の参加者数、くまがやエコライフフェア参加・協賛団体数、環境教育講座の受講者数は増加傾向となっていますが、目標に向けた更なる周知・啓発等が必要です。また、こどもエコクラブに登録した団体数は、学校統廃合に準じて減少しましたが、学校だけでなく、地域での活動等に対して支援することで増加を目指す等の取組みが必要です。

02　各施策への取組み

基本方針Ⅱ-1　環境意識の啓発

◆関連する SDGs



本市は、これまで街中や河川敷での清掃活動、放置自転車対策として立哨（しょう）指導、犬のふん対策としてプレートの配布、市報やホームページ、SNS、熊谷駅構内のデジタルサイネージ、地域の情報・サービスを提供する地域ポータルサイト等の各種メディアを活用し、環境情報の周知、里山ウォーキングやくまがやエコライフフェアの開催など、環境意識の啓発につながる活動を行ってきました。このような環境意識の啓発は、身近な環境の保全ばかりでなく、地球温暖化対策や「ゼロカーボンシティくまがや」の実現にもつながります。市では、引き続き、環境美化の推進、環境情報の発信、環境に配慮した行動の普及啓発を進めます。

施策①　環境美化の推進

環境美化の推進

■ **校区花いっぱい事業**

地域内の美化や緑化の推進、住民同士の交流を図るため校区連絡会が校区花いっぱい事業（ベコニアの植栽）に取り組んでいます。　【実施校区数：28　実施月：6月】

■ **ゴミゼロ運動などの清掃活動**

例年、環境に対する意識の向上、環境美化の推進、地域コミュニティの強化のため、熊谷市コミュニティづくり市民協議会によるゴミゼロ運動が展開されています。春と秋に実施し、延べ388団体、35,443人の方に御参加いただきました。また、利根川の清掃活動なども同様に一部で行われました。このように各所で少人数の美化活動は行われており、地域の生活環境を守る取組が進められています。

■ **河川の清掃活動**

○ **第27回荒川の恵みと熊谷を考える集い**

NPO 法人熊谷の環境を考える連絡協議会が中心となり、多くの市民活動団体や関係団体が参加し、ゴミ拾いを通じて自然の大切さを学ぶ目的で荒川河川敷の清掃を行われています。

・実施日：11月10日
・参加者数：724人
・実績：可燃ごみ約90kg、不燃ごみ約120kg、合計約210kg

○ **荒川桜堤の清掃**

荒川桜堤の清掃と桜樹の手入れ　【実施団体：桜ファンクラブ】

○ **別府沼公園の清掃活動**

自然が残され、希少な水生生物が繁殖している別府沼公園の清掃活動が地元の自治会員等により行われています。

【実施日：12月1日　　参加者数：325人】



環境美化のモラル意識の啓発

■ 自転車等の放置防止対策

自転車等の放置防止対策として、立哨指導を年間188回実施するとともに、熊谷駅周辺の放置整理区域内に放置された自転車等を年間58回撤去しました。



■ 犬のふんの適正な処理対策

啓発用プレートを申請 84 件に対し 362 枚配布したほか、市報等で「愛犬を散歩する時のルール」を周知するなど、飼いのマナー向上のための啓発に取り組むとともに、注意を促しました。

■ 「飼い主のいない猫」対策事業

公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」を利用し、さくらねこ無料不妊手術チケットを市民及びボランティア団体に交付しました。併せて、捕獲器の貸出も行いました。

さくらねこ無料不妊手術チケット利用枚数	344枚
捕獲器貸出台数	135 台



施策② 環境情報の発信

環境情報の提供による意識の啓発

■ 環境情報の発信

市報やホームページ、SNS、地域の情報・サービスを提供する地域ポータルサイト等の各種メディアを活用し、市民が必要とする環境情報を広く周知しました。

○ 市報による情報発信

毎月1日に市の様々な情報をお知らせするために、市報を発行しており、6月の「環境月間」の特集のほか、「エコライフフェア」「リサイクルフェア」などの環境啓発イベント情報、「ダイオキシン類環境濃度測定結果」「光化学スモッグの注意喚起」「クーリングシェルター利用の呼びかけ」「浄化槽の適正な維持管理」など、市民生活に関係する環境関連情報を多数掲載しました。

○ ホームページによる情報発信

市ホームページ内の特設サイト「熊谷市暑さ対策バンク」にて、本市の先進的な暑さ対策について発信しています。また、「キッズページ」内に「環境のことを考えよう」というページを設け、子どもたちに向けて情報発信をしています。

○ FMクマガヤによる情報発信

コミュニティFM放送局として、身近な話題や市政情報を発信しています。環境に関する市政情報として「クビアカツヤカミキリの被害防止」についての発信や、市の補助制度・キャンペーン情報など、多くの環境に関する話題を発信しました。

○ メール配信サービス「メルくま」及びSNSによる情報発信

環境に関する情報を携帯電話やパソコンにメール配信しました。また、市公式フェイスブックやX(エックス)でも環境に関する情報を発信しました。

○ 環境に関する年次報告書の作成

環境基本計画に基づく年次報告書として「環境白書」を作成して、市の環境の現状に関する情報の提供を、継続して行いました。

施策③　環境に配慮した行動の普及啓発

身近な自然環境と触れ合う機会の確保

■ 里山ウォーキング

○ 里山クリーンウォーキング

江南地区の歴史や文化に触れながら秋の里山を散策し、あわせて環境保全のために清掃活動を行いました。

【実施日:11月９日　参加人数:32人】



○ 春の里山ウォーキング

実施日:3月29日(荒天中止)

■ 河川に関する情報発信

国・県が主催する「川の愛護活動」のポスターやチラシの配布により、河川に親しむためのPRをしています。

資源を大切にする行動の啓発

■ くまがやエコライフフェア

目　的	市民・事業者・市が環境保全の重要性を認識することを目的とし、イベントを通じて意識啓発を図る。
テーマ	～身近なECOから始めよう！ECOで繋げる未来へのバトン～
主　催	くまがやエコライフフェア実行委員会
開催日	5月18日、19日
会　場	八木橋百貨店(8階カトレアホール内)、熊谷市コミュニティひろば
参加・協賛団体数	51団体
来場者数	延べ約1，900人
主な展示	【八木橋会場】 環境ポスター作品展示、幼稚園児による作品展示(さかえ幼稚園)、くまSUNフェスタ、企業・団体等の環境活動紹介や作品展示など
	【コミュニティひろば会場】 電気自動車の展示、ゴーヤ苗の配布及び壁面緑化の奨励、企業や市民団体　等の環境活動の展示など



八木橋会場



コミュニティひろば会場

■ くまがや環境賞

環境の保全と創造にかかる自主的な活動に特に顕著な功績があり、広く市民の模範となる者を表彰することにより、環境保全意識の普及及び高揚を図ることを目的としています。5月18日に表彰式を執り行いました。

【2024(令和6)年度受賞者】

熊谷市立石原小学校	校内に設置された全ての委員会において、それぞれの児童が多岐にわたり熱中症対策を遂行
自主活動グループ ハチドリくらぶ	ダンボールコンポストの基材づくりや、その講習会を開催するなど、資源循環型社会に資する活動を行っているほか、夏休み科学教室などの環境学習を通じて環境保全意識の啓発に尽力

■ 「環境美化推進員」制度

環境美化推進員(466人)について、継続して委嘱を行い、ごみの適正排出の指導及びごみの減量化、資源化の推進などの普及啓発を図りました。

■ 上下水道事業の啓発

上下水道事業に対する理解と協力を得るため、年2回「上下水道だより」を発行しました。

基本方針Ⅱ-2 環境教育・環境学習の推進

◆関連するSDGs



本市では、これまで子供を対象とした、環境教育プログラム、環境学習会、環境ポスター作品展、「こどもエコクラブ」への活動支援、学校ビオトープづくり、大人を対象とした環境教育講座、環境学習などを行ってきました。

環境への配慮や地球温暖化対策には、市民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境や地球温暖化対策に配慮した行動を実践する必要があります。

市では、引き続き、環境教育・環境学習の推進を行います。

施策① 環境教育の推進

子どもたちの環境教育の推進

■ 子どもたちの環境保全の意識啓発

○ 荒川流域一斉水質調査

主催	NPO法人熊谷の環境を考える連絡協議会
実施日	6月9日
参加人数	10人
内容	荒川水系(5河川)及び福川の水質調査を10人のスタッフで実施しました。結果は、NPO法人荒川流域ネットワークに報告し、マップに表記するとともに広報を行いました。

○ 河川環境学習会

主催	NPO法人熊谷の環境を考える連絡協議会
実施日	6月9日
参加人数	約60人(子ども含む)
内容	熊谷市子どもセンターの「ウイークエンドサイエンス」と連携し、和田吉野川で地域の環境団体の協力のもと、生き物調べや周辺の植物観察などを行いました。

○ 子ども自然科学教室

子ども自然科学教室を開催し、環境や自然に対する子どもたちの学習を推進しました。

【開催回数: 12回　参加人数: 延べ380人】

■ ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスターコンクール

環境省が募集する「3R促進ポスターコンクール」に市内小学校に応募を呼びかけ、環境について考えるきっかけを作りました。

■ 「こどもエコクラブ」の活動支援

「こどもエコクラブ」は、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することを目的としており、市内では全28小学校の環境委員会や自然科学クラブ(2025(令和7)年3月末現在)が登録しています。今後も「こどもエコクラブ」の活動を支援し、環境教育の推進を図ります。

■ 農業体験活動を通しての環境意識の啓発

熊谷市みどりの学校ファーム推進協議会(構成:市、教育委員会、農業委員会、校長会、教頭会、JA くまがや)が主体となり、市内全小中学校で「みどりの学校ファーム」に取り組み、農業体験活動を通し、自然への感謝、環境や食物に対する関心や理解を深め、実際に栽培し、喜びを体験しました。

■ 食を通しての環境意識の啓発

学校給食センター及び自校式調理校では、献立に地場産農産物を積極的に取り入れ、給食だより等で児童、生徒及び保護者に情報発信することにより、食による環境意識の向上を図りました。

■ 学校観察池の設置

観察池とは、生物の観察を目的として作られた池のことです。観察池の生物の観察を通して、自然への関心を深め大切にする心を育むとともに、観察池の環境について考え、環境問題への意識を高めます。ムサシトミヨなど地域住民の協力を得ながら、観察池の生物を飼育している学校もあり、学校と地域とのつながりをもつことのできる場となっています。

【学校観察池一覧】

学校名	構　成	植生等	活用状況	特　徴
熊谷西小学校	池	メダカ・トンボ・ガマ等	理科や生活科、総合的な学習	
石原小学校	池	メダカ	理科や生活科	
久下小学校	地下水活用による川、ムサシトミヨ増殖池	ムサシトミヨ・トンボ・アメンボ・タニシ・ヨシ・ガマ等	理科や生活科、総合的な学習など	地域住民の協力「久下小学校区連絡協議会」による指導
中条小学校	池	トンボ・ハス等	理科や生活科、クラブ活動など	昔あった植物や生物を取り入れること
吉岡小学校	池	メダカ・コオロギ・アメンボ・トンボ・ガマ・ヒガンバナ等	理科、クラブ活動など	地域の協力
別府小学校	池	トンボ・はす・ザリガニ	理科や生活科など	

学校名	構 成	植生等	活用状況	特 徴
三尻小学校	池	トンボ	理科や生活科など	地域の協力(おやじ倶楽部)
奈良小学校	池	メダカ	理科や生活科など	
新堀小学校	池	メダカ・アナカリス・トンボ・水蓮	理科	
妻沼小学校	池	メダカ・金魚	理科や生活科など	
太田小学校	池	メダカ	理科や生活科	児童会、委員会が管理
江南北小学校	池	金魚	理科や生活科	地域の方の協力

■ 学校等の取組事例

○ みどりのカーテンの設置(再掲)

全ての小・中学校及び公立幼稚園にみどりのカーテンを設置しました。

カーテンを設置したことにより教室内の気温が下がるとともに子供たちの省エネに対する意識、温暖化防止への意識が高まりました。

○ ホタル鑑賞会への協力

久下小学校、江南北小学校では、各地域のホタル鑑賞会に向けて、地域と連携しホタルについての学習会を実施しています。ホタル鑑賞会については、6月に実施しました。

○ 環境教育主任会

各学校の環境教育主任が集まって、熊谷市の環境教育の取組や市内小学校の実践例等を共有したり、ESD について学んだりすることで自校の環境教育の推進に活かせるようにしました。また、環境教育について地域の方や専門家と協力すること、授業中で身近な環境から自分にできることを考えることの必要性など、様々な取組の充実を話し合いました。

○ ユネスコスクール

久下小学校、佐谷田小学校では、世界中の学校との交流を通じて、情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す取組であるユネスコスクールに登録しています。

○ ムサシトミヨの保護及び繁殖活動

久下小学校、佐谷田小学校、熊谷東中学校では、「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」の指導のもと、ムサシトミヨの保護及び繁殖活動に取り組んでいます。毎年11月頃繁殖数調査をし、2月頃には「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」主催の「繁殖報告会」において、繁殖の成果を発表しています。

2019(令和元)年度には、取組の成果が高く評価され、「埼玉・教育ふれあい賞」を3校合同で受賞しました。

施策② 環境学習の推進

生涯学習活動における環境学習の推進

■ 環境教育講座及び市政宅配講座

市職員等が講師となり、指定した場所へ出向き、市政について講演する「環境教育講座・環境施設見学会」及び「市政宅配講座」により、最新の環境情報を提供しました。

【実施回数】

環境教育講座、環境施設見学会	4回
市政宅配講座における環境分野の講座	11回

※ 市政宅配講座における環境分野の講座数(外部団体実施含む):17講座

■ 生涯学習講座

○ 中央公民館学級講座開設事業での環境学習

講座名	自然と環境の講座
参加人数	10人

○ 地域公民館実施の環境学習

実施公民館	講座名	参加人数
久下公民館	身近なエコ計画	27 人
玉井公民館	異常気象と防災	22 人

基本方針Ⅱ-3 協働による環境活動の推進

◆関連する SDGs



本市では、これまで県や市民団体との協働による道路清掃活動や、自治会等における「ごみゼロ運動」への協力、市民団体への活動支援など、市民との協働を行ってきました。

環境問題の解決、地球温暖化対策、地域環境資源の保全・創造・将来世代への引継ぎのため、市民、事業者、環境団体、市等のパートナーシップのもとで、お互いの特性を活かして役割を分担し、主体的に行動を実践することが必要です。

市では、引き続き、環境活動団体や地域での環境活動の支援、環境活動のパートナーシップの拡充を行います。

施策① 環境活動団体や地域での環境活動の支援

地域の環境活動の支援

■ 彩の国ロードサポート制度

活動団体と県と市の3者がパートナーとなり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組で、3者で確認書を取り交わし、活動団体が清掃美化活動を行い、県と市が活動を支援します。

39団体が活動を行っており、県はボランティア保険の加入や表示板の設置を、市は回収したごみの処理の支援などを行っています。

■ スクマム！クマガヤロードサポート制度

活動団体と市がパートナーとなり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組で、両者で確認書を取り交わし、活動団体が清掃・美化活動を行い、市が活動を支援します。

12団体が活動を行っており、市はボランティア保険の加入や軍手・ごみ袋の支給などの支援を行っています。

■ 自治会等が回収したごみの無料回収

自治会等が「ゴミゼロ運動」及び「地域活動」により回収したごみの無料回収を実施しました。

【実績:ゴミゼロ運動　96件　　地域活動　72件】

施策②　環境活動のパートナーシップの育成

交流の場の創出

■ 市民活動支援センター

市民活動支援センターは、環境関連団体を含む様々な分野の市民活動団体、非営利で公益的な活動をしている方たちやこれから活動しようと考えている方たちのための拠点施設となっています。

管理者	特定非営利活動法人NPOくまがや(指定管理)
登録団体数	300団体(2025(令和7)年3月末現在)

■ ニャオざねまつりの開催

市民活動のPR、行政や企業等との協働の実践及び市民活動団体の交流の場づくりを目的に開催され、環境関連団体を含む60団体が参加しました。

主　催	ニャオざねまつり実行委員会
場　所	コミュニティ広場

協働による取組の推進

■ 民間資金による市民環境活動の支援(熊谷環境基金)

自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着など、広く環境問題に自主的に取り組む市民活動を支援し、地球環境の保全に寄与するため、太平洋セメント㈱が出捐(ｼｭﾂｴﾝ)し設立された、公益信託「熊谷環境基金」の20回目の助成が行われました。

この公益信託は熊谷市民や、主に熊谷市内での自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着への取組を行う団体に対する助成です。今後も基金が有効に活用され、自主的な環境保全活動の環が広がることが期待されます。

○ スマートハウス建築または購入に対する助成

助成対象	スマートハウスを建築または購入した個人に対し、15万円/件を助成
助成件数	20件
助成金額	3,000,000円

○ 自然環境保護団体などに対する助成

助成対象	地球環境の保全を目的として、自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着への取組などを行う団体に対し、一般事業は20万円、環境整備事業は100万円を上限に助成
一般事業助成団体数	17団体
一般事業助成金額	2,850,000円

環境目標Ⅲ

「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

01　指標の評価

表中の項目【方針 No.】は、「02 各施策への取組み」の基本方針の番号となっています。

方針NO.	環境指標		単位	計画策定時 (2016(H28)年度)	目標値 (2030(R12)年度)	現状値 (2024(R6)年度)	評価
基本方針Ⅲ-1	公害防止協定の締結数		件	147	180	179	○
	公害苦情の年度内解決率		%	84.6	95	100	◎
	星がよく見えるようになったと思う市民の割合		%	66.5	75	64.0	△
	大気中の二酸化硫黄濃度（日平均値の2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.001	環境基準値を満たすこと（参考）環境基準値 0.04 以下	0.001	◎
	大気中の二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.022	環境基準値を満たすこと（参考）環境基準値 0.04 から 0.06, またはそれ以下	0.015	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.025		0.015	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.034		0.021	◎
	大気中の一酸化炭素濃度（日平均値の2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.5	環境基準値を満たすこと（参考）環境基準値 10 以下	0.3	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.8		0.3	◎
	大気中の浮遊粒子状物質濃度(日平均値の2%除外値)	熊谷一般環境大気測定局	mg/m³	0.042	環境基準値を満たすこと（参考）環境基準値 0.1 以下	0.035	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.045		0.039	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.049		0.031	◎
	大気中の微小粒子状物質濃度(年平均値)	熊谷一般環境大気測定局	μg/m³	11.4	環境基準値を満たすこと（参考）環境基準値 15 以下	8.7	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		-		10.3	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		12.6		9.2	◎
	大気中の微小粒子状物質濃度(日平均値の年間 98%値)	熊谷一般環境大気測定局	μg/m³	28.7	環境基準値を満たすこと（参考）環境基準値 35 以下	20.5	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		-		23.1	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		30.3		21.3	◎

方針NO.	環境指標		単位	計画策定時(2016(H28)年度)	目標値(2030(R12)年度)	現状値(2024(R6)年度)	評価
基本方針Ⅲ-1	光化学オキシダント濃度環境基準達成状況(昼間１時間値の最高値)	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.132	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値 0.06 以下	0.146	△
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.111		0.133	△
	全市の汚水処理率		%	75.1	100	80	○
	下水道の整備面積		ha	1,787	2027	2,062	◎
	合併処理浄化槽の整備率		%	50.5	100	58.2	○
	合併処理浄化槽の法定検査実施率		%	51.3	70	63.3	○
	pH(水素イオン濃度)	利根川(刀水橋)	-	7.6(年平均)	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値 6.5～8.5	7.6	◎
		荒川(久下橋)		7.8(年平均)		8.0	◎
		和田吉野川(吉見橋)		7.4(年平均)		7.6	◎
		福川(昭和橋)		7.2(年平均)		7.5	◎
	DO(溶存酸素量)	利根川(刀水橋)	mg/ℓ	10(年平均)	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値 7.5 以上(利根川)5 以上(その他)	10	◎
		荒川(久下橋)		9.7(年平均)		10	◎
		和田吉野川(吉見橋)		8.5(年平均)		8.9	◎
		福川(昭和橋)		6(年平均)		7.5	◎
	BOD(生物化学的酸素要求量)	利根川(刀水橋)	mg/ℓ	0.9(年平均)	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値 2 以下(利根川)3 以下(その他)	1.3	◎
		荒川(久下橋)		0.8(年平均)		1.6	◎
		和田吉野川(吉見橋)		1.7(年平均)		2.6	◎
		福川(昭和橋)		2.7(年平均)		3.0	◎
	SS(浮遊物質量)	利根川(刀水橋)	mg/ℓ	7(年平均)	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値 25 以下	10	◎
		荒川(久下橋)		12(年平均)		4	◎
		和田吉野川(吉見橋)		23(年平均)		25	◎
		福川(昭和橋)		8(年平均)		9	◎

方針NO.	環境指標		単位	計画策定時(2016(H28)年度)	目標値(2030(R12)年度)	現状値(2024(R6)年度)	評価
基本方針Ⅲ-1	大腸菌数(2022(令和4)年度に大腸菌群数から変更)	利根川(刀水橋)	MPN/100mℓ	-	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値300以下(利根川・荒川)1000以下(その他)	140	◎
		荒川(久下橋)		-		130	◎
		和田吉野川(吉見橋)		-		350	◎
		福川(昭和橋)		-		5100	△
	地下水質環境基準値達成度		%	93.3 (15地点中14地点達成)	100 (全地点達成)	100 (5地点中5地点達成)	◎
	自動車騒音環境基準達成状況	昼間	%	91.7 (12地点中11地点達成)	100 (全地点達成)	90.9 (11地点中10地点達成)	△
		夜間		66.7 (12地点中8地点達成)		90.9 (11地点中10地点達成)	△
	自動車騒音要請限度達成状況	昼間	%	100 (12地点中12地点達成)	100 (全地点達成)	100 (11地点中11地点達成)	◎
		夜間		100 (12地点中12地点達成)		100 (11地点中11地点達成)	◎
	自動車騒音常時監視環境基準達成状況		%	94.5	100	94.1	△
	新幹線騒音環境基準達成状況(25m地点)		%	100 (2地点中2地点達成)	100 (全地点達成)	50 (2地点中1地点達成)	△
	新幹線騒音環境基準達成状況(50m地点)			100 (2地点中2地点達成)		50 (2地点中1地点達成)	△
	新幹線騒音環境基準達成状況(100m地点)			100 (2地点中2地点達成)		100 (2地点中2地点達成)	◎
	新幹線振動指針達成状況(25m地点)		%	100 (2地点中2地点達成)	100 (全地点達成)	100 (2地点中2地点達成)	◎

方針NO.	環境指標		単位	計画策定時(2016(H28)年度)	目標値(2030(R12)年度)	現状値(2024(R6)年度)	評価
基本方針Ⅲ-2	熊谷衛生センター及び江南清掃センターにおける排出ガス中のダイオキシン類濃度(年平均値)	熊谷衛生センター第一工場1号炉	ng-TEQ/㎥N	0.00177	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値1.0以下	0.00111	◎
		熊谷衛生センター第一工場2号炉		0.00044		0.00078	◎
		熊谷衛生センター第二工場1号炉		0.00709	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値5.0以下	0.03964	◎
		熊谷衛生センター第二工場2号炉		0.00671		0.00061	◎
		江南清掃センター1号炉		0.00141	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値1.0以下	0.0047	◎
		江南清掃センター2号炉		0.0002		0.0172	◎
	大気中のダイオキシン類濃度環境基準達成状況(年平均値)	三ヶ尻	pg-TEQ/㎥	0.058	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値0.6以下	2021(R3)年度で測定局廃止	2021(R3)年度で測定局廃止
	河川水のダイオキシン類濃度環境基準達成状況(年平均値)	三尻都市下水路	pg-TEQ/ℓ	0.024	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値1.0以下	0.2	◎
	有害大気ベンゼン(年平均値)熊谷市役所		μg/㎥	0.68	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値3以下	0.75	◎
	有害大気トリクロロエチレン(年平均値)熊谷市役所		μg/㎥	0.45	環境基準値を満たすこと(参考)環境基準値200以下	0.31	◎
	有害大気テトラクロロエチレン(年平均値)熊谷市役所		μg/㎥	0.51	現状値以下(参考)環境基準値200以下	0.051	◎
	有害大気ジクロロメタン(年平均値)熊谷市役所		μg/㎥	2.5	現状値以下(参考)環境基準値200以下	0.53	◎
	地下水中の有害物質の環境基準達成状況		%	100	100	100	◎

【指標の評価】
◎:2030(R12)年度の目標値を達成している。
○:2030(R12)年度の目標値に近づいている。
△:2030(R12)年度の目標値に近づいていない。
×:計画策定時の現状値より悪化している。
－:現状値がない等により評価・把握をしていない。

【現況と課題】

基本方針 Ⅲ-1	公害苦情の発生件数は年々、減少傾向にありますが、関係法令の規制基準を超過しない苦情や近隣トラブルによる苦情など、法で規制できない相談が増加しています。 大気汚染対策：大気中の二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、一酸化炭素濃度、浮遊粒子状物質濃度、微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準を満たしています。光化学オキシダント濃度については天候等の影響を受けやすく、即効性のある対策の難しいことから依然として環境基準を上回る状況が続いています。引き続き、工場・事業場等の規制を推進し、常時その状況を監視していくことで大気環境の保全を図ります。 水質汚濁対策：常時監視している河川の水質に関する環境指標の数値は、福川の大腸菌数以外は、環境基準を達成しています。河川の水質改善には流域全体での対応が必要となることから、埼玉県と協力・連携し対応を進めていきます。 生活排水対策として、「熊谷市生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道の整備推進を図り、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置整備を促進するとともに、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。また、工場・事業場における排水対策を推進し、水質の調査・監視を継続的に実施することで水質の維持・向上を図ります。 土壌汚染対策、騒音・振動対策、悪臭対策：関係法令により規制、指導を継続して行います。
基本方針 Ⅲ-2	ダイオキシン類対策：大気中のダイオキシン等有害物質に関する数値は、すべての項目で排出基準値や環境基準値を下回っています。 アスベスト対策： アスベスト建材を使用している建築物の解体工事がこれからピークを迎えることが予想されており、引き続き、大気中への飛散防止対策の徹底や適正な処理の指導を行います。 有害化学物質の排出抑制：地下水中の有害物質に関する環境基準も達成率100%となっています。 放射性物質対策：東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質の測定結果は、すべての地点において市で定める基準値を下回っていますが、まだ、汚染に対する懸念は残っているため測定を継続し、結果を公表していきます。

02　各施策への取組み

基本方針Ⅲ－1　快適な生活環境の確保

◆関連するSDGs



快適な生活環境を確保するためには、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害の発生を抑制する必要があります。

本市ではこれまで、公害の発生を抑制、発見、防止するために、工場及び事業所への立入検査などを行ってきましたが、公害の未然防止と汚染物質の削減対策に、更に力を入れて取り組み、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

施策①　公害の防止

公害苦情の概要

2024（令和６）年度の典型7公害（下表の項目）に関する公害苦情の受理件数は１件でした。

【年度別公害苦情受理件数の推移】　　単位：件

	大気汚染	水質汚濁	騒　音	振　動	悪　臭	土壌汚染	地盤沈下	合計
2020(R2)	5	5	4	0	0	0	0	14
2021(R3)	4	6	1	0	0	0	0	11
2022(R4)	2	5	0	0	0	0	0	7
2023(R5)	0	0	0	0	0	0	0	0
2024(R6)	0	1	0	0	0	0	0	1

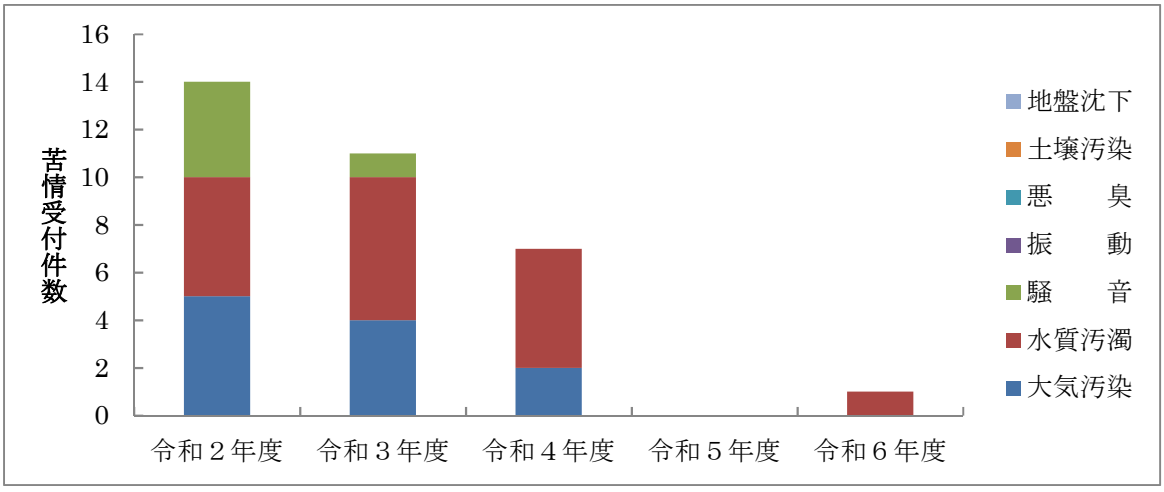

2024（令和６）年度の苦情処理は水質汚濁で１件ありました。

なお、2008（平成20）年度から、公害関係法令の規制基準を超えない相談事案への対応については、公害苦情件数に含まないこととしておりますが、2024（令和6）年度は23件の対応実績があり、内訳としては大気汚染に関する相談が麦わらなどの焼却等4件を含む5件、水質汚濁

に関する相談が7件、騒音に関する相談が7件、悪臭に関する相談が3件、土壌汚染に関する相談が1件となります。

公害紛争処理

公害苦情は地域住民に密着した問題であり、迅速・適正に解決することはよりよい生活環境をつくるうえで極めて重要なことです。そこで本市では、公害苦情の相談窓口を設けて、速やかな解決に努めています。なお、公害紛争を市で解決できなかった場合、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づく公害等調整委員会が国に、公害審査会が県に置かれています。

【熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の主な手続】



公害防止協定等

■ 公害防止協定

公害防止協定とは、地方公共団体がその管轄区域に立地する企業と公害防止を目的として結んだ取り決めをいいます。

市では、市内に立地する様々な業種の企業と立入検査等の条項を盛り込んだ協定を、法律や条例の規制を補完するものとして結んでいます。

公害防止協定を締結することにより公害の防止や環境負荷の低減を図るとともに、事業者の環境保全の取組を促進し、健全で快適な環境の確保が見込まれます。

2024(令和6)年度は3事業者(製造業3事業者)と協定を結び、締結数は179となりました。

今後も、健全で快適な環境の確保を目指し、積極的に事業者と公害防止協定を締結していきます。

産業分類	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸業	卸売・小売業	サービス業	公務	合計
締結企業数	1	123	4	13	5	32	1	179

■ 公害防止組織

公害防止組織とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」を根拠として、同法で定められた特定の業種で、一定規模以上の施設を設置している工場(特定工場)に対して、公害防止統括者や公害防止管理者等の選任・届出を義務付けることにより、内部的な公害防止体制を整備し、もって公害の防止に資することを目的とするものです。

また、県ではこれに加え、「埼玉県生活環境保全条例」により、同法で対象とならない工場・事業場に対して、一定の要件を定め、公害防止監督者や公害防止主任者等の選任・届出を義務付け、公害防止組織制度の充実を図っています。

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」による選任状況		埼玉県生活環境保全条例による選任状況	
選任区分	選任事業所数	選任区分	選任事業所数
公害防止統括者	41	公害防止監督者	80
大気関係管理者	18	大気関係主任者	22
特定粉じん関係管理者	0		
一般粉じん関係管理者	6		
水質関係管理者	17	水質関係主任者	9
ダイオキシン類関係管理者	2	ダイオキシン類関係主任者	4
騒音・振動関係管理者	12	騒音・振動関係主任者	54
公害防止主任管理者	2		

※ 公害防止統括者・監督者は、事業所における公害防止に関する業務を統括管理する。
※ 公害防止管理者・主任者は、事業所における公害防止に関する技術的事項を管理する。
※ 公害防止主任管理者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する。

施策②　大気汚染対策

固定発生源に対する大気汚染対策

■ 工場・事業場に対する大気汚染対策

大気汚染を防止し、環境基準を達成するためには、工場、事業場、自動車等の固定発生源から大気中に排出される汚染物質の量を減らすことが必要になります。

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」では、発生源ごとに汚染物質の排出を規制しています。

本市では、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、ばい煙発生施設や一般粉じん発生施設を設置している事業場に、抜き打ちで立入検査を実施しており、施設使用状況、ばい煙の自主測定結果、実機の確認等を行い管理・運用状況や不具合発生の有無等を確認しています。

また、特定粉じん排出等作業の実施の届出があったときは、作業基準が遵守されているか確認するための立入検査を行っています。

【大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等】

項目	説明
(大気汚染防止法) ばい煙発生施設	「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で、ばい煙を発生・排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので、政令で定めるボイラー、廃棄物焼却炉等をいいます。 当該工場又は事業場における施設ごとの排出口で、汚染物質ごとに排出基準を遵守しなければなりません。また、ばい煙量・ばい煙濃度等の自主測定を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。
(大気汚染防止法) 一般粉じん発生施設	「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で、一般粉じんの発生・飛散等により大気汚染の原因となるもので、政令で定めるベルトコンベア・破砕機等をいいます。 一般粉じん発生施設の設置者は、構造や使用等の基準を遵守しなければなりません。
(大気汚染防止法) 特定粉じん発生施設	「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じん発生等し、飛散等により大気汚染の原因となるもので、法令で定める解綿用機械等をいいます。 特定粉じん発生施設の設置者は、敷地境界基準を遵守しなければなりません。 なお、本市には特定粉じん発生施設の設置はありません。
(大気汚染防止法) 特定粉じん排出等作業	「特定粉じん排出等作業」とは、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材等)が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修する作業をいいます。 吹付け石綿等の飛散性の高い石綿含有建材の除去等を行う事業者は、大気汚染防止法に基づき事前の届出が義務付けられており、作業基準(作業場の隔離、作業場内の負圧保持等)を遵守しなければなりません。
(埼玉県生活環境保全条例)指定ばい煙発生施設	「指定ばい煙発生施設」は、大気汚染防止法では届出義務のない規模のばい煙発生施設で、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出が必要な施設です。
(埼玉県生活環境保全条例)指定粉じん発生施設	「指定粉じん発生施設」は、大気汚染防止法では届出義務のない規模の粉じん発生施設で、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出が必要な施設です。

※「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物・ばいじん等のことをいいます。
※「一般粉じん」とは石綿以外で、物の破砕、選別その他機械的処理又はたい積等に伴い発生・飛散する物質のことをいいます。
※「特定粉じん」とは、石綿(アスベスト)のことをいいます。

【大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出事業者数・立入事業所数等】

項　目	届出事業者数等 （2024（令和6）年度末）	立入検査事業所数等 （2024（令和6）年度）
（大気汚染防止法） ばい煙発生施設	届出事業場数：72 届出施設数：140	延べ28事業場
（大気汚染防止法） 一般粉じん発生施設	届出事業所数：13 届出施設数：108	延べ3事業所
（大気汚染防止法） 特定粉じん発生施設	―	―
（大気汚染防止法） 特定粉じん排出等作業	届出件数：11	延べ35件
（埼玉県生活環境保全条例） 指定ばい煙発生施設	届出事業場数：21 届出施設数：21	延べ9業場
（埼玉県生活環境保全条例） 指定粉じん発生施設	届出事業所数：20 届出施設数：216	延べ7事業所

■ 野外焼却防止

稲わら・麦わら等の焼却に対しては、巡回パトロール及び農家への訪問指導、防止呼びかけチラシの作成・配布、防災無線などで、すき込みによる堆肥化を呼びかけ、焼却防止に向けての対策を実施しました。

大気環境の調査・監視等の実施

■ 市独自の調査・監視

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）などの硫黄酸化物、二酸化窒素などの窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）などが挙げられます。

市では、大気環境の実態把握のため、環境基準が定められている物質等の監視測定を継続して行いました。

【大気環境調査測定地点図】



項目大分類	調査分類	項目小分類	測定地点数	地図記号
有害物質	市内全域調査	二酸化硫黄（SO_2）	6	○
		二酸化窒素（NO_2）	10	●
	固定発生源周辺調査	二酸化窒素（NO_2）	5	◉
降下ばいじん	市内全域調査	pH、液量、溶解性ばいじん量、不溶解性ばいじん量、総ばいじん量、溶解性ばいじん中のカルシウムイオン、不溶解性ばいじん中のカルシウム・鉛・カドミウム・クロム	4	◆

【調査方法】

項　目	測定方法等	経年変化等
二酸化硫黄 (市内全域調査)	フィルターバッジ法(簡易測定)により、市内6地点(年4回)測定	環境基準を満たしています。経年変化は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。
二酸化窒素 (市内全域調査)	フィルターバッジ法(簡易測定)により、市内10地点(年4回)測定	環境基準を満たしています。交通量の多い肥塚自動車排出ガス測定局(国道17号熊谷バイパス沿道)や新堀民家(国道17号沿道)は、他の測定地点に比べて高い値を示しています。 経年変化はほぼ横ばいの傾向を示しています。
二酸化窒素 (固定発生源周辺調査)	フィルターバッジ法(簡易測定)により、固定発生源(熊谷工業団地等)周辺5地点(年12回)測定	環境基準を満たしています。経年変化は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。
降下ばいじん※ (総ばいじん量)	熊谷工業団地周辺地域3地点及び中央公民館で、毎月測定	環境基準はありませんが、最近5年間はほぼ横ばいの傾向を示しており、いずれも目標値以下で推移しています。

※「降下ばいじん」は、大気中に浮遊している“ばいじん”や“粉じん”が自重や雨の作用で地上に落下したものです。

【調査結果】

二酸化硫黄(市内全域調査)　単位:ppm

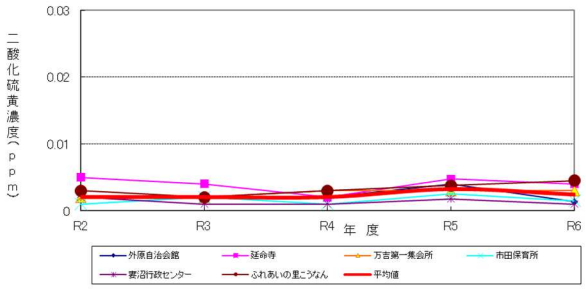

環境基準:1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ1時間値が 0.1ppm 以下であること。

二酸化窒素(市内全域調査))　単位:ppm

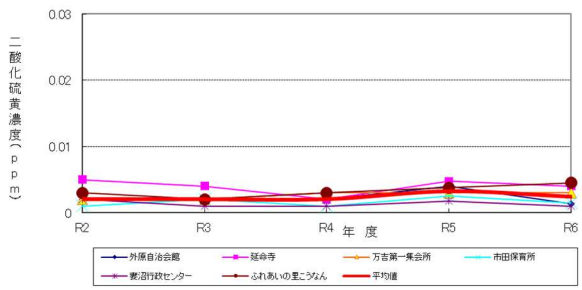

環境基準:1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

二酸化窒素(固定発生源周辺調査)　単位:ppm

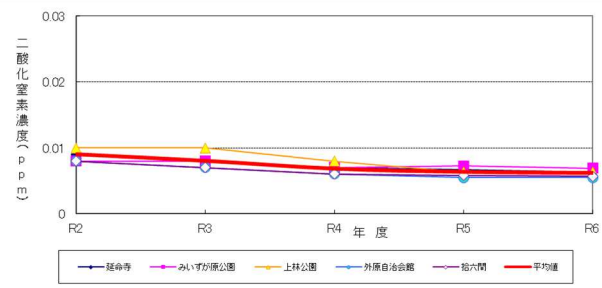

※環境基準:1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

降下ばいじん(総ばいじん量)　単位:t/km²/月

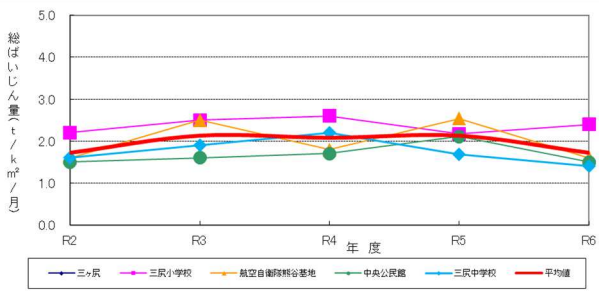

※汚染の目安(目標値)として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について(平成2年7月3日環境庁大気保全局長通知)」を参考に、10t/km²/月以下に設定しています。

■ 県と市の協力・連携等

市では、埼玉県北部で光化学スモッグ注意報等が発令された場合、又は、微小粒子状物質(PM2.5)の日平均値が70マイクログラムを超えるおそれがあると判断された場合には、緊急連絡網により学校を始め関係機関に周知し、必要な対応をとるよう連絡するとともに、防災行政無線でも注意喚起をしています。

項目等	定義等
光化学スモッグ :県内55点(市内2地点)で、1時間ごとに光化学オキシダント濃度を測定	工場や自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素(揮発性有機化合物)が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こすことにより生成される光化学オキシダントが空中に停留しスモッグ状になったもの。 濃度が高くなると、のどが痛くなったり、目がチカチカしたり、植物の葉の色が変色したりします。5月から9月ごろまでの、晴れて日差しが強く、日中の最高気温が25℃以上で風の弱い日に発生しやすくなります。特に、遠くの山や建物に靄(もや)がかかったように見えにくい日は、濃度が高くなる傾向があります。
微小粒子状物質(PM2.5):66地点(市内3地点)で測定	微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、直径2.5マイクロメートル以下(1マイクロメートルは0.001ミリメートル)の微粒子のことをいいます。PM2.5の大きさは髪の毛の太さの30分の1程度です。

【光化学スモッグ注意報等の種類】

種類	基準
予 報	スモッグが発生しそうなときで、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となることが予測されるとき
注意報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、その状況が継続すると認められるとき
警 報	光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上となり、その状況が継続すると認められるとき
重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上となり、その状況が継続すると認められるとき

【光化学スモッグ注意報等発令状況 経年変化】

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6) 4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
予報発令回数	2	1	5	7	0	0	0	7	3	0	10
注意報発令回数	2	1	4	5	0	0	0	4	1	0	5
健康被害届出者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【光化学オキシダントの経年変化】

	年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
熊谷市役所 一般環境測定局	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.135	0.120	0.135	0.129	0.146
	昼間の1時間値が0.06ppm以上の時間数	430	470	415	506	553
熊谷妻沼東 一般環境測定局	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.117	0.119	0.141	0.127	0.133
	昼間の1時間値が0.06ppm以上の時間数	341	462	428	640	565

【微小粒子状物質(PM2.5)市内測定局一覧】

測定局	測定局名	測定場所	所在地
一般局	熊 谷	市役所(本庁舎)	熊谷市宮町2−47−1
一般局	熊谷妻沼東	妻沼中央公民館	熊谷市妻沼東1−1
自排局	熊谷肥塚	雀宮自治会館西方	熊谷市肥塚596−1

■ 県実施の大気汚染常時監視

埼玉県では、大気汚染防止法第22条及び埼玉県環境基本条例第22条に基づき、県内の大気汚染状況を的確に把握するため、現在、合計83測定局で大気汚染状況の常時監視を行っており、市内では、「熊谷市役所　一般環境測定局」、「肥塚　自動車排出ガス測定局」、「熊谷妻沼東一般環境測定局」の3か所に設置されています。

【二酸化硫黄の経年変化】　単位:ppm

年度		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	年平均値	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000

【二酸化窒素の経年変化】　単位:ppm

年度		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の98%値	0.021	0.019	0.017	0.017	0.015
	年平均値	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
熊谷妻沼東 一般環境測定局	日平均値の98%値	0.022	0.019	0.017	0.019	0.015
	年平均値	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
肥塚自動車排出ガス測定局	日平均値の98%値	0.029	0.026	0.027	0.026	0.021
	年平均値	0.014	0.014	0.014	0.013	0.011

【一酸化炭素の経年変化】　単位:ppm

年度		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3
	年平均値	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
肥塚自動車排出ガス測定局	日平均値の2%除外値	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	年平均値	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

【浮遊粒子状物質の経年変化】　単位:mg/㎥

年度		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.038	0.029	0.031	0.034	0.035
	年平均値	0.013	0.012	0.013	0.013	0.012
熊谷妻沼東 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.039	0.030	0.032	0.036	0.039
	年平均値	0.016	0.014	0.016	0.016	0.016
肥塚自動車排出ガス測定局	日平均値の2%除外値	0.038	0.028	0.029	0.032	0.031
	年平均値	0.014	0.012	0.013	0.013	0.012

■ 大気の大切さを知る機会の提供

全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)は、全国各地で一斉に、肉眼や双眼鏡、カメラを使った身近な方法によって星空観察を行うものです。参加者に光害(夜間の照明など光による公害)や大気汚染などのない清澄な大気への関心を高めてもらうことを目的に、毎年2回(夏期及び冬期)実施している事業で、熊谷市でもその取組を行っています。

実施日	結果
(夏期)8月24日	曇天により中止
(冬期)1月22日	最も暗い星・双眼鏡観察　8.0等級

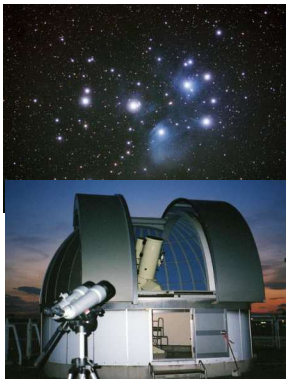

施策③　水質汚濁対策

工場及び事業場における排水対策の推進

■ 工場及び事業場への立入検査状況

市では、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づき、公共用水域(河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路)に排出水を排出する工場・事業場へ立入検査を実施しました。検査は抜き打ちで実施し、排水検査や施設の状況及び公害防止組織の整備状況の確認等を行っています。

排水状況が適正でない場合は、基準を遵守するよう指導の徹底を図っています。

【届出事業場数及び立入検査状況(2024(令和６)年度)】

届出事業場数	立入検査数	採水検体数	排水基準超過数
486	99	107	4

○ 下水道法及び熊谷市下水道条例に基づく立入検査状況

特定事業場等24事業場に立入検査を実施しました。

立入検査　年4回	10事業場
立入検査　年2回	14事業場
排水基準超過件数	6事業場

排水基準を超過した場合は、改善処置完了報告書の提出を求めています。

■ 異常水質事故

異常水質事故とは、河川などで、魚の大量死、油や着色水の流出などの異常が発生することをいいます。

工場等での機械の操作ミスや故障、交通事故、廃棄物の不法投棄などによる、河川への油や化学物質の流出など、原因は多岐にわたります。

事故が発生した場合、市では原因究明と被害の拡大防止に努め、発生源者に対し再発防止を指導しています。

【異常水質事故の内訳(2024(令和６)年度)】

魚類のへい死	油の流出	着色水・濁水	その他
1	4	2	0

水質の調査・監視の実施

■ 河川・水路等の水質調査

市では、水質汚濁防止法に基づき、河川の常時監視を実施しています。

調査は、埼玉県作成の「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に則り、和田吉野川(吉見橋)と福川(昭和橋)の2地点で行っています。

その他独自に、市内の主な河川と用水路など20地点で、水質の測定を行いました。

水質の測定結果は、環境基本法に規定する環境基準と比較し、その達成状況を確認しています。

この環境基準は、同法において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

【2024(令和6)年度　公共用水域水質調査結果　～主な河川と用水路の水質～】

※（　）内は前年度、前々年度の数値を示す。

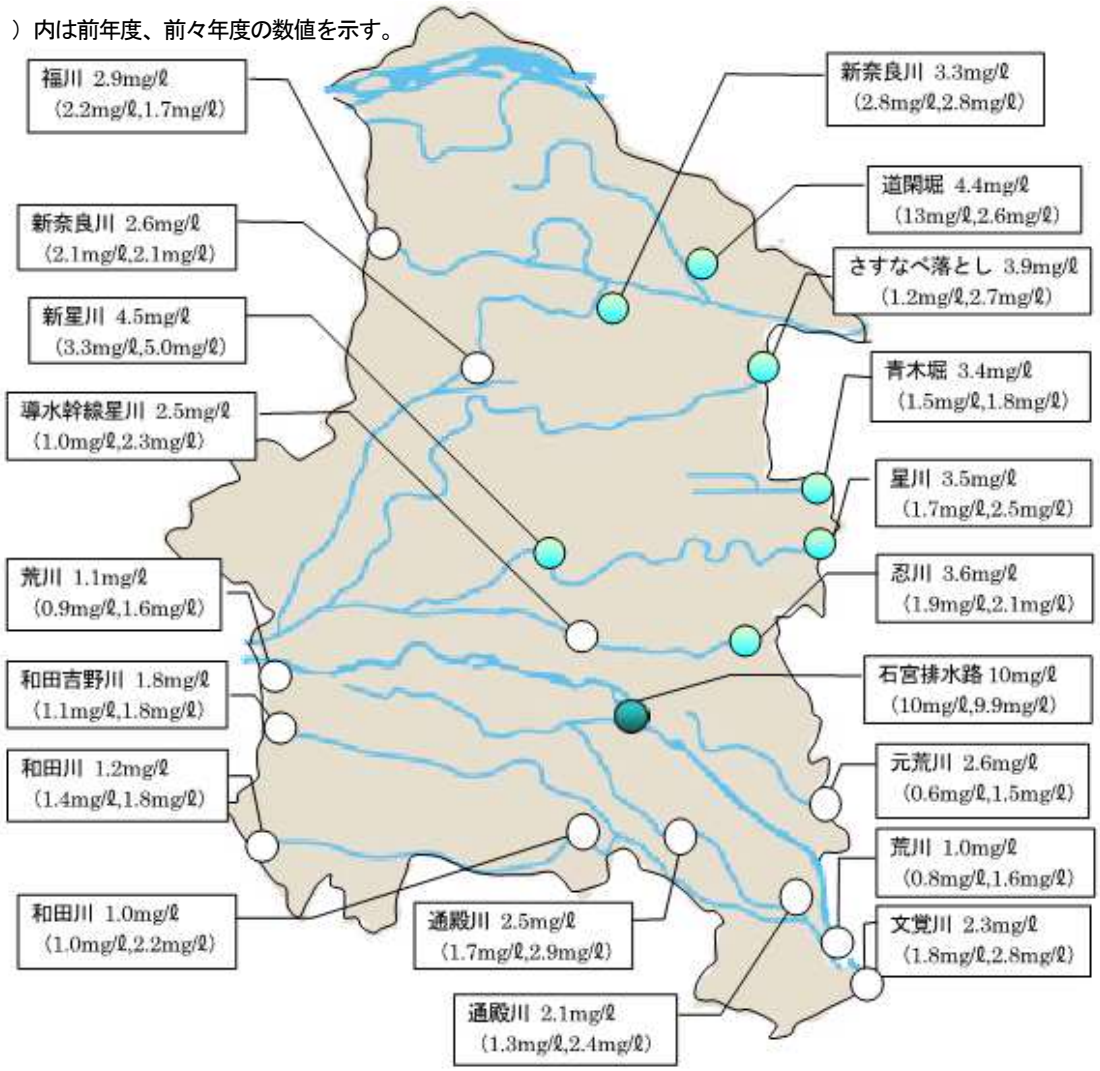

○	きれい	BOD3.0mg/ℓ以下	●	やや汚れている	BOD5.1～10.0mg/ℓ
●	ややきれい	BOD3.1～5.0mg/ℓ	●	汚れている	BOD10.1mg/ℓ以上

※　BODとは、川の汚れ(有機物)を微生物が分解するときに使う水中の酸素の量で、数値が大きいほど川は汚れていることを示しています。数値は、BOD濃度の75%水質値です。

※「75%水質値」とは、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値のことです。この値がその地点での環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価されます。

■　準用河川(※)の監視

準用河川の管理において、異常水質事故(油等流出)に対する連絡体制を確立し、年間8回のパトロールを行い、目視可能な水質状況の確認を行いました。

※　準用河川とは、河川法の規定の一部を準用し、市町村長が指定し管理する河川のこと。

生活排水対策の推進

■ 熊谷市生活排水処理基本計画に基づく整備

市内の水環境の保全、生活排水の適正処理を推進することを目的に、より効率的で経済的な生活排水処理施設の整備のための方針(公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽)を定める基本計画を、それぞれの地域性、経済性を考慮するなどして、2020(令和2)年3月に策定しました。

同計画に基づき、公共下水道の面的整備、農業集落排水の維持管理及び合併処理浄化槽への転換を促進しています。2024(令和6)年度をもって生活排水処理率は80. 0%となりました。

■ 公共下水道の整備推進

本市の下水道事業は、事業計画面積 2,482ha、下水道計画人口 96,170 人です。

2024(令和6)年度は、処理区域拡大のための下水道整備(汚水)、区域外流入区域の事業計画区域への編入により、整備面積に 149.68ha が追加され、2024(令和6)年度末現在、整備面積2, 062.03ha、処理人口 96,234 人で、これは、熊谷市の人口に対し 50.6%の普及率となります。

■ 未接続世帯への対応策

公共下水道の工事着手前の工事説明会や工事完成翌年度の受益者負担金制度説明会など地元住民を対象に下水道への接続を、都度、お願いしています。

2024(令和6年)度末の下水道接続状況を表す水洗化率は 88.1%であり、下水道に接続していない人口の割合が一定数以上いることを示しています。

このため、下水道整備後、年数が経過したものの下水道へ接続していない世帯へ、下水道への接続を促すチラシの配布を定期的に実施しています。

■ 下水道施設の水質の調査・監視の実施

下水道法に基づき適正な維持管理等を実施し、排出基準を満たした適切な水質を保っています。

○ 妻沼水質管理センター

- 流入水、放流水の水質調査:毎月2回実施
  (項目:PH、BOD、COD、SS、全窒素、全リン、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油、動植物油脂類)、大腸菌群数)
- 放流先河川の水質調査:年2回実施
  (項目:PH、BOD、COD、SS、DO、アンモニア性窒素、全窒素、全リン、大腸菌群数)

○ 箱田幹線、平戸中継ポンプ場前忍川、平戸都市下水路末流、妻沼雨水1号幹線末流、三尻都市下水路上流、三尻都市下水路末流、荒川第三雨水ポンプ場下流

- 定点水質検査:年4回実施
  (項目:PH、BOD、SS、大腸菌群数)

○ 流域下水道へ流入する地点

- 水質及び水量調査:年1回実施(24時間調査)
  (項目:アンモニア性窒素亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、PH、BOD、COD、SS、ヘキサン抽出物質(油分)、窒素、リン、ヨウ素消費量、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、ベンゼン、フッ素及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、1.4 ジオキサン、ダイオキシン類)

■ 農業集落排水施設の適正な維持管理

熊谷地区に2、妻沼地区に3、江南地区に12の計17の農業集落排水施設が稼働中であり、法令等に従い、 適正な運転と維持管理点検を実施し、水質基準値を下回る排水状況を維持しています。

浄化槽法に基づく法定検査についても受検しており、指摘事項等があれば速やかに修理等を行うとともに、計画的に設備機器の更新を行いました。

○ 維持管理(施設によって異なります。)

- 実施頻度:1～2週間に1回
- 項目:施設の点検、中継ポンプ施設点検、緊急時出動異常時点検、水質検査、日常管理、管渠清掃(真空管路施設点検)機能回復のため修繕など。

○ 放流水水質検査:年6回～12回

■ 熊谷市浄化槽設置整備事業補助金

【合併処理浄化槽設置費に対する補助金の交付件数】

地 域	転換種別	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般地域	単独処理浄化槽から	18	22	30	35	33
	汲取り便槽から	5	5	5	4	4
転換促進地域 (※)	単独処理浄化槽から	1	0	1	0	1
	汲取り便槽から	0	1	0	0	0

※ 転換促進地域とは、ムサシトミヨ生息区域周辺(久下の一部、佐谷田の一部)であり、通常の転換時の補助金に上乗せし、交付しています。

【転換設置に伴う処分費に対する補助金の交付件数】

転換種別	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
単独処理浄化槽	18	17	30	33	31
汲取り便槽	3	6	4	3	3

【転換設置に伴う配管費に対する補助金の交付件数】

転換種別	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
単独処理浄化槽	19	22	31	35	34
汲取り便槽	5	6	5	4	4

■ 合併処理浄化槽の適正な維持管理

○ 合併処理浄化槽維持管理補助金

合併処理浄化槽を適正に維持管理する浄化槽管理者に対し補助金を交付することにより、良好な維持管理の普及促進を図りました。

【補助金の交付件数(令和6年度):2,766 件】

○ 浄化槽管理者への啓発

2017(平成29)年度までは、浄化槽設置補助金申請者を対象に管理者講習会を開催していましたが、現在は、浄化槽設置の中間検査時に維持管理補助金制度も含めて直接説明しています。

用水の通年通水の実施



悪臭の防止及び良好な水質の確保のため、大里用水土地改良区管内の用水路においては、水路改修工事実施に配慮した上で、非かんがい期でも通水を実施しています。

また、備前渠用水路（本線）においても、水路改修工事実施に配慮した上で、通年通水を実施しています。

上・下流地域との連携

■ 河川改修の早期実現

河川改修の早期実現に向けて、荒川上流改修促進期成同盟会等、河川関係の協会・協議会に出席し、関係行政機関との連携を図るとともに、要望活動等を行いました。

【実績：総会・要望活動等出席22回】

荒川上流改修促進期成同盟会	
設置目的	荒川の重要性を認識して荒川本川上流部の沿川関係市町住民の生命と財産を守るとともに福祉増進を図るために、河川改修の促進、水防協力体制の強化及び良好な河川環境の形成とその利用を図ることを目的とする。
会員	熊谷市、深谷市、鴻巣市、吉見町、寄居町、北本市、川島町、桶川市及び行田市の首長及び議会議長

■ 下水道事業での連携

荒川左岸北部流域下水道事業推進協議会（熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市）において、総会及び部会の開催・研修会への出席・啓発品の配布を行い、各市の課題に対する取組状況等の情報交換や調査研究を行いました。

施策④　土壌汚染対策

土壌汚染対策法、埼玉県生活環境保全条例に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等が行われた場合に、土壌汚染状況調査に関する指導を継続して行います。

土壌汚染対策、埼玉県生活環境保全条例に基づき、一定の規模以上の土地の形質変更等に関する規制、指導を継続して行います。

土壌調査の結果、土壌の汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その区域を汚染されている区域として指定しています。指定された区域については市ホームページで公表しています。なお、2024（令和6）年度末時点で指定されている区域は、三ヶ尻地内で1件、石原地内で１件、上之地内で１件あります。

施策⑤　騒音・振動対策

騒音の監視・測定・規制・指導

■ 騒音の規制

騒音を発生させる施設や作業に対しては「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制があり、発生源の用途地域・時間帯・業種等により様々な規制基準が定められています。

市では、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境を損なっていると認められる事業所等に対して指導を行っています。

また、家電や空調機器の音・動物の鳴声等の家庭からの騒音（近隣騒音）については、法令による規制はありませんが、周辺への配慮をお願いしています。

【騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等】

項　目	説　明
(騒音規制法) 特定騒音施設	騒音を発生させる施設を設置する場合や作業(指定騒音作業)を実施する場合は、「騒音規制法」により、市への届出が必要です。 騒音規制法では、時間帯、都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・特定施設の届出状況(2024(令和6)年度末):565 事業所、3, 705 施設
(騒音規制法) 特定建設作業	騒音を発生させる特定の建設機械を使用する作業は、「騒音規制法」により「特定建設作業」として定義されており、規制基準を定めています。 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、市への届出が必要です。 ・特定建設作業の届出状況(2024(令和6)年度):48 件
(埼玉県生活環境保全条例) 指定騒音施設	騒音を発生させる施設を設置する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。 ・指定騒音施設・作業の届出状況(2024(令和6)年度末):204事業所、847施設
(埼玉県生活環境保全条例) 指定騒音作業	騒音を発生させる作業(指定騒音作業)を実施する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。
(埼玉県生活環境保全条例) 作業場に係る騒音規制	埼玉県生活環境保全条例では、3種類の作業場を規制しています。 規制対象となる作業場では、時間帯・都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・規制対象作業場:廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所(150㎡以上であるもの)、自動車駐車場(20台以上駐車できるもの)、トラックターミナル

■ 深夜の音響機器使用規制等

夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、「埼玉県生活環境保全条例」では深夜営業及び音響機器の使用について制限をしています。

夜間(午後10時から翌日午前6時)に規制対象となる営業を行う場合は、所在地の用途地域による騒音に関する規制があります。

市内で新たに規制対象営業を行う事業者に対し事前指導を行いました。

【事前指導件数:21件】

■ 自動車騒音の規制

自動車騒音については、「騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)」により環境基準が、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)」により要請限度が、区域・時間帯に応じて定められています。測定は11か所で行い、すべて要請限度以下でした。

国道407号で昼間・夜間の時間帯で環境基準を超過していました。

市では、道路管理者に測定結果を通知することにより、公害防止に努めています。

【自動車騒音測定結果一覧表】

No.	対象道路	住所	用途地域	測定日		等価騒音レベル(dB)		要請限度		環境基準		測定実施側車線				反対側車線			
				開始時刻	終了時刻	昼	夜	昼	夜	昼	夜	平均交通量(台数)			平均速度(km/h)	平均交通量(台数)			平均速度(km/h)
												大型	小型	二輪		大型	小型	二輪	
1	国道 17号	石原1-127	商業	11/18 15:10	11/19 15:10	65	61	75	70	70	65	11	130	1	41	9	102	1	41
2	県道 熊谷・羽生線	佐谷田310	調整	12/3 14:40	12/4 14:40	60	56	75	70	70	65	4	40	0	49	5	40	2	46
3	国道 140号	大麻生5-5	調整	1/28 14:30	1/29 14:30	68	64	75	70	70	65	21	112	1	53	12	73	1	59
4	国道 407号	河原町1-157	商業	12/4 15:30	12/5 15:30	71	69	75	70	70	65	11	128	2	37	13	144	1	38
5	国道 407号	村岡705-1	一住	2/13 16:10	2/14 16:10	64	63	75	70	70	65	6	33	1	40	12	30	0	43
6	県道 太田・熊谷線	肥塚3-3-17	二住	2/4 13:50	2/5 13:50	67	65	75	70	70	65	7	61	1	35	11	63	1	38
7	主要地方道 熊谷・小川・秩父線	万吉2223-1	調整	2/27 10:50	2/28 10:50	66	61	75	70	70	65	16	34	0	41	13	36	1	39
8	主要地方道 深谷・東松山線	三ヶ尻2868-1	調整	10/31 10:10	11/1 10:10	63	59	75	70	70	65	18	58	1	44	10	54	1	44
9	主要地方道 熊谷・館林線	肥塚701-13	一住	2/12 10:20	2/13 10:20	65	59	75	70	70	65	6	55	2	28	5	63	1	27
10	県道 武蔵丘陵森林公園・広瀬線	万吉916	調整	12/25 14:10	12/26 14:10	60	58	75	70	70	65	15	39	0	42	11	35	0	33
11	国道 17号 熊谷バイパス	代585-1	調整	2/26 10:10	2/27 10:10	63	61	75	70	70	65	93	179	3	56	106	160	1	60

※ 網掛けは、環境基準非達成の恐れがあることを示す。(環境基準達成状況の評価は、面的評価で行うため。)

■ 新幹線騒音の規制(県実施)

県では、新幹線鉄道の騒音対策のための基礎データを得るため、上越新幹線鉄道の騒音の測定を毎年宮本町及び三ヶ尻で実施しています。

新幹線鉄道騒音に関しては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年環境庁告示第46号)」により、地域の類型に応じた環境基準が定められています。

【新幹線騒音測定結果】

測定区域	測定年月日	平均速度(km/h)	環境基準(dB)	騒音レベル(dB) 測定地点		
				25m	50m	100m
宮本町	2024(R6).12.4	206	75	69	65	61
三ヶ尻	2024(R6).10.17	236	70	73	71	66

※ 網掛けは、環境基準超過を示す。

振動の監視・測定・規制・指導

■ 振動の規制

振動を発生させる施設に対しては、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制があり、発生源の用途地域・時間帯による規制基準を定めています。

市では、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境を損なっていると認められる事業所等に対し、必要に応じて指導を行っています。

【振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等】

項　目	説　明
(振動規制法) 特定振動施設	振動を発生させる施設を設置する場合や作業(指定振動作業)を実施する場合は、「振動規制法」により、市への届出が必要です。 振動規制法では、時間帯、都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・特定施設の届出状況(2024(令和6)年度末):249事業所、1,560施設

(振動規制法) 特定建設作業	振動を発生させる特定の建設機械を使用する作業は、「振動規制法」により「特定建設作業」として定義されており、規制基準を定めています。 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、市への届出が必要です。 ・特定建設作業の届出状況(2024(令和6)年度):33件
(埼玉県生活環境保全条例) 指定振動施設	振動を発生させる施設を設置する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。 ・指定振動施設の届出状況(2024(令和6)年度末):0事業所、0施設
(埼玉県生活環境保全条例) 作業場に係る振動規制	埼玉県生活環境保全条例では、3種類の作業場を規制しています。 規制対象となる作業場では、時間帯・都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・規制対象作業場:廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所(150㎡以上であるもの)、自動車駐車場(20台以上駐車できるもの)、トラックターミナル

■ 新幹線振動の規制(県実施)

県では、新幹線鉄道の振動対策のための基礎データを得るため、上越新幹線鉄道の振動の測定を毎年宮本町及び三ヶ尻で実施しています。

新幹線鉄道振動に関しては、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(昭和51年3月12日環大特第32号環境庁長官から運輸大臣あて」により、指針値(70デシベル(dB))が定められています。

【新幹線振動測定結果】

測定区域	測定年月日	平均速度(km/h)	指針値(dB)	振動レベル(dB)
宮本町	2024(R6).12.4	206	70	52
三ヶ尻	2024(R6).10.17	236	70	34

※ 測定は、新幹線軌道中心から約 25m の地点で実施

施策⑥ 悪臭対策

悪臭の測定・規制・指導

■ 悪臭の規制

2024(令和6)年度に寄せられた相談の多くは、事業場から発せられる臭いによるもの等、規制値を下回る事案に関する内容でした。なお、問合せの多い事業場に対しては、臭気指数規制方式による悪臭測定を実施して指導を行っており、2024(令和6)年度は、7つの事業場に立入調査を行い、臭気指数を測定しました。結果は下表のとおりです。基準を超過した事業場へは、改善指導を行いました。

【臭気指数測定結果】

区域の区分	A地域 (B地域・C地域以外の地域)	B地域 (農業振興地域)	C地域 (工業地域・工業専用地域)
事業場		10未満(4か所)、12(1か所)、13(1か所)、18(1か所)	
規制値	15	18	18

※1 臭気指数15とは、何のにおいであるか分かる程度の弱いにおいです。
※2 臭気指数18とは、楽に感知できる程度のにおいです。
※3 夏季4事業所、冬季3事業所に立入調査を実施

■ 合同パトロールの実施

市内畜産農家戸数は、酪農9戸、肉用牛7戸、養豚4戸、養鶏4戸の合計24戸で、畜産臭に関する相談は1件でした。苦情の寄せられた畜産農家へ出向き、飼養状況の確認を行うとともに、臭気低減に向けて、飼養方法・施設管理の改善に関する指導を行いました。

基本方針Ⅲ－２　有害化学物質等の適正な管理

◆関連するSDGs



ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等は、大気や水、土壌といった私たちを取り巻く環境中に残留し、人体や生態系に重大な被害をもたらす可能性が指摘されていることから、適切に管理していくことが必要となります。

本市では、工場及び事業場における有害物質等の使用及び排出に対して、適切な管理が行われるよう指導を行うとともに、国や県と連携し環境中に含まれる物質の監視を継続して行います。また、環境汚染を未然に防止するために市民・事業者・市による情報の共有化を図ります。

施策①　ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の監視・測定

■　事業所のダイオキシン類濃度調査（市実施）

市は、「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、市内の事業所に設置されている大気基準適用施設の煙突から排出される排出ガス中のダイオキシン類濃度について測定を行っています。測定した施設全てで大気排出基準を達成しましたが、今後も継続して調査を実施し監視に努めます。

【排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果】　単位：ng-TEQ/㎥N

大気基準適用施設の種類	検体数	測定結果	大気排出基準
廃棄物焼却炉	2	0.0097～0.22	5～10 ng-TEQ/㎥N
アルミニウム用の溶解炉・乾燥炉	2	0.0031～0.55	5 ng-TEQ/㎥N

※　大気排出基準は施設の規模などにより基準が異なります。

■　大気中のダイオキシン類環境調査（市実施）

市独自の測定地点（一般環境測定局4地点、熊谷工業団地周辺2地点、熊谷吉岡工業団地周辺2地点の合計8地点）で大気環境中のダイオキシン類について年4回測定を行い、環境基準の適用されるすべての地点で環境基準（0.6pg-TEQ/㎥以下）を達成しました。

また、ここ数年の経年変化は、ほぼ横ばいを示しており、安定して環境基準を達成しています。

【ダイオキシン類環境濃度測定地点】



【一般環境測定局】　単位:pg-TEQ/m³

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	妻沼行政センター	市街化調整区域	0.0055	0.0082	0.021	0.0076	0.011
2	熊谷市役所	商業地域	0.014	0.0063	0.017	0.021	0.014
3	市田小学校	市街化調整区域	0.010	0.0079	0.012	0.056	0.021
4	江南行政センター	第一種住居地域	0.0045	0.0063	0.014	0.038	0.016
					地域平均		0.016

【熊谷工業団地及び周辺地域】　単位:pg-TEQ/m³

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	みいずが原公園	工業専用地域	0.036	0.032	0.044	0.21	0.081
2	三尻小学校	市街化調整区域	0.012	0.0089	0.034	0.076	0.033
					地域平均		0.057

【熊谷吉岡工業団地周辺地域】　単位:pg-TEQ/m³

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	吉岡小学校	市街化調整区域	0.0097	0.0082	0.013	0.049	0.012
	吉岡小学校(二重測定)		0.011	0.0082	0.015	0.059	0.023
2	登由宇気神社	市街化調整区域	0.025	0.042	0.016	0.043	0.032
					地域平均		0.022

※ 1週間連続サンプリングによります。
※ 試料採取日:(春期) 5/17～5/24 (夏期)8/22～8/29 (秋期)11/21～11/28(冬期)1/11～1/18
※ 環境基準:0.6pg-TEQ/m³以下(工業専用地域は適用除外)

■ ダイオキシン類濃度調査(大里広域市町村圏組合実施)

大里広域市町村圏組合は、熊谷衛生センター及び江南清掃センターの排出ガス中のダイオキシン類濃度調査を定期的に実施しています。2024(令和6)年度も全ての炉で大気排出基準以下となっています。

【排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果】　単位:ng-TEQ/㎥N

測定施設＼測定月		5月	8月	11月	2月	大気排出基準
熊谷衛生センター第一工場	1号炉	0.00021	0.00027	0.00074	0.0032	5 ng-TEQ/㎥N
	2号炉	0.0012	0.0011	0.00034	0.00047	
熊谷衛生センター第二工場	1号炉	0.064	0.045	0.00054	0.049	5 ng-TEQ/㎥N
	2号炉	0.0013	0.00052	0.00026	0.0034	

測定施設＼測定月		5月	8月	11月	2月	大気排出基準
江南清掃センター	1号炉	0.0024	0.0023	0.014	0.00018	5 ng-TEQ/㎥N
	2号炉	0.0099	0.028	0.019	0.012	

■ ダイオキシン類の監視・測定

○ 熊谷工業団地及びその周辺地域の巡回パトロール

【2024(令和6)年度実績:　12回】

○ 「きれいな空気巡視員」(任期2年)

市では、ダイオキシン類対策の一環として、「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、工業団地周辺の排煙の状況を監視するための「きれいな空気巡視員」制度を設けています。

市民に「きれいな空気巡視員」を委嘱し、大気の汚染や悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却の早期発見を目的として、工業団地周辺の巡視や報告をいただき、市ではその報告内容に応じて、現地確認等を行っています。

【委嘱人数:6人(三尻地区3人、吉岡地区2人、大里地区1人)】

○ 家庭用小規模焼却炉の無料回収

【2024(令和6)年度実績:　0基】

■ 熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例

この条例は、一定規模以上の廃棄物焼却施設の新規設置に関して、ダイオキシン類の排出をはじめとする環境問題について、市民の不安等を解消し、市民と事業者の相互理解、紛争の予防及び調整を図り、環境の保全に寄与することを目的として制定したものです。

計画の段階から事業計画書等の縦覧などの手続を定めており、これまで、条例に基づく協定事例は、2004(平成16)年度及び 2014(平成26)年度の2件です。

施策②　アスベスト対策

石綿(アスベスト)調査

■ 石綿(アスベスト)大気濃度調査結果(県実施)

県は、2005(平成17)年度から石綿(アスベスト)の大気濃度調査を20市町(20か所)で行っています。

市内では、久下公民館で測定が行われており、大気汚染防止法の基準を達成しています。

なお、調査開始以降、石綿濃度が1本/Lを超えたことがないことから、2022(令和4)年度以降は、より石綿の飛散リスクが高い石綿使用建築物解体工事現場の監視を強化することとし、石綿大気濃度調査は廃止となりました。

年度	測定日	測定結果(本/L)
2019(R1)	2019(R1).7.22~9.12	0.22
2020(R2)	2020(R2).8.3~10.21	0.38
2021(R3)	2021(R3).8.23~10.20	0.21
2022(R4)	—	—
2023(R5)	—	—
2024(R6)	—	—

※ 大気汚染防止法の基準は、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準です(10本／L)。なお、一般大気環境中の基準は設けられていないため、本調査結果の評価は、国の解体工事に係るマニュアルに定める漏えい監視の目安である石綿濃度(1本/L)により行っています。

■ 民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業

民間建築物の壁・柱・天井等に吹付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベスト等の含有調査を行う建築物の所有者等に対し、費用の一部又は全部を補助金として交付しています。

【2023(令和5)年度実績:0件　2024(令和6)年度実績:0件】

施策③　有害化学物質等の排出の抑制

有害化学物質等の調査の実施

■ 地下水質調査

市では、水質汚濁防止法に基づく地下水の常時監視を行っています。

埼玉県の「令和６年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、以下の①～④の調査を、その他に市独自の調査として⑤の調査を行っています。

① 概況調査

市域の全体的な地下水質の概況を把握するために、市内を37区画に分け区画ごとに井戸を選定して実施しています。「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号)」に定められている27項目について調査しています。

2024(令和６)年度は、5地点で調査を実施し、全地点で環境基準を達成していました。

② 周辺調査

概況調査(事業者などからの報告等も含む)により新たに明らかになった汚染について、汚染範囲の確認のため、該当地点及びその周辺の調査を行います。

2024(令和６)年度は、御稜威ケ原工業団地内において、有害物質であるトリクロロエチレンの環境基準超過が確認されていることから、周辺への汚染の影響を確認するため、該当地点周辺の１地点で調査を行い、環境基準を満たす結果

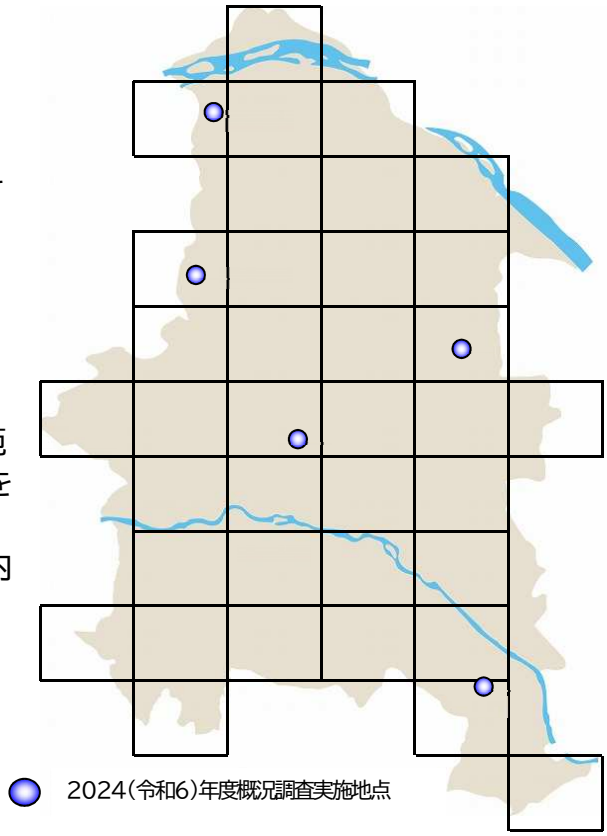

となりました。

③ 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続監視調査を行い、経年変化をモニタリングしています。

2024（令和6）年度は、2 地点で調査を実施しました。このうち1地点で依然として環境基準の超過が確認されています。

④ 終了調査

継続監視調査を行っている井戸について、数年間環境基準の超過がない等の条件を満たした場合には、その翌年に終了調査を行います。継続監視調査対象及びその周辺の地下水から汚染が確認できなかった場合、翌年度以降の調査は終了となります。

2024（令和6）年度は、対象の井戸はありませんでした。

⑤ 独自調査

市では独自に、市民の健康を守るという立場から、千代地区及びその周辺地域の汚染状況を継続的に監視するため、地下水継続監視調査を実施しています。

2024（令和6）年度は、4地点で調査を実施し、測定を行った項目について、全地点で環境基準を達成していました。

しかし、過去に環境基準超過の経緯もあったことから、井戸水（生水）を飲用として使用しないように、また、井戸水を使用する際は、水質検査を必ず行うように呼びかけを行っています。

施策④　放射性物質対策

■ 熊谷市における空間放射線量の測定

保育所、幼稚園及び小・中学校の校庭、市庁舎並びに公園等の市有施設で、空間放射線量の測定を実施し、市ホームページで測定結果を公表しています。

2024（令和6）年度の測定結果は、すべての地点において市が定める基準値の毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であり、2012（平成24）年8月以降基準値を超え、除染を行ったことはありません。

今後も引き続き必要な測定を実施し、ホームページにて測定結果をお知らせするとともに、安心して生活していただくための情報を提供していきます。

■ 埼玉県内の空間放射線量の測定

文部科学省では埼玉県内に固定型モニタリングポストを6基設置しています。そのうち1基が埼玉県熊谷地方庁舎に設置されており、測定結果は原子力規制委員会ホームページにて公表されています。

環境目標Ⅳ

「環境資源を大切にするまちを創ります」

01　指標の評価

表中の項目【方針 No.】は、「02 各施策への取組み」の基本方針の番号となっています。

方針 NO.	環境指標	単位	計画策定時 (2016(H28)年度)	目標値 (2030(R12)年度)	現状値 (2024(R6)年度)	評価
基本方針 Ⅳ-1	多面的機能支援事業の活動対象面積	ha	3,051.27	3,350	3,312.43	○
	ムサシトミヨの生息数	匹	2,345 (2015 年度)	10,000	-	△
	ホタルの保護重点区域内のホタル確認数	匹	608	1,000	794	○
基本方針 Ⅳ-2	文化財施設の利用見学者数	人	54,224	90,000	26,339	△

【指標の評価】
◎:2030(R12)年度の目標値を達成している。
○:2030(R12)年度の目標値に近づいている。
△:2030(R12)年度の目標値に近づいていない。
×:計画策定時の現状値より悪化している。
－:現状値がない等により評価・把握をしていない。

【現況と課題】

基本方針 Ⅳ-1	ホタル確認数は、重点保護区域が増えたことから増加していますが、気象条件等の要因により発生数の変動があるとも言われており、安定した確認数の保持のため、「熊谷市ほたるを保護する会」による保護活動が活発に行なわれています。 特定外来生物については、関係機関や団体と連携した駆除対策を行っていますが、特にアライグマ、クビアカツヤカミキリの被害は年々拡大が続いており、捕獲数は数年前から大幅に増加しています。 アライグマは、箱わな使用による熊谷猟友会への捕獲委託のほか、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく、捕獲従事者養成研修会の開催により、捕獲従事者の確保や研修会での情報提供に努めています。 クビアカツヤカミキリは、各種被害拡大防止補助金による支援やクビアカ捕殺隊の結成による啓発活動を行っています。本市の豊かな水環境や里山、樹林地の保全のため、生物多様性の保全の重要性を認識し、自然環境保全・ 再生の啓発活動について関係団体と協働しながら、希少野生動植物の保護の推進、特定外来生物の対策等を進めていきます。
基本方針 Ⅳ-2	本市には、平山家住宅や歓喜院聖天堂等、自然と一体となっている多様な歴史・文化遺産が、文化資源と して継承されています。地域に残る歴史・文化・自然資源は環境学習資源であるとともに、かつての生活文 化様式を学ぶことができる貴重な財産です。 今年度もイベントや研修会の開催等により、文化財の歴史的価値の啓発を行いました。これら地域の歴 史・文化・自然資源を未来世代に継承するためには、文化財の保護や市史の編纂等において、その過程も含め成果を住民と共有するこが重要であると考えています。

02　各施策への取組み

基本方針Ⅳ－1　豊かな自然環境の保全・創造

◆関連する SDGs



本市は、荒川や利根川、その他多くの河川、水路、池沼、地下水、湧水など豊富な水資源に恵まれているほか、南部地域に広がる平地林や斜面林など変化に富んだ環境を有しています。

このような豊かな自然環境は、私たちの生活に潤いを与えるとともに、動植物の生息環境にとっても大切なものです。本市には、ムサシトミヨに代表される希少な動植物が多くみられますが、都市化の進行によりこれらの貴重な生育環境が失われつつあります。

本市ではこれまで、ムサシトミヨやホタルの保護活動とその支援、アライグマをはじめとする外来生物の防除を行ってきましたが、生物多様性の重要性を再認識し、良質な水環境と里山及び樹林地の保全・創造に努めます。

施策①　水循環の確保

環境に配慮した河川の改修

■ **和田吉野川河川改修事業**

国道407号から上流660mの区間（平塚新田地内）にて、2016（平成28）年度から 2019（令和元）年度まで、多自然型石積護岸工事を行いました。

※　多自然型石積護岸とは、治水上の安全を確保しつつ植物の良好な育成環境に配慮した、水と緑豊かな護岸を作る工法。

雨水の地下浸透の推進

■ **雨水浸透ます等の設置**

一定規模以上の区域にて、自己居住用以外の建築物を建築する場合は、「熊谷市雨水流出抑制施設の手引き」に基づき雨水の流出抑制をお願いしています。2024（令和6）年度の開発許可を伴う案件については、49件の協議を行い、雨水流出抑制施設の設置について関係課と協議するよう指示しました。

■ **透水性舗装等の施工**

市道及び公共施設の工事においては、透水性舗装の施工や雨水浸透ます及び浸透側溝等の整備により流出抑制を行っています。2024（令和6）年度は次の工事を行いました。

歩道部の透水性舗装	市道125号線（籠原駅南口線）
	市道90007号線
雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置	（仮称）熊谷市立第2妻沼南児童クラブ建設工事

■ **保水・遊水機能をもつ農地の保全**

○ **熊谷市耕作放棄地解消対策事業**

耕作放棄地の再生を図るため、耕作放棄地を再生し、5年以上の利用権を設定して耕作する経営体に対し10a当たり3万円の助成（4件：127．11a）を行いました。

■ 雨水貯留施設や遊水池の設置及び維持管理

・ 準用河川新星川にある暫定遊水地や準用河川新奈良川にある調節池の除草等、維持管理を行いました。
・ 市内22小中学校校庭にある雨水貯留浸透施設の保全を行いました。

施策②　里山・樹林地の保全

里山の保全

■ 里山保全活動

実施団体	三本自治会
活動内容	里山約2haを皆さんの安らぎの場として整備することを目的として、2008(平成20)年度から保全活動を開始しました。里山保全活動として、11月から3月までの第2日曜日に地元の里山に自治会員等が集合し、草刈り・枝打ち等を行っています。



実施団体	小江川自治会
活動内容	小江川地区内の里山に10年をかけて1，000本の桜を植栽する計画で2009(平成21)年から活動を開始し、2018(平成30)年度に1，000本の植栽が完了しました。ボランティアによる里山の下草刈り、木の伐採等を事前に行い、また、桜の植樹地を結ぶ遊歩道の整備を行いました。ボランティア参加者には地域住民のほか、苗木里親制度による地域外住民も参加し、新たな人的交流が生まれ、里山保全活動の広がりが図られました。

実施団体	認定NPO法人熊谷市ほたるを保護する会
活動内容	江南地域の荒廃した里山の下草刈り等を行い整備した遊歩道やホタル自生地について、引き続き維持管理を行うとともに、子どもたちに里山の魅力を伝えました。

実施団体	観音山保存会
活動内容	2024(令和6)年度も引き続き、指定文化財維持管理補助事業として、三ヶ尻地区にある市指定名勝「三尻観音山」の絶滅の危機にある里山植物の保護と景観美の醸成のため、樹木の剪定や倒木危険の樹木の伐採、樹木の補植、散策コースの整備及び山の清掃活動を実施しました。また、市民の憩いの場として、造成した遊歩道を利活用し、埼玉県生態系保護協会熊谷支部と協働で、観音山北麓に自生する低地性のニッコウキスゲほかの植生についての自然観察会等を開催しました。

■ 里山への不法投棄防止

市による不法投棄防止パトロール、環境美化推進員による不法投棄の監視のほか、不法投棄の予防または再発防止を目的とした、熊谷市不法投棄防止看板(2024(令和6)年度38枚。設置にかかる交付を含む。)を設置しました。

施策③　動植物の保護及び生育環境の保全

生物多様性の保全

■ 生物多様性の保全

様々な生物によって構成される生態系は、多くの恵みを人類にもたらすとともに、全ての生物の生存基盤となっています。豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現することが求められています。

一方、近年の急激な都市化の進展による自然環境の変化は、野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼしています。また、輸送技術の発達や故意の輸入等により、移入に伴う外来生物が増加しており、生態系への悪影響が懸念されています。ブラックバスやアライグマ、オオキンケイギク、クビアカツヤカミキリ等による農業被害や生活被害なども問題となっています。

生物多様性の保全の重要性を認識し、市域全体における動植物の生息状況を把握し、市民団体等が行っている希少種の保護活動の重要性についても認識し、保護活動を支援しつつ、さらに保護活動を拡大するための啓発活動、人材育成が課題となっています。

【取り組むべき事項】

市域全体における動植物生息状況の把握	動植物の保護団体の活動支援
動植物の保護に関する啓発	生物多様性に関する環境教育の機会の提供
生物多様性の活動を担う人材の育成	県等関係機関と連携した野生鳥獣の適正な管理、外来生物の計画的駆除

■ 生態系保全活動

公益財団法人　埼玉県生態系保護協会は、県営荒川大麻生公園の指定管理者として、ネイチャーポジティブの実現に向けた様々な保全・管理活動に取り組んでいます。

○ エコ・パークボランティア

荒川大麻生公園は、公園全域で約170ha、県内でも有数の野鳥の生息地となっている「野鳥の森」やカワラナデシコなど河原特有の草花が咲き誇る「野草の広場」が広がっています。近年、外来植物の侵入や不法投棄などで生態系が危ぶまれています。自然を守るボランティアを募集し、カワラナデシコの生育管理や野鳥の森の池の管理などを継続しています。

○ 大麻生自然塾・わくわく野あそび隊

渡り鳥の観察や、生き物探しなど自然に触れあう活動を通し、生物多様性について学ぶ機会を提供しています。

ムサシトミヨの保護

【ムサシトミヨについて（2011（平成23）年4月1日市の魚に認定）】

ムサシトミヨは、きれいで冷たい湧き水のある水草が豊富な場所に生息する、世界で熊谷市の元荒川にしか生息していない魚です。体の大きさは成魚でも3．5～6cmと小さく、体にはうろこがなく、背ビレ・腹ビレ・尻ビレにとげを持ち敵から身を守るときなどにトゲを出します。ムサシトミヨはオスが水草で巣を作り、そこにメスが産卵してオスが育てます。熊谷市では、関係機関と協力し、ムサシトミヨの保護・普及活動を行っています。



巣を作るムサシトミヨの様子

■ 熊谷市ムサシトミヨ保護センター

埼玉県農林総合研究センター水産研究所熊谷試験地の廃止に伴い、熊谷市への土地の返還と建物の移譲が行われ2004（平成16）年10月に熊谷市ムサシトミヨ保護センターが誕生しました。

施設内のムサシトミヨ展示室では、水槽の中を泳ぐムサシトミヨを観ることができます。

熊谷市ムサシトミヨ保護センターは常時開放の施設ではありませんが、夏休みや県民の日にム

サシトミヨや自然保護について学ぶ観察学習会やイベントを開催しています。
　また、毎月第1・第3日曜の午前9時から10時まで、「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」による解説が行われています。

■ ムサシトミヨ増殖事業

　生息地周辺の小学校2校・中学校1校では、環境教育・学習を目的として、増殖池を整備し、保護増殖活動を行っています。
　前年の11月に、それぞれ20匹のムサシトミヨを増殖池に入れて、生息数の調査（繁殖調査）を行いました。

【ムサシトミヨ生息数調査】

	2023（令和5）年度				2024（令和6）年度			
	放流日 2022（R4）	調査日 2023（R5）	生息数	放流数	放流日 2023（R5）	調査日 2024（R6）	生息数	放流数
佐谷田小学校	11.4	11.2	103	83	11.2	11.7	102	102
久下小学校	11.30	11.29	355	335	11.29	11.27	230	230
熊谷東中学校	11.15	11.9	74	54	11.9	11.6	41	41

※　2024（令和 6）年度調査は、前年度調査で増殖池内に生息していた個体 20 匹を残して実施





■ 熊谷市ムサシトミヨ保護センターでの解説

　熊谷市ムサシトミヨ保護センターにおいて年間を通して見学者にムサシトミヨの解説を行いました。

参加者数	4 団体（総勢129 人）
（団体内訳）	桜木小（28）、佐谷田小（72）、直実市民大学（17）、元荒川土地改良区（12）

■ ムサシトミヨ生息区域保全集中転換促進事業

　ムサシトミヨ生息区域周辺の生活排水処理対策として、特定の地域において、合併処理浄化槽への転換設置（単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの入替え）を行う市民に対し、補助金を交付しています。2023（令和5）年度は、補助金の対象世帯に対し、補助制度の啓発のため補助制度のチラシをポスティングしました。2024（令和6）年度は、1基分の補助金を交付しました。

■ 水源維持確保事業

　ムサシトミヨの保護に役立てられていた埼玉中央漁業協同組合（以下「中央漁協」）の取水ポンプが廃止される見込みとなったことから、その後の対応について関係機関と協議を重ねる中で、地元自治会や関係団体からも新設の強い要望を受け、県・市共同であらたに中央漁協付近の市道に埋設型の地下水汲み上げポンプを設置し、2019（令和元）年5月から稼働しました。

ムサシトミヨ保全推進協議会の取組

【ムサシトミヨ保全推進協議会とは】

　絶滅が心配されるムサシトミヨについて、関係機関等の連絡を調整し、広く県民の啓発及び、生息河川の環境整備を推進することを目的に、県・市の関係機関と環境団体で構成された組織です。

■ 水源維持確保事業

　新設したポンプについて、周辺地域への影響を確認するため、年2回地盤変動測定調査を行ったほか、管理については地元自治会や関係団体と協力して行っています。

調査方法	基準点と測量地点の地盤高を測量し、較差を計測する方法
2024（令和６）年度結果	最大較差－0.013 ㎜（測量誤差の範囲内で変動なし）

■ ムサシトミヨ生息地周辺の環境整備事業

○ 天然記念物区間の除草・清掃

熊谷市ムサシトミヨをまもる会等が、元荒川文化財指定区間（400ｍ）の除草及び清掃を、年間を通して日常的に実施しました。



○ 元荒川のゴミひろい清掃

佐谷田西地区自治会がゴミひろい及び清掃を実施しました。

【実施日：5月19日・10月27日】



○ 元荒川の生息環境改善対策（除草・藻刈り等）

生息地の除草や藻刈りや水草の手入れなどを協議会の委員が行い、生息環境の改善を図りました。

【実施日：1月21日】

※ 天敵となるザリガニや魚類の駆除を定期的に行っているほか、水草の生育状況のモニタリングを継続して実施しています。

■ ムサシトミヨに関する啓発活動

○ 熊谷市ムサシトミヨをまもる会による解説活動

ムサシトミヨの生態や保護活動について、ムサシトミヨ保護センターを訪れた方に対し、随時、解説を行いました。

【開催日：毎月第1、第3日曜日　午前9時から午前10時まで】

○ 「県民の日」特別開館

熊谷市ムサシトミヨ保護センターを埼玉県民の日に特別開館し、解説による啓発活動を行いました。

開催日	11月14日
参加者数	5人





○ ムサシトミヨ水槽展示

江南行政センターにおいて、通年で常設展示を行っています。

○ ムサシトミヨ連絡帳配布

ムサシトミヨの生態や生息環境について、小学生にわかりやすく記載した連絡帳を市内の小学1年生全員に配布し、小学生を通じた家庭におけるムサシトミヨの普及・啓発を行いました。



○ ムサシトミヨパンフレットの配布

ムサシトミヨの生態などが書かれたパンフレットをムサシトミヨ保護センター来場者やイベント参加者などに配布し啓発を行いました。



ホタルの保護の推進

■ ホタルの発生状況調査

生息場所及び発生状況を把握するために、「熊谷市ほたるを保護する会」により、ホタルの発生状況調査を行いました。

【2024（令和6）年度：保護重点区域内の発生数：794 匹】

※ 熊谷市ホタルの保護に関する条例によるホタル保護重点区域9か所において最も多くホタルが発生した日の合計匹数（※保護重点区域：押切、樋春、千代、柴北、柴南、小江川、上新田、三本、つけぎ沼。）



【9調査地点での調査結果(2024(令和6)年度)】

		調査地点									
		保護重点区域									
月	日	押切	樋春	千代	柴北	柴南	つけぎ沼(江南中央南)	三本	小江川	上新田	合計
5	13	-	-	0	-	0	0	0	-	-	0
	14	0	32	-	0	-	-	-	52	0	84
	16	0	57	13	0	0	14	0	83	0	167
	20	0	71	23	0	0	53	4	144	0	295
	23	0	128	31	5	1	117	14	52	0	348
	27	0	141	97	10	4	32	55	59	6	404
	30	0	118	88	8	2	93	110	40	20	479
6	3	0	171	223	10	0	150	132	75	33	794
	6	0	149	213	18	7	70	147	116	48	768
	10	0	53	207	20	12	86	49	163	30	620
	13	0	46	140	7	28	41	30	168	28	488

■ 認定 NPO 法人熊谷市ほたるを保護する会

2020(令和2)～2021(令和3)年度に行った「ほたるの里山インストラクター養成講座」などにより、現在20名のインストラクターが在籍、様々な活動を行っており、地域の人々の理解・協力が得られています。

- ホタル発生時期に、案内所を設置し、誘導や解説活動
- カワニナ密漁防止パトロール・ホタル生息地の環境整備(毎月水曜日)
- 各種イベントと連携し、「熊谷で自生するゲンジホタル」の PR 活動
- 「ほたる通信」の発行(年1回)
- 千代地区の保安林や荒廃田を憩いの場として活用するための下草刈りなどの整備事業
- 春の里山散策、ホタル里山植樹、キノコ菌植付けなどのイベントを子どもの森を中心に開催
- 県から認定・指定 NPO 法人に認証され、法人としての基盤がより強化された(2017(平成29)年10月13日認定、2018(平成30)年3月30日指定)。

■ 地域における取組

○ 別府沼を考える会の取組

別府沼の自然保護や清流の復元などを目的としている会で、沼の浄化に関する啓発活動や清掃活動、湿生植物の保護育成、観察会の実施など、幅広い環境保護活動を行っています。

【別府沼自然観察会(キタミソウなど動植物の観察)　実施日:12月21日　参加者数:18人】

○ 久下小学校区連絡協議会の取組

久下小学校区連絡協議会が地域活動の一環として、ホタルの飼育、放流、保護、鑑賞会を実施しました。活動については、生態系への配慮も必要となりますが、地域全体で身近な環境について考える契機となっています。

【参加者:約300人】

○ 玉井小学校区連絡会の取組

玉井小学校区連絡会が地域活動の一環として、ホタルの飼育、放流、ホタル祭の開催などホタルの再生活動に取り組んでいます。活動については、生態系への配慮も必要となりますが、地域全体で身近な環境について考える契機となっています。

【参加者:約120人】

特定外来生物の対策

■ アライグマの対策

○ アライグマの捕獲

特定外来生物であるアライグマの生息域は市域中に広まっており、これまで被害がなかった地域においても家屋や農作物への被害が増加しています。

埼玉県アライグマ防除計画に基づき 1,130 頭を捕獲しました。

【捕獲頭数の推移】

年　度	2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）
捕獲頭数	602	674	752	841	1,130



写真提供:
埼玉県環境科学国際センター

○ 市民への情報提供

増加するアライグマの特徴及び特性を知り被害を少なくするため、市政宅配講座に関連講座を設けています。

【講座名:「“特定外来生物”アライグマの防除について」】

■ クビアカツヤカミキリの対策

2017（平成29）年度に初めてクビアカツヤカミキリの成虫が妻沼地域で確認されて以来、被害は全市域に拡大しています。主にサクラ等バラ科の樹木に産卵し、樹体内に幼虫が侵入すると、根元に「フラス」と呼ばれる木くずが溜まっていくのが特徴です。一つの樹木に複数の個体が侵入、羽化すると内部が激しい食害を受け、水揚げが悪くなるなどして最悪の場合樹体が枯死してしまいます。

市では、街路や公園における被害木に対しての防除や、熊谷桜堤では樹木診断を実施し、植え替え等の対応をしています。



また、個人が所有する被害木に対しての防除を推進するため、伐採、及び薬剤防除の費用の一部を補助しているほか、成虫駆除に対して奨励品を交付する事業も実施しました。

クビアカツヤカミキリの被害は、公共用地に限らず広域的な対策が必要となるので、それらの補助を行うことで、私有地における防除活動の普及・啓発に効果が期待されます。

	2023（R5）年度	補助金額	2024（R6）年度	補助金額
伐採（本数）	29 件（41 本）	2,570,800 円	32 件（75 本）	2,574,900 円
薬剤（本数）	82 件（324 本）		78 件（339 本）	
成虫駆除（匹）	104 件（12,915 匹）	617,000 円	145 件（20, 913 匹）	1, 007, 000 円

【2024(令和６)年度字別クビアカツヤカミキリ発生状況】

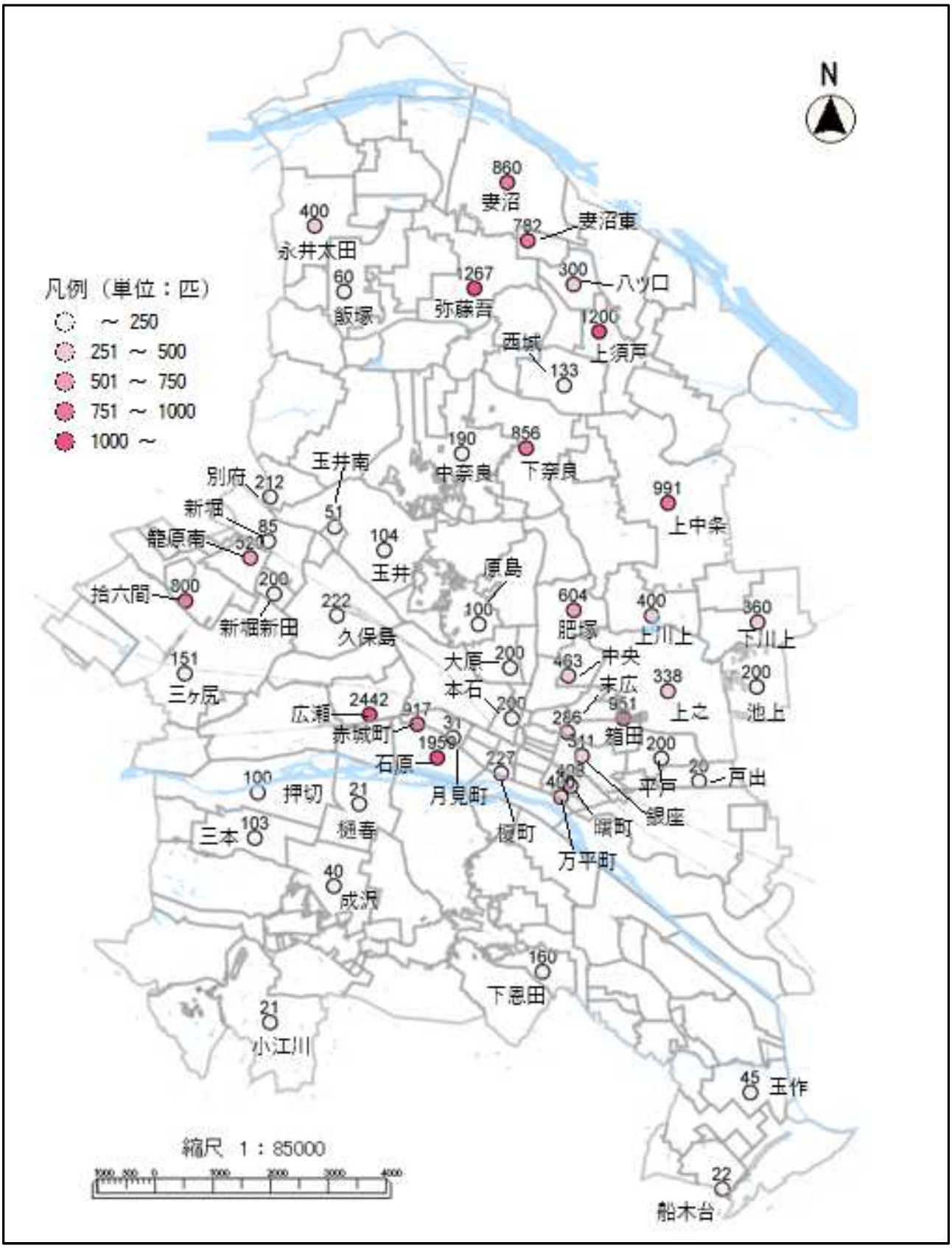

施策④　自然環境のネットワークづくり

荒川・利根川を中心とした水辺や樹林は多様な生物の生息環境の核として、また市街地周辺に点在する屋敷林等は小規模な生息域として、いずれも生物の良好な生息域となっています。

現在、ムサシトミヨが生息する元荒川、ホタルが生息する南部の里山、荒川大麻生公園、三ヶ尻観音山周辺など自然が豊かな地域では、市民団体を中心に自然保護活動が行われています。会員の高齢化等による活動内容の縮小化や活動自体の停滞などの課題がありますが、近年では、JCI(熊谷青年会議所)が中心となって行っているまちづくりイベントに参画するなど、他団体や世代間の交流を進める団体も増えています。

本市の豊かな水辺環境と南部に広がる丘陵地は多様な生態系をつくりだしており、今後も市民団体と連携しながら生態系及び種の多様性を守る活動を継続するとともに、市街地にも多様な生物が生息でき移動できるよう、環境に配慮した水路、河川、道路づくりを通し、市域全体に連続性のある環境づくりを推進するとともに、市内で活動する自然保護団体の活動の輪を広げるため、今後の活動につながるようエコライフフェアなどのイベントを通して市民や他の団体とのつながりの機会を提供していきます。

■ 熊谷市内を所在地とする埼玉県生物多様性保全活動登録団体

番号	登録番号	団体名	主な活動場所
①	9	江南の藤保存会	板井地内
②	38	晴湖の道保存会	上川上地内
③	39	認定NPO法人熊谷市ほたるを保護する会	江南地区
④	51	別府沼を考える会	別府地区
⑤	53	熊谷市ムサシトミヨをまもる会	元荒川ムサシトミヨ生息地
⑥	73	熊谷山草会	荒川大麻生公園ほか
⑦	118	熊谷市立久下小学校	校内ほか
⑧	119	熊谷市立江南南小学校	校内ほか
⑨	120	熊谷市立佐谷田小学校	校内ほか
⑩	121	熊谷市立熊谷東中学校	校内ほか
⑪	144	伊弉諾神社自然遺産保存会	伊弉諾神社及び上川上地内
⑫	145	NPO法人くまがや地域通貨研究会	市民活動支援センターほか
⑬	176	埼玉県立熊谷高等学校	校内(希少野生動植物種の保護増殖)
⑭	192	熊谷学ラボラトリー	市内及び周辺地区
⑮	195	熊谷ジビエ研究会	熊谷市内全域、滑川町、嵐山町、ときがわ町など

※　埼玉県生物多様性保全活動登録制度とは、豊かな自然環境を守り次世代に引き継ぐため、保全活動の取り組みに参加している団体等の活動の輪を広げていくことを目的として創設された埼玉県の登録制度です。

登録団体は、次のような取り組みをしています。

・希少野生生物保護活動	・外来生物の駆除活動
・里地里山湿地の保全活動	・緑地・公園の自然環境保全活動
・環境保全型農業活動(農作物等環境に配慮した生産活動)	・種の保存・地域固有種(在来大豆等)の農作物の生産活動
・その他生物多様性に関する保全活動	

■ コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムへの参加

フォーラムの目的に賛同し2020(令和2)年度から参加しました。荒川・利根川流域の多くの市町村とネットワークを形成し、コウノトリ・トキの野生復帰を通じた水辺環境の保全や地域づくりの取組を進めます。

目　的	かつて関東地方が主要な分布地域であったコウノトリ・トキは、良好な水辺や緑地のシンボルであり、多様な主体の協働・連携により野生復帰を通じたエコロジカル・ネットワークの形成を図り、もって地域の振興と経済の活性化を促す魅力的な地域づくりを実現させることを目的とします。
フォーラム参加市町村(27自治体参加)	荒川流域エリア:熊谷市、行田市、鴻巣市、北本市、桶川市、吉見町、川島町 利根運河エリア:野田市、流山市、柏市 渡良瀬遊水池エリア:加須市、久喜市、古河市、境町　他
本市の取組	ムサシトミヨやゲンジボタルをシンボルとする豊かな水辺環境の保全について地元住民を中心とした保護団体と協働しながら取り組むことが、コウノトリ・トキの餌となる生物だけでなく、多様な野生生物が生息できる環境を広げることにつながります。引き続き近隣自治体と連携し、生物多様性の保全の取組を進めていきます。



※　関東エコロジカル・ネットワークの指標種であるコウノトリに関しては、荒川と利根川が流れる本市でも、これまでに野生復帰個体の飛来が観察され、市民の関心が高まっています。

基本方針Ⅳ－２　歴史・文化的環境の保全

◆関連するSDGs





本市には、多様な自然と一体となった国宝「歓喜院聖天堂」・国重要文化財「貴惣門」、国重要文化財「平山家住宅」などの建造物、国史跡「宮塚古墳」・「幡羅官衙遺跡群」等、数多くの歴史・文化遺産が文化資源として保存・継承されています。

多様な自然を有する歴史・文化遺産は景観環境学習資源であるとともに、歴史的建造物とあわせて先人のかつての生活文化様式を学ぶことのできる貴重な財産です。私たちはこうしたものから郷土への誇りと愛情を持ち、伝統文化を大切にする心を醸成し、多種多様な歴史・文化遺産を将来へと引き継いでいかなければなりません。また、文化財を単体として点的に捉えるだけでなく、その周辺環境を含めて面的に保護することが必要です。

施策①　文化財の保護及び市史の編さん

文化財の保護

■ 文化財の調査、保存、活用

年間を通して、指定文化財及び文化遺産についての調査研究を行いました。

有形文化財、記念物・史跡、名勝及び天然記念物、有形民俗文化財、無形民俗文化財、埋蔵文化財の保護を行うほか、市文化財の指定候補調査を行いました。

そして、文化財保護審議会において、その調査結果について報告し、併せてその調査内容を踏まえ、保存や公開事業等の活用について検討を行いました。

・ 市有形文化財･彫刻の指定　1件
・ 埋蔵文化財調査報告書の WEB 掲載　3 冊
・ 埋蔵文化財試掘調査 25 件(うち 19 件は国庫･県費補助対象)
・ 熊谷市遺跡情報システム(管理システム･WEB閲覧システム)の運用
・ 埋蔵文化財調査報告書の刊行(4冊)

■ 文化財の歴史的価値の啓発

文化財の歴史的価値を広く市民に知ってもらうための活動を行いました。

【展示等】

・ 指定文化財説明板設置(市指定天然記念物「梛」、古宮神社所在熊谷市指定文化財2件、国登録建造物「坂田医院旧診療所」の3か所)
・ 国史跡「幡羅官衙遺跡群」展(通年)
・ 里帰り！西別府廃寺採取「古瓦」展(4月)、熊谷市指定有形文化財･歴史資料「みかりや」関連資料展(4月)、縄文時代後期～晩期の生業と交流　－上北浦遺跡の調査成果から－展(5月～3月)、上前原遺跡出土遺物展(5月～12月)、熊谷地域のうちわ展(1月～2025(令和7)年度)
・ 国登録有形文化財･建造物「坂田医院旧診療所」一般公開(11月の2日間、12月の18日間)
・ 県指定建造物「諏訪神社本殿」特別公開(5 月)
・ 市指定彫刻「木彫大仏坐像(平戸の大ぼとけ)」一般公開(計24回実施)
・ 国史跡「幡羅官衙遺跡群」を構成する西別府祭祀遺跡における古代祭祀体験イベントの開催(11月)
・ 「The Great Person of Kumagaya　－熊谷ゆかりの偉人たち－　」パネル展の開催(12 月)
・ 市民協働事業として「成田星宮地区歴史文化･芸術祭」を、成田星宮トリエンナーレ委員会と協働して開催し、同地区に所在し、指定文化財等を有する神社仏閣5か所を巡るスタンプラリー(参加者99人)や県･市指定文化財の一般公開等を実施し、成田･星宮の地区住民や児童生徒と市内外の人との文化交流を図るとともに、成田･星宮地区の歴史･文化の魅力を情報発信する文化財保護の普及･啓発を行いました(10月)。

【講師派遣】

・ 市政宅配講座、中央公民館学級講座、直実市民大学をはじめ、文化団体や自治会等主催の講座･研修会、埼玉県文化財保護協会主催文化財講習会等への講師派遣

【文化財情報の発信】

・ 熊谷デジタルミュージアムによる情報発信(随時)
・ ブログ「熊谷市文化財日記2」による情報発信(随時)
・ 「BUNKAZAI情報」の発行　第36号(9月)、第37号(3月)

■ 文化財防火デーに伴う火災防御演習（熊谷市消防本部･熊谷消防署主催）

文化財防火デーに伴う火災防御演習を、市消防本部等と協働し、市指定史跡「集福寺境内･建造物群」において実施(1月)。

熊谷市史の編さん

■ 市史編さん室による調査等

本市に関する広範な歴史を体系的にまとめ、これを将来の世代に伝えるため、2007(平成19)年度に開始した新たな「熊谷市史」の編さんに関し、調査等を引き続き行いました。

2024(令和 6)年度に行った主な調査等は、以下のとおりです。

・ 古文書調査(72 件･92, 447点超)
・ 仏像及び仏画の調査(9 か所、仏像約 210 体)
・ 新聞記事調査(約 784 点)
・ 歴史公文書等の収集、選別、整理及び保存(収集 157 箱)

■ 熊谷市史専門部会による調査、執筆等

先人の営みや歴史を集大成とし、未来の市民への歴史的文化遺産とするため中世、近世、近代・現代、仏像・仏画、地形・地質・気候の各専門部会及び荻野吟子調査報告書担当が、それぞれのテーマに従って調査・研究活動を実施し、それに基づき執筆や協議等を行いました。

■ 熊谷市史自然編の刊行

2026（令和8）年度刊行予定の『熊谷市史　自然編1　地形・地質・気候』の編さんに向けて、調査の実施ほか、刊行スケジュール及び所収内容についての検討等を行いました。

■ 熊谷市史関連刊行物

2024（令和６）年度は、以下の書籍を刊行しました。

・『熊谷市史　資料編３　近世１(熊谷地域編・宿場)』
・『熊谷市史研究』第１７号
・ マンガ「斎藤実盛と妻沼聖天山」



■ 郷土熊谷を代表する偉人に係る普及・啓発

埼玉県で唯一の国宝建造物「歓喜院聖天堂」を有する「妻沼聖天山」と、その開基で熊谷ゆかりの偉人「斎藤実盛」について、親しみやすいマンガ形式のブックレットを制作しました。また、市民の郷土愛を育み、多くの方に周知するため、市内の小・中学生児童生徒全員に無償頒布を行うとともに、一般向けには有償頒布を行いました。

今後刊行予定の『調査報告書　直実・実盛伝説』の編集に活かすため、熊谷直実・蓮生研究者である、青山学院大学名誉教授の佐伯真一氏、熊谷市史中世専門部会長であり茨城大学教授の高橋修氏ほか1名、計3名の対談者により、佐伯氏発表の『熊谷直実－浄土にも剛の者とや沙汰すらん』に熊谷直実・蓮生を学びながら、意見交換等を行う座談会「熊谷直実・蓮生　その実像と伝説」を開催しました。また、その座談会の内容については、『熊谷市史研究』第17号に収録、発表し、市民をはじめとする一般の方、そして研究者に向けに公表しました。

施策②　伝統文化の保護・伝承

伝統文化と親しむ機会の創出

■ 伝統文化の鑑賞や発表

○ 第17回地域伝統芸能今昔物語

内　　容	市内各地の市指定無形民俗文化財保存団体のうち5団体等が出演
開 催 日	11月23日
会　　場	熊谷市妻沼中央公民館大ホール
来場者数	延べ 690 人
そ の 他	開催の模様についてYouTubeにて公開中

■ 伝統文化を学習する機会の創出

○ 郷土資料展示室における常設展示及びミニ企画展

古代から現代までの熊谷を展示し、郷土の歴史を再認識する場を提供しました。
【入場者数:12,061 人（281 日間）】

○ 星溪園「俳句講座」の実施

日本の伝統文化である「俳句」に親しむ機会を設けました。
【開講回数:5回（9～10月、4名受講）】

○ 中央公民館学級講座

講座内容	参加者数(人)
熊谷の中世･近世の歴史を学ぼう	29
文学講座	35
埼玉の歴史と民俗	19
埼玉の古墳について学ぶ	25
街なかガイド講座	19
発掘調査成果から学ぶ熊谷の古代史	24
俳句入門教室	15

■ 無形民俗文化財保存継承活動

市指定無形民俗文化財保存団体14団体へ、後継者育成等の一助とし、永続的な保存･継承という重要な目的のため補助金50，000円(1団体当たり)を交付し、保存･継承の支援を行いました。

【熊谷市環境審議会委員名簿】(2025(令和7)年３月現在)

種　類		委員名	職　名
１号	学識経験を有する者	須田（すだ） 知樹（かずき）	立正大学環境科学部　学部長
		児島（こじま） 正一郎（しょういちろう）	立正大学地球環境科学部 特任教授
		新井（あらい） 千明（ちあき）	公益財団法人埼玉県生態系保護協会　熊谷支部長
２号	市議会議員	小島（こじま） 正泰（まさやす）	熊谷市議会議長
		川田（かわた） 勝巳（かつみ）	熊谷市議会環境産業常任委員会 委員長
３号	市民及び市内の関係団体代表者	江原（えはら） 仁（ひとし）	公募委員
		依田（よだ） 英世（ひでよ）	公募委員
		出井（でい） 哲司（てつじ）	熊谷市自治会連合会　副会長
		八木（やぎ） 伸一（しんいち）	一般社団法人　熊谷市医師会　理事
		後藤（ごとう） 素彦（もとひこ）	熊谷商工会議所　副会頭
		青木（あおき） 登喜代（ときよ）	くまがや農業女性部連絡協議会　会長
		髙橋（たかはし） 孝子（たかこ）	NPO 法人 熊谷の環境を考える連絡協議会　理事
		姉﨑（あねざき） 京子（きょうこ）	くまがや共同参画を進める会　理事
４号	関係行政機関の職員	山下（やました） 弘晃（ひろあき）	埼玉県北部環境管理事務所　所長
		塩野（しおの） 剛史（たけし）	熊谷警察署生活安全課　課長



©熊谷市

熊谷市環境白書(2025（令和 7）年度版)

2026（令和 8）年 3 月

発　行　埼玉県熊谷市

編　集　熊谷市環境部環境政策課

熊谷市江南中央一丁目1番地

048-536-1547